

2014年3月22日

板橋区長 坂本 健 殿

意 見 書

〒160-0004 新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階
いずみ橋法律事務所
Tel.03-5312-4815 : Fax 03-5312-4543

阿部宣男代理人

弁護士 渡 邊 彰 悟



当職は、阿部宣男氏の代理人として、今般の退職に当たって貴区役所から「懲罰」というようなご指摘を受けていることを踏まえて、下記の通りの意見を述べるものであります。

記

第1 この一年の板橋区役所資源環境部環境課による異様な経過

はじめに、今回の問題の本質を理解していただくために、特に板橋ホテル生態環境館（以下単に「ホテル館」という）をめぐって2013年春から起きた状況について説明を加えておきます。

1 駒野いづみ及び綾部斗清ら（以下「駒野ら」）に対する板橋区役所資源環境部環境課の井上正三課長（以下井上課長）によるパワーハラスメント

板橋区役所の環境課に2013年4月から配属となった井上課長は、ホテル館に来館するようになり、阿部氏とホテル館で長年ボランティアとして活動してきた駒野らに対して、突然ボランティアも自分の命令に従わなければならないということを発言し、館内の様々な生態上の点について、状況を踏まえないままに一方的に指令を出し押し付けようとしてきました。その際の発言内容は経過を踏まえない一方的な威圧的なものでありました。

2 1の問題に関する通知書と回答

1の事態に対して、当職は2013年6月3日付けで通知書(資料1)を提出し板橋区の回答を求めたが、その回答(資料2)は事態をまったく正確に認識していない形式的なものがありました。

3 高久氏への事情聴取

その後、2013年8月下旬になって、井上課長らは、高久氏らへの事情聴取をし始め、高久氏に対して、あたかも取調べであるかのようなインタビューを実施しました。

当初、来年度の契約の話があるので来てほしいと言われて8月26日に区役所に出向いた高久氏に、区役所資源環境部環境課の山崎部長・井上課長等でもっぱら山崎部長が聴取を実施しました。

話の内容は、来年の委託契約に関するものではなく、委託契約の履行内容に関する問題の指摘で、委託契約書の写しを示しながら、①そもそもの納品をしているのか、②委託の費用はどのように使われているのか、③人件費はいくらであるのか、人件費と称して他の用途に流れているのではないかというような糾問的な話をされました。契約書と違うことが行われていて、頭数も違うし、提出している書類が偽造であるなど、契約不履行で損害賠償ものだというような発言までされております。さらにこのように事実に基づかない憶測による質問をされたばかりか、警察に行きますか等というあり得ないことが告知されたりもしました。

これらの聴取の内容があまりに一方的であり、かつ事実無根のことであったため、高久氏も非常に困惑するとともに、社会的な信用を傷つけられる思いで、いたく精神的な打撃を被りました。

8月29日にも再び高久氏は聴取を受けることになりました。

このときの話の方向性は、契約の履行の問題ではなく、一転して事前説明にはなかった阿部宣男氏(以下単に「阿部氏」)のほうに移って行きました。

曰く、“阿部から言われて、名義のみの委託契約なのでないか。実質的に動かしているのは阿部であって、全部金も阿部に回っているのではないか?”と

というような非現実的で何の根拠もない話がされたばかりか、“責任をかぶりますか？ 今回の問題を指摘されたときに責任をとれるのか”と告知されました。しかも、井上課長は“言葉で言えないのであれば、OK ならば頭を下げるように”と指示しながら、通知人に対して質問をし、頭を下げることもないままの高久氏に対して“OK だね、OK だね”と繰り返したのです。これこそ強要です。

さらに、9月10日、高久氏が入院しているときでありましたが、井上課長から高久氏の携帯電話に連絡があり、“阿部に委託費が渡っているのではないかと”と断定的に表現しました。そんな事実はないと高久氏が言っても井上課長は、完璧に事件を作り上げようとする姿勢で、認めないと責任を取ってもらうと脅迫とも取れる言動を繰り返しました。

4 3の問題に対する通知とこれに対する区役所の無対応

区の職員が委託業者に対して以上のような聴取をするのは、まさに一方的と言わざるを得ないものであり、場合によっては強要とも言い得るものであったこともあり、高久氏の依頼を受けて当職は、2013年10月13日付けの内容証明郵便による通知書を板橋区役所に送付し（資料3）、以下の点を区役所に求めました。

『今回の事情聴取の上記のような内容について、それがなぜ行われたのかについて責任ある説明を文書及び面談にて求めるとともに、事実に基づかずに聴取を実施したことそのものに謝罪を求めます。

また、山崎部長・井上課長は、通知人に了解なくレコーダーを使って録音をされておりまして。通知人としてはその録音されたデータを渡していただくように求めます。』（資料3-1・3頁）

しかし、区役所からはこの通知に対する誠意ある応答はなく、いわば放置されました（資料4参照）。

この間の動きをまとめると、ホテル館でのボランティアや委託業者である高久氏への動きという形をとっているものの、結局のところいずれもホテル

館を強権的に潰すことを目的としている動きと言わざるを得ず、阿部氏を最終的な標的とする動きと見ざるを得ないのであります。

5 2014年1月27日に突然実施された「生態調査」

今般、2014年1月27日早朝、山崎部長及び井上課長らは、突然事前の通告なしに「自然教育研究センター」という業者を同行し、ホテル館の館長である阿部氏になんの連絡をすることもなく、「生態調査」と称して、ホテル（ゲンジ及びヘイケ）の幼虫が何万匹も生息する「せせらぎ」に土足で侵入し、その土を掘り返しビニールに入れて外の作業机の上でピンセットを使ったり、箎に土を開けるなどしてホテルの幼虫の存在を確認し、結果として幼虫が2匹発見されたとしました（資料DVD）。

しかし、この「生態調査」は名ばかりのものであり、まさにホテル館を潰すために実行されたものであって、一かけらの正当性も存在を見出しえない杜撰かつ強引で、調査の方法には専門性もまったく見られず、客観的にみれば、威力業務妨害・器物損壊としか言いようのない類の行為でありました。

この時期のホテル館に生息するホテルの幼虫は、体長はせいぜい6～8ミリ程度であり、その胴体の太さは1ミリ程度のものであって、27日に実施された「調査」では、まず土足で踏み入れている時点で、その足場から流れて行ってしまうものでありまして、かつビニールに入れて作業机で箎に土を開けて存在を確認しても、その箎の目を通過してしまうような大きさであることも明白であり、今回実施された「調査」がいかに非専門的なものであるかを如実に示しています。この点については後にさらに詳論します。

要するに、翻って、かかる調査が「生態調査」の名の下にホテル館の存在意義を否定しようとする意図に行われていることをよく示したものであることができます。

6 駒野氏に対する井上課長の暴行・傷害

1月30日、ホテル館に井上係長及び自然教育研究センターの職員らが9時頃来館し、その後一般区民らが来館したものの、井上課長はこれを拒否し、かつ応接の態度も居丈高であったため、駒野氏はこれに抗議したところ、井上課

長が肩で駒野氏を突き押し、駒野氏は転倒するとともにそのように突然に乱暴を受けたために過呼吸に陥ってしまったことがありました。

結局、駒野氏はそれを見ていた区民が連絡をしてくれたため、救急車で板橋中央病院へ搬送され、治療を受け、全治一週間の傷害と診断されました（資料31）。

7 1月27日に続く警察から関係者への事情聴取

1月27日の事態の後、驚くべきことに警視庁第2課がホテル館の関係者から事情聴取を始めました。

はじめは高久氏で、結局3月20日に最後（3回目）の事情聴取を受けています。次に、綾部氏、そして区の再雇用を受けている山下純子氏が事情聴取を受けています。

もちろん、このような事情聴取は区からの働きかけがなければ始まるはずありません。根拠らしい根拠もないままに警察が動いているというわけですから異常としか映りません。

なお、高久氏への聴取において、一切供述調書は作成されずに終了していません（3月20日の時点で終了とされています）。

8 この1年間の経緯のまとめ

以上のとおり、ホテル館をめぐるこの1年間に起きたことは尋常ではありません。資源環境部の部長山崎氏や井上課長の行動は一方的であり、思い込みに基づくものとしか言いようがないものでした。

第2 区から問題として指摘されている事項について

以下では阿部氏から確認した5項目の事項について、それぞれ意見を述べておきます。

1 環境館の鍵を第三者に貸与していたという事実について

区からは環境館の鍵を第三者に貸与していたことを問題として指摘されています。

確かに、阿部氏は環境館の鍵を預けた事実がありました。その相手は樋口

都久二氏（以下「樋口氏」といいます）という方で、「ホテルを飛ばす会」の会長で、これまでボランティアとして毎日環境館に来館し、水槽等の周りの点検・視認の作業をしてきており、環境館が現在のところに移ってから20年間以上に渡って初めの時から手伝ってくれていた方で、信頼のできる人物でもあります。

また、実際に鍵を預けたというのは継続的なことではなく、阿部氏が朝行けないときや、夜所要があつていくときに、カギを職員に渡すことのできない状況であったために渡したということがあったのです。やはり環境館における温度・湿度・水温の計測も継続的に必要なことでもあり、樋口氏にその任をお願いしていたということでもあります。

2 能登町ふれあい公社のこと

(1) 事実の経過と内容について

能登町ふれあい公社についての問題の指摘はどのようなことであるのか十分に理解することはできません。

区役所の方からの指摘は、イノリー企画という会社と能登町ふれあい公社との「売買契約書及び秘密保守契約書」（資料10）において、あたかも阿部氏が当事者として契約に参加していることが問題であるとのことでもあります。

しかし、もともと能登町は平成20年5月頃に、「在来種マルハナバチ飼育繁殖に関する依頼」が板橋区坂本健区長宛てに提出しております（資料9-4）。

この依頼文には「能登町では在来種の純国内生産は必要不可欠であると判断しました。切り替えのメリットとして、当然ながらセイヨウ自体の持ち込みを防止できると共に、運輸によるCO2の排出量を削減できることやダニ・ウイルス・カビなどの外来寄生生物の侵入を解消」したいとし「板橋区ホテル飼育施設における在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化する上で、板橋区ホテル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現出来ません」とあります。

区は、この依頼に応じて、阿部氏にかかる依頼に協力をするように指示したのであります。

当初、実際にクロマルハナバチの供給をすることになったのは、株式会社武蔵野種苗園という会社であり、阿部氏は技術的な要請にこたえる形で対応をしておりました。

例えば、平成 21 年 2 月には、「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会講師派遣について（依頼）」（資料 9-2）が、平成 22 年 3 月にも「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る技術指導講師派遣について（依頼）」（資料 9-3）が能登町ふれあい公社から板橋区に寄せられており、これら依頼に対してそれぞれ阿部氏は能登町に行っております。ちなみに、このときに、阿部氏は能登町ふれあい公社から交通費実費を受領しておりますが、板橋区は阿部氏に対して休暇として行くようにと指示しており、休日出勤の扱いにもなっておりませんし、区の指示で出張しているにもかかわらず、休暇として出張していた事実があったことをここで指摘しておきます。

当然ですが、阿部氏は能登町からの上記依頼のあとでいかなる経済的な利益も受けておりません。

以上の点は、イノリー企画と能登町ふれあい公社との間の契約になった以後も同様であります。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後に武蔵野種苗園はクロマルハナバチの事業から撤退をしてしまいました。

そこで、駒野氏が上記事業を引き受け、イノリー企画として能登町ふれあい公社との間で上記の「売買契約書及び秘密保守契約書」（資料 10）を平成 23 年 4 月 1 日付けで締結しました。その際に文書を用意したのは能登町ふれあい公社であり、そこに丙として阿部氏が登場したのであります。ただ、板橋区からのそれまでの阿部氏に対する指示は能登町に対する協力をするようにとのことでありますから、阿部氏としてはホテル館の館長として自らの職務に反するものでなければ問題がないと判断して上記文書への押捺に問題はないと考えたものであります。もちろん、かかる文書を作成することによって阿部氏に何らかの経済的な利益が発生したことはありませんし、状況としては上記の武蔵野種苗園が関与していた時期と異なることはありません。

(2) クロマルハナバチの効用について

能登町の問題に関連して、ここではクロマルハナバチの効用について記しておきたいと思います。

クロマルハナバチの存在はホテル館にとって様々な効用を有しています。例えば資料 12 の山岡論文「ゲンジボタル、ヘイケボタルとクロマルハナバチの関係」には、ホテルがクロマルハナバチの蜜を好んでなめることで長生きすることが語られています。

また、クロマルハナバチの生息する環境にホテルも生息するという関係がみられており、それは一つにクロマルハナバチの出す分泌物（フェロモン的一种）の成分がカビの増殖を抑制するというものであり、クロマルハナバチの生育する土壌そのものがホテルの生育する環境に適しているということが挙げられます。そういった形の共生関係が認められているわけです。この点は、板橋区経営革新諮問会議 第 7 回会議（平成 22 年 12 月 8 日）においても、当時の資源環境部長が「クロマルハナバチというものの出す分泌物が、一つのフェロモン的一种なんですが、その一種の成分がカビの増殖を抑制すると、そういった形の共生関係があるというのがわかりまして、ホテルの卵にカビが生えることがなくなった」と指摘しているのであります。

この会議報告にとどまらず、もっと積極的に資源環境課がクロマルハナバチの効用について理解をしていた文書があります。資料 13 は、前の資源環境部の大迫部長と矢嶋課長が阿部氏に対して 2012 年 5 月 22 日に示したものです。この文書の中で、その時点での体制を上記に記入し、そこから「今後の目指す方向」として、区が主導して NPO 法人（仮称「ホテル等生物多様性学習館」）を立ち上げ、区との間で施設貸出しの協定を締結し、その NPO が他の自治体や農業関係者にノウハウの提供や在来種（クロマルハナバチ）販売などの独自事業を実施するという内容を模索したのです。これはまさに資源環境部のアイデアだったのであります。このアイデアをみるとわかるように、生物多様性とクロマルハナバチについて十分な理解を基に作成されていることがわかるのです。裏を返せば、この環境資源部長の認識はその後に引き継がれていないということになります。そのこと自体が問題でありま

す。

- 3 株式会社イセキ（以下「イセキ」）のホームページに阿部氏の名前が掲載されていた事実について（資料 16）

そもそもイセキのホームページに阿部氏の名前が掲載されたのは、阿部氏が与り知らぬものであります。

2012 年 10 月頃掲載され、気が付いたときに阿部氏はすぐに削除を求め、実際に削除されています。

今回問題とされたのはキャッシュで残っていたものであると思われませんが、そのことについて阿部氏の責任を問題にすること自体が誤っています。

- 4 日本グリーンパワー株式会社（以下「グリーンパワー」）のホームページに阿部氏の名前・顔写真が掲載されていた事実について（資料 17）

これも 3 同様に勝手に名前が使われたに過ぎません。

グリーンパワーに確認したところ、井上課長から同社に連絡があり、名称及び写真掲載に関する問い合わせがあったとのことです。グリーンパワーの回答は“以前から削除の依頼がきている。ホームページについて、技術的に削除ができない状況である。でき次第すぐに削除する意向である”とのことであります。

つまり、既に井上課長はこの事実を把握していたわけです。上記の確認をした以上阿部氏に対する懲罰問題にならないことはあまりにも自明です。

この問題を懲罰の対象とすること自体、単に今回の件が阿部氏を貶めるためになされていることを示しています。

- 5 小山町との特許料に関する事実関係について

小山町に対する関係では、特許料の請求はありません。区としてはこの特許料の請求がなされていないことを問題にされているようであります。

これまでの取り扱いは、平成 14 年の 1 月以降の新規の取引先に対しては発明料を請求するが、しかし、それ以前から交流のあるところに関しては新規ではないので、以前からのお付き合いの継続として処理して発明料を請求しないとい

うことでありました。

そして、小山町は平成14年以前から交流があり、請求しない対象ということでありました。ちなみに、小山町から板橋区に届いている文書にも「以前から交流のある」とありますが、これは平成14年1月以前のことであります(資料15-2)。

なお、「業務代理人等通知書」(資料15-1)に「主任技術者」として阿部氏の名前が掲載されているものの、そもそも、阿部氏自身はかかる文書の存在を知りませんでしたし、確認したところ、もともとこの通知書はルシオラの作成名義ではあるものの、実質的に作成したのは小山町であり、小山町作成の文書にルシオラが押印をしたに過ぎないものということでありました。

もちろん、小山町から委託を受けているルシオラの受け取った業務委託料が阿部氏に渡った事実は一切ありません。

第3 今回の一連の資源環境部の行動に対して

1 はじめに

今回の一連のことを検討するに、資源環境部の行動は極めて一方的ではじめに結論ありきの行動であったということです。もちろん「結論」というのは、ホテル環境館潰し、阿部潰しであります。

2 そのように考える根拠となるいくつかの事実があります。

(1) グリーンパワー問題

既述のとおり、グリーンパワーとしては、阿部氏の名称及び写真掲載に関して“以前から削除の依頼がきている。技術的に削除ができない状況であるということ、削除する意向である”(資料17)とのことであります。

このことを井上課長は3月中旬に確認しています。問題の発端が阿部氏とは全く関係ないことを認識したのです。

そうでありながら、区は問題事項としてグリーンパワー問題を挙げているのであります。まったく理解できません。

(2) 能登町に対する事後的調査(資料14)

今回情報開示によって2014年2月2日と3日にかけて、井上課長と上野郁夫氏とが能登町に出張していることが判明しています。

その名目は「ホテル関連施設視察」となっていますが、これまでのことで理解できるように、能登町はクロマルハナバチの飼育を目指して活動をしているところでありますから（資料9参照）、「ホテル関連施設」への視察になることはあり得ません。ましてや「区立ホテル生態環境館の在り方の検討にあたり、他自治体のホテル関連施設の運営方法等を視察するため」（資料14の2枚目）ではないのです。

そして、2月2日に行っておりますが、実際には能登町側との打合せは2日何も入っておらず、3日の打合せだけであります。

しかも、その際に井上課長が延々と話したことは、阿部、綾部、駒野は犯罪者であるということであり、またお金の出入りも確認していったとのことであったということであります（つまり阿部氏へのおかしな金員の流れはないのかということ）。

結局井上課長はこの出張で阿部氏にとってマイナスとなる証拠収集を試みたわけですが、一切そのようなものもなく帰京したということになります。

このような出張が、申告目的外のもので職権の濫用であることはもちろんですが、ここでは本意見書の文脈で重要な点を指摘しておきます。つまりところ、この出張もまさに阿部潰しの一環として行われたわけです。昨年からの経過の中で、ついに1月27日に事実上「生態調査」と称してホテル館を潰しにかかったということになるわけですが、その時点以後でも、井上課長らは、阿部落としのための証拠収集をしているのであります。

この流れをみてもわかるように、はじめに「阿部潰し」「阿部落とし」ありきなのです。そうでなければ説明不能な行動です。

なお、追記しますと、この出張で、能登町役場から能登空港までの車賃として900円が計上されていますが、役場から空港までは役場の職員が送っているとのことでありますので、この900円は架空計上となります。ご確認ください。

(3) 高久氏への事情聴取等の経過からみて

高久氏が突然のインタビューを受けたのは、2013年夏のことであります。そしてすでにこの時点で、山崎部長と井上課長は、阿部氏を犯罪者のように扱って、「阿部氏にお金が流れているのではないかと根拠もなく指摘していました。

そして、10月にも同様の内容で井上課長から電話で連絡がありました。その後、1月27日に至るまで何も高久氏には連絡のないまま、突然1月27日の「生態調査」が実施され、その結果を踏まえて、区は1月30日付けで契約解除の通知を高久氏に送っています（資料7及び8参照）。

解除理由は「受託者が受託業務を履行できないことが明らかであるため」となっていますが、1月27日の結果から解除までの間に高久氏にはまったく連絡がないままに一方的に解除となっています。

つまり、内容面もさることながら、手続的にも何らの釈明もさせない、しかも区において何の監査も経ずになされたもので到底了解できる手続きではありません。

そして、以上のような経過によって解除に向かっていること自体も、ホテル館からの阿部排除の動きとしかみることができないのです。

(4) 1月27日の名ばかりの「生態調査」

今回の事態を象徴しているのは、まさに1月27日の「生態調査」です。

この異常ぶりはあまりにも明白です。これを録画したDVD資料は区の方々全員が観られるべきでしょう。その問題点については後に詳論します。

3 今回の経過の中での最大の問題は何か

(1) 区の貴重な財産の消滅

ア はじめに

今回の経過で最も問題であるのは、これまで板橋区の評価を高めていたホ

タル環境館を事実上機能停止させた環境課の職員による一連の行為であります。

2013年4月に始まった井上課長によるボランティアに対するパワハラから始まり、委託業者に対して不当な疑惑を被せ、そして、ついには2014年1月27日の名ばかりの「生態調査」と称して調査が実行されました。

この調査によって膨大なホタルの幼虫が流され、そして殺されました。

おそらく今年はこのままでは例年のホタルの特別鑑賞の実施は不可能となりました。

なぜ、この問題を区は正面から問わないのでしょうか。

今回の「生態調査」は客観的に見れば、区の貴重な財産を損ねたものです。刑法的に評価すれば、業務妨害、器物損壊（動物傷害）にも該当します。

イ 聖学院大学政治経済学部平修久教授のコメント

聖学院大学政治経済学部平修久教授は、今回の「生態調査」に対して以下のようにコメントしています（資料20）。

「1. ホタルは、現代において、生物学的に貴重であるとともに、地域コミュニティの再生・強化にとっても重要な存在である。ホタルに係る者にとって、幼虫1匹1匹が大切な存在である。

2. 板橋区のホームページによると、せせらぎ（屋内）の調査結果は、2匹のゲンジボタルと85匹のカワニナを発見し、推定個体数は、ゲンジボタルが23匹、カワニナが963匹としている。調査会社のこの報告が正しいのであれば、板橋区は区民に対して深く謝罪する義務がある。例年、ホタル鑑賞会では約1万匹のホタルの乱舞を楽しむことができたが、今後はそのような光景を見ることができなくなったことを意味するからである。

言い換えると、ホタルという区民の財産が壊滅的になったということである。

（中略）

5. 生き物の生息調査については、適切な時期と適切な方法がある。調査会社が参照した国土交通省の「河川水辺の国勢調査 基本調査マニ

マニュアル【河川版】（底生動物調査編）」には、底生動物の季節ごとに生態についてまでは記載されていない。したがって、ホタルの生息を調査する際には、適切な時期とそれに適合した方法を別途確認することが求められる。今回の調査ではそれについての言及はなされていない。

6. ホタルの一生に関する知識を持ち、ホタルを育てた経験のある人であれば、1月末の段階で幼虫はまだかなり小さく、せせらぎの底でじっとしている時期であり、せせらぎには入らないことは常識である。せせらぎに足を踏み入れての調査は、板橋区民の財産ともいべきホタルの幼虫に対する配慮がなされなかったと言わざるを得ない。
7. 底生生物はルーペを必要とするような数ミリ、あるいはそれ以下のものもある。しかしながら、今回、ホタルの幼虫のサイズを1cm以上のものに限定したという。国土交通省のマニュアルでは、微小の生物に対して0.5mmのふるいを用いることとしている。実際に、1月末の段階では、ホタルの幼虫は数mmと小さい。1cm以上もあるような幼虫は、前年に上陸しそこなったものと思われる。
8. 微小な底生生物は採取用ネットの網にひっかかる可能性が大きい。容器に移す際には、ネットに生物が残っていないかを慎重に見極める必要がある。しかしながら、そのような丁寧な採取はなされていない。
9. せせらぎに生息するホタル等の底生生物は微小であり、小石などに挟まれると死ぬ可能性がある。しかしながら、そのようなことを考慮せずに調査が実施されたようである。ホタルの幼虫の生命を気遣う配慮なしの調査は、調査の名に値するとは言えない。
10. 以上のように、調査の時期及び方法は不適切である。調査を実施した企業が適切であったかも疑問である。さらには、調査を現場で監督していた区職員が適切な指示を出さなかったことも大いに疑問である。」（下線は代理人）

ウ 大東文化大学環境創造学部の山口由二教授の要望

同様に、大東文化大学環境創造学部の山口由二教授も今回の生態調査の問題点を縷々以下のように述べています（資料19）。

「同法（国土交通省の「河川水辺の国政調査 基本調査マニュアル【河川版】」のことは、フィールド（野外の河川や海浜）において定期的に定住採集（生物種を調べる調査であり、生物の個体数を調査する定量採集ではない）を主眼としており、今回のように生息密度を推定し、施設全体の生息数を推定するものではない」として「今回のような人工的な屋内で行う調査方法として妥当な方法とは言えない」と断じています。

そして調査の問題点として、何よりも次の点が強調されています。この点は上記の平教授の指摘と共通します。

「ホタル類の生態に関して考慮されていない。ホタルは一般に夜行性で、昼間は微小な隙間に入っており、見つけることが難しい。また調査の行われた時期はホタルの冬眠期にあたることも注意する必要がある。越冬期の屋内飼育ではホタル幼虫のサイズは1 cm以上とある文献や観察記録もあるが、板橋区ホタル生態環境館せせらぎでは、自然に近い環境で摂餌量も限られている。そのため調査時のゲンジボタルの幼虫は2令6mm前後で、湿地帯部分とせせらぎ流れの左右川岸付近で越冬していたものと思われる。」

「・・・採集者が巻き上げる泥と、秒速40cmの流速に逆らえず、底生で越冬中のホタル幼虫はカワニナの稚貝とともに、瞬時に下流へ流された可能性が高い。また、ホタル幼虫は極めて柔らかく、傷つきやすい。採集者用いた網の中で他の残差物に押しつぶされてしまったものが多数あったと考えられる。」（資料19・2頁）

以上のような分析のもとで、山口教授は、「この調査の妥当性を疑問に思うと共に再度、綿密なる調査が行われることを要望」しているのです。

区はこの専門家の要望に耳を傾け、早急に再調査を実施すべきであります。

エ 実際の生態調査の様子

今回の生態調査の実施状況については環境館ボランティアがその実態を映像に残しています（資料 DVD と資料 29）。

まず、何よりも本件「生態調査」は、阿部氏の事前の了解なしに行われています。生態調査をする前提としてホテル館の環境状態をもっとも深く認識理解している阿部氏との打ち合わせが必要であったと思料しますが、そのようなことは一切なされず、一方的に行われています。これも「生態調査」とは名ばかりという一つの証左です。

資料 29 の 2 枚目の上の写真をみてもわかるように、業者はせせらぎに土足で踏み込んでいます。上記の山口教授の指摘のとおり、「湿地帯部分とせせらぎ流れの左右川岸付近で越冬していた」ホテルの幼虫が「底生で越冬中のホテル幼虫はカワニナの稚貝とともに、瞬時に下流へ流された」ということができます。土足でせせらぎに踏み込んだ時点で、この「生態調査」は適格性を欠き失格だったのです。しかも、せせらぎから採取した土を含めて水を、ジッパー付きビニール袋に入れて採取したのです。このような方法によって、生態は酸欠により死亡するという状況も認められました。

そして、実際の計測もあまりにも酷く正視に耐えないものです。基本的にこの業者は 10mm 以上の幼虫を念頭に置きながら調査を実施していたこともわかっています。

例えば、資料 29 の中で永石氏（ホテル館ボランティア）が、スポットで計測しないと幼虫は小さいから死ぬと指摘しているにもかかわらず、山崎部長は「だって今は大きいんでしょ」と答えており、また、生態調査を実施した自然教育研究センターの報告書を見ても「今回の調査日である 1 月下旬ごろは、ホテルの幼虫は一般的に 15～25mm 程度に成長しており」とホテル館の状況を理解せずに述べています。

実際に用いられた策は、2.5×1.5 ミリのもので、当時の幼虫の大きさからすれば幼虫のほとんどが網目をすり抜けていきます。そして、観察した後の水は、せせらぎに戻すのではなく、学習室とせせらぎの間にある下水道に捨てたのです。微生物などの生き物や、ホテルなどが入っていることも考えられるのですから、通常は流さずにせせらぎに戻すべきですが、そ

のようなことも理解しない業者でありました。もちろん下水道の中に多くのホタル幼虫と微生物が流されていったことは明白です。

以上のように、資源環境部の手によって、甚大なる数のホタル幼虫が殺され「区民の財産が壊滅的」（資料20）になったのです。この責任こそ区は問うべきであります。

(2) 区に対する信頼感を喪失せしめたこと

ホタル館の存在意義は様々ありました。区民のみならず全国のホタルファンへの癒しの場の提供という面があったことは当然です。そして、生物多様性の保持という意味でも大きな意味を持っており、そのことは区みずから認めていたことでした。

以下の答弁は板橋区経営革新諮問会議 第7回会議（会議録4頁 平成22年12月8日）における前の資源環境部長によるものです。

「意義というのは、実はホタルというのは一つそれだけじゃなくて、色々な生物の多様性といいますか、そちらの環境教育のための施設なんですね。研究している大学も国内の10大学と、あとアメリカの2大学、こちらの研究者との交流もございます。

そういったことも含めて、ホタルだけではなく、さまざまなホタルとの共生関係にある例えばハチであるとか、またはホタルのえさであるカワニナであるとか、そういった生物というのは一種類だけでは生きられずに、異生物から、すべていろいろな食物から、色々なものが一つの生物の食物連鎖という中で生物多様性を形成していると、そういうのを目の当たりにできる環境教育施設というのがこの存在意義になっているというふうに考えております」（資料11・4頁）。

かかる存在意義を忘れた今回の資源環境部の責任は重大です。

(3) これまでの阿部氏の寄与に対する裏切り

阿部氏がホタル館を通じて構築してきた技術は、広く世に認められ、多くの特許料を生んできました（資料 30）。

このようにこれまで誠実に職務を遂行し、ホタル等を通して区に対する信頼と期待とを担ってきた阿部氏に対する最後の処遇が懲罰とは許されるはずはありません。

(4) 大熊町の期待に対する裏切り

ホタル館のホタルはもともと福島県大熊町のホタルでした。大熊町のブログでは以下のように語られています（資料 25）。

「今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちます
—板橋区ホタル生態環境館—

大熊町を故郷に持つゲンジボタルが、東京都板橋区ホタル生態環境館で夜間公開されます。

このホタルは、平成元年に熊川地区から約 300 個の卵を採取し、世代交代を繰り返して今年で 23 世代目となります。この間一度も他の地域の個体や幼虫など一切交えず、現在まで大熊町熊川の遺伝子を育んでいます。

ホタルは、外部から毎時 0.5 マイクロシーベルト以上の放射線を浴びると光らなくなるとされています。私たちは、残念ながらふるさと大熊町でホタルを見ることはできませんが、板橋区ホタル生態環境館で、同じ大熊町を故郷に持つホタルを鑑賞しませんか？

そして、希望の光として、いつの日かホタルの光舞うふるさと大熊町を取り戻しましょう。」

今回の資源環境部によるホタル館潰し・阿部潰しの所業は、この大熊町の「希望の光」をも奪うものです。

最後に

今回の名ばかりの「生態調査」と根拠のない事実をあげつらって阿部氏を追い落とそうとする行為は許されるべきではありません。また区として許してはなりません。

冷静にかつホテル館の意義を十分に理解され、適正な判断をされることを求めます。

以上

資 料 一 覧

- 資料 1 2013年6月3日付け通知書
- 資料 2 1に対する区の回答
- 資料 3 2013年10月13日付けの内容証明郵便による通知書
- 資料 4 3に対する区の応答
- 資料 5 委託契約書（平成24年9月1日～）
- 資料 6 委託契約書（平成25年4月1日～）
- 資料 7 契約解除についての通知
- 資料 8 同上
- 資料 9-1 能登町クロマルハナバチ試験飼育に向けての研修会開催について
- 資料 9-2 能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会講師派遣について（依頼）」
- 資料 9-3 能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る技術指導講師派遣について（依頼）」
- 資料 9-4 在来種マルハナバチ飼育繁殖に関する依頼
- 資料 9-5 要望及び陳情書
- 資料 10 売買契約書及び秘密保守契約書（能登町ふれあい公社）
- 資料 11 板橋区経営革新諮問会議 第7回会議（平成22年12月8日）
- 資料 12 山岡論文「ゲンジボタル、ヘイケボタルとクロマルハナバチの関係」
- 資料 13 ホタル生態環境館の今後のあり方について（前資源環境部大迫部長・矢嶋課長作成）
- 資料 14 近接地外出張に関する書類
- 資料 15-1 業務委託契約書（小山町）
- 資料 15-2 平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業に伴う職員派遣について（お願い）
- 資料 16 聴取内容報告書（株式会社イセキ）
- 資料 17 報告書（日本グリーンパワー株式会社）
- 資料 18 板橋区施策評価表
- 資料 19 板橋区ホタル環境館におけるホタル類と貝類の生息状況に関する再調

査の要望書（大東文化大環境創造学部 山口由二教授）

資料 20 板橋区ホタル環境館におけるホタル等生息調査について（聖学院大学
政治経済学部 平修久教授）

資料 21 公開質問状

資料 22 要請ビラ（板橋ホタル館の存続を求める会・いたばしのホタルの安全
を守る会）

資料 23 同上

資料 24 板橋区ホタル環境館におけるホタル等生息調査報告書

資料 25 大熊町ブログ

資料 26 板橋区ホームページ「福島県大熊町長と議長が板橋区を来訪」

資料 27 都政新報「ホタル館 閉鎖の危機」

資料 28 東京新聞「ホタル館の灯 消えそう」

資料 29 1月27日生態調査及び2月7日引き継ぎ記録映像

資料 30 ホタルの累代飼育の特許について

資料 31 診断書（駒野）

資料 32 診断書（阿部）

DVD 資料 1月27日「生態調査」の映像

以上

ご 通 矢 口

板橋区 坂本 健 区長 殿

2013年6月3日

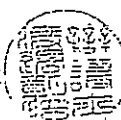
〒160-0004 新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4F

いずみ橋法律事務所

Tel03-5312-4815 : Fax03-5312-4543

通知人 駒野いづみ及び綾部斗清

通知人ら代理人弁護士 渡邊彰悟



当職は通知人らの代理人として、貴区役所環境課の井上正三課長（以下井上課長といいます）の4月以後の一連の下記内容の発言に対して、区役所としての見解をお伺いしたくご通知申し上げます。

記

1 この間の出来事

板橋区役所の環境課に今年の4月から配属となった井上課長は、板橋ホテル生態環境館（以下単に「ホテル館」といいます）に来館するようになり、阿部氏とホテル館で長年ボランティアとして活動を続けてきた通知人らに対して、突然ボランティアも自分の命令に従わなければならないということを発言し、館内の様々な生態上の点について、状況を踏まえないままに一方的に指令を出し以下の内容を押し付けようとしてしました。

第1に、ホテル館であるのにハチを飼育することは認められない、

第2に、猫が飼育されていることは認められない、

第3に、カラスが飼われていることも認めない、

第4に、ボランティアといえども自分の命令に従ってもらう、しかし、ボランティアからの意見があれば阿部を通すように

というような内容でありました。これらの発言内容については経過を踏まえない一方的なものであって次に指摘をしますが、その言動は威圧的で一方的なものでありました。

2 指摘されている内容について

以下で井上課長の発言の内容について検討いたしますが、そもそも、井上課長はホタル館の実態すら把握せず、またホタル館について公表されている情報すら読むことなく一方的な思い込みから素人の立場から発言をしていたことも明らかであります。現場を管理しようとする人物としての適格性も疑われることを最初に指摘しておきたいと考えます。

(1) ハチについて

ホタル館で飼育されているハチは在来種マルハナバチであります。これに関してはずでに、ホタル館のことを説明する文書の中で次のような指摘がなされています。

「板橋区ホタル生態環境館での役割

ホタル同様に在来種マルハナバチの飼育にも力を入れています。特にクロマルハナバチはゲンジボタルが生息している箇所には9割以上の確率で生息しています。ゲンジボタルと何らかの因果関係が有るのではないかと推測し、有る程度、因果関係が分かりつつあります。」

このように、マルハナバチを位置づけられています。つまりマルハナバチが生育した土そのものがホタルを生育していく上で極めて良好で不可欠な環境を整えることになるということでもあります。

このハチの問題については、その後井上課長は上記のような説明を受けて発言を撤回されましたが、そもそも環境課の課長としてホタル館の現状に対して発言をするのならば、現状の把握と認識をもたれてからなすべきであるところですが、かかる把握もないままに一方的な発言をなされていたことを示すものといえることができます。

(2) 猫について

ホタル館で大きな悩みの種であったのはネズミとゴキブリであります。

しかも、このネズミとゴキブリの駆除のために薬剤等を使用することは、デリケートな生き物であるホタルにとっては死活の問題となってしまいます。

このネズミとゴキブリ問題を解決したのが猫の存在であり、猫がいることによってネズミとゴキブリはいなくなっていくという事実としての経過がありました。

猫の存在の必要性についてまったく問うこともせず、猫好きが単に飼って

いるが如く、公の施設で猫が飼育されることは認められない、そしてその一方的な決め付けのみならず、井上課長は、“猫が居ることによってこのネズミがいなくなったっていうのはそんなにはね、科学的には証明されない”かのように発言し、それまでの経緯もまったく無視した断定的な発言を繰り返したのであります。そしてこのことについてボランティアの人たちから説明を試みても、結果的には「それを以てして猫を置いとくって言う理由には私はならないと思います」と結論付けたのであります。

(3) カラスについて

カラスについての経緯経過は、1998年4月にホテル館に隣接している板橋区立高島第三小学校の校庭高木に巣を作り、雛を親カラスが育てていたところ、児童3名が石を投げ巣を破壊したため雛1羽が落ち、その児童がホテル館に持ち込みました。その後、毎日今日に至るまでカラスを放鳥していますが、夕方になると舞戻る状態であります。

実際、カラスの存在がホテル館の運営に何らの支障も与えておりませんし、逆に、来館する子どもたちの中には、このカラスを見に来たという子どもすらいるというような状態です。

(4) 犬について

井上課長がホテル館に来た際にいた犬は、確かにボランティアの所有しているものでした。そのときにはボランティアもたまたま事情があつてホテル館に連れてきてしまいましたが、これは日常的な問題ではありませんでした。

3 板橋ホテル生態環境館について

井上課長の言動についての法的な評価をする前に、通知人らの板橋ホテル生態環境館に対する思いというものをお伝えしたいと思います。この思いがあるからこそ、今回の井上課長の言動がより一層精神的な打撃となっていることがご理解をいただけると考えるからであります。

(1) ホテル館の沿革

ホテル館は、1989年に、福島県大熊町からゲンジボタルの卵を約300個、栃木県栗山村からヘイケボタルの卵約700個を僅かのカワニナとともに譲り受けて飼育をはじめたところからはじまっています。世代交代を繰り返して今年で24世代目となります。

順調に飼育が進み、1993年には、独立したホタル専用の施設として「ホタル飼育施設」を開設し現在に至っています。

夜間の一般公開はヘイケホタルとゲンジボタルとで2回に分けて行われ、それぞれ、今年であれば、ゲンジボタルは6月14日(金)から16日(日)の3日間、ヘイケボタルは7月13日(土)から15日(祝)の3日間となっています。

このホタルの夜間特別公開は恒例の行事になっており、地域の方々、ホタル愛好家、そして癒しを求める現代人にとっても大切なものとなっています。そして、例年各3日間で、それぞれ1万人程の人々が全国各地から板橋区に向かうのです。

多くの区民、市民の方々に喜んでもらい、しかもホタルを通じて環境に関する問題を提起すること、そして多くの人々が来場することで地域住民の人々もこれを心から喜んで受け止めてくれてきました。

ホタル館はまさに板橋区のそして日本にとっての財産であり、これを維持発展させていくことこそが責務であると阿部氏は考え、その考えと姿勢に共感して多くの通知人を含むボランティアが粉骨砕身ホタルの生育に取り組んでいるのであります。

(2) ホタル館の知名度

- ① 現文部科学省大臣下村博文氏はブログで次のようにホタル館のことを触れている (公開日:2012年6月23日)

「板橋区ホタル生態環境館でゲンジボタルの夜間一般公開が22日から始まり何年かぶりに行ってみる。

ここのゲンジボタルは福島県大熊町を故郷にするもので、平成元年に大熊町から約300個の卵を採取し、世代交代を繰り返し今年で23世代目になるという。

夜8時ごろ温室に入ると約3000匹いるホタルが乱舞していた。幻想的でありまた光がやわらかく、癒される蛍の光だ。子供の頃、家の前の田んぼを数匹のホタルが舞うのはあったが、温室で約3000匹のホタルが飛んでいるのは圧巻だ。

<http://hakubun.jp/2012/06/%E3%83%9B%E3%82%BF%E3%83%AB%E7%94%9F%E6%85%8B%E7%92%B0%E5%A2%83%E9%A4%A8%E3%81%AE%E3%83%9B%E3%82%BF%E3%83%AB%E3%81%AE%E5%A5%87%E5%BD%A2%E5%87%BA%E7%8F%BE/>

ホタルは外部から 0.5 マイクロシーベルト/h 以上の放射線を浴びると光らなくなる。非常にきれいな環境でなければ生きていけない。現在残念ながら、大熊町ではホタルを見ることができないという。

ホタル生態環境館で阿部宣男さんに話を聞く。その板橋でもホタルに奇形が生まれている。放射線の影響だそうだ。

そのために、阿部さんはナノ純銀粒子による放射性物質の低減実験を行っている。環境に敏感なホタルやクロマルハナバチ再生等でカビ、病原性大腸菌、ウイルス対策としてこれまでもナノ純銀粒子(抗菌メカニズム)及び担持材を研究して 10 年になるが、これが放射性物質にも効果があることがわかったという。

これまでの除染の方法ではなく、放射線量そのものを低減し無害化する方法であるが、文科省や原子力研究開発機構などの理解が得られず、あまり進んでないという。

消滅しつつあるホタルを見に行った私も、阿部さんの話を聞き放射線量の低減や無害化に向け勉強し、国会で質問することにした。」

このほかにも多くの国会議員（小澤一郎議員）やその関係者（安倍首相の妻安倍昭恵氏）等もホタル館を訪問し、このホタル館の意義を確認していることをご承知のとおりです。

② 福島県大熊町のブログから

①の中でもホタルがきれいな環境でなければ生きていけないという話が出ていますが、ホタル館にホタルが提供された福島県大熊町からも熱い視線がホタル館に寄せられています（2012年5月29日付²）。

「今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちます
—板橋区ホタル生態環境館—平成24年

大熊町を故郷に持つゲンジボタルが、東京都板橋区ホタル生態環境館で夜間公開されます。

このホタルは、平成元年に熊川地区から約 300 個の卵を採取し、世代交代を繰り返して今年で 23 世代目となります。この間一度も他の地域の

² <http://blog-okuma.jugem.jp/?eid=509#sequel>

個体や幼虫などと一切交えず、現在まで大熊町熊川の遺伝子を育てています。

ホタルは、外部から毎時 0.5 マイクロシーベルト以上の放射線を浴びると光らなくなるとされています。私たちは、現在、残念ながらふるさと大熊町でホタルを見ることはできませんが、板橋区ホタル生態環境館で、同じ大熊町を故郷に持つホタルを鑑賞しませんか？

そして、希望の光として、いつの日かホタルの光舞うふるさと大熊町を取り戻しましょう。」

板橋から遠く離れた大熊町の人たちにとっても、ホタル館のホタルの光は、まさに希望の光であることが理解できます。

③ 福島県大熊町長と議長が板橋区を来訪（平成 24 年 5 月 11 日³）。

②と共通のものでありますが、2012 年 5 月 11 日、福島県大熊町の渡辺利綱（わたなべ・としつな）町長と千葉幸生（ちば・ゆきお）議長の一行が、板橋区を訪れ、ホタル館を見学したときのものです。

『ふるさとのホタルを見学した渡辺町長は「大熊町のホタルが元気に世代を重ね、光を放っていることは、町民にとって故郷を懐かしむ非常にうれしい話題であり、帰還を願う希望の光でもあります」と、坂本区長は「板橋で育った故郷のホタルを通じて、少しでも大熊町の皆さまの心の支えになれば、うれしいです」と話していました。』

④ Green People NHK エコチャンネル

メディアで取り上げられてきたものは数知れませんが、例えば NHK のエコチャンネルというところでホタル館が紹介されています。動画はこちらです。

http://cgi4.nhk.or.jp/eco-channel/jp/movie/play.cgi?movie=j_mrs_20111101_2051

そこで紹介されている文章は次のとおりです。

「板橋区ホタル生態環境館」は、1989 年より東京・板橋区でゲンジボタ

³ http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/045/045027.html

ルやヘイケボタルを育て、ホタルの光を通して、人と環境の関わりを伝える活動を行っています。ホタルや水辺環境の生態を再生して、再び自然と共生する「エコポリス板橋」の実現に力を入れています。」

このようにメディアにおいてもホタル館は取り上げられ、その意義が確認されてきております。

4 パワーハラスメントについて

政府広報オンラインでは6つの分類を設けています。①暴行・傷害（身体的な攻撃）②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）、ここには人格を否定されるようなことを言われるの含まれます。③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）となっています。

今般井上課長の言動において問題となるのは、②④であると認識しております。

まず、②の精神的な攻撃という点ですが、今般の井上課長のボランティアに対する発言は、ハチや猫の存在意義も無視した一方的な決め付けと威圧的な態度に基づくものであって、通知人も含めたボランティアは圧迫を受けるとともに、大いに不快な感情を抱かざるを得ませんでした。

次に、④の過大な要求という点でも、ホタル館にとって必要な存在であるハチや猫を排除して円滑な業務の遂行を著しく阻害するような発言を威圧的に行ったものであります。

いずれにしても、井上課長は新任の課長としてホタル館の事情を理解することなく自らの思い込みによって、ホタル館の状況は無視して、そのことをボランティアに指揮命令関係にあるかのごとく指示し、その態度は威圧的なものであったのでありますから、井上課長のこの間のボランティアに対する言動は上記分類の②④に該当するパワーハラスメントにほかならなかったものであります。

- 5 以上のとおりであります。通知人らとしては、板橋区長に対して下記の内容についてご見解を示されますようにご通知申し上げます。

- (1) 板橋区としてこの間の井上課長のホタル館における言動についてどのような事実関係にあると認識されていますか。
- (2) 井上課長の本年 4 月以後のホタル館における言動は本書面で示したとおりと認識しているが、この井上課長の言動は通知人らを含むボランティアの人たちへのパワーハラスメントではありませんか。
- (3) ボランティアの人たちは本書面で明らかにしたように、ホタル館の発展こそ願っているが、今回の井上課長の言動は、ボランティアの人たちのホタル館に寄せる期待と願いを踏みにじるものではありませんか。
- (4) 環境課において、板橋区においてホタル館の果たしている役割について、どのように周知徹底がなされていますか。

以上です。既に 4 月 19 日にも本件問題について通知人らは公聴広報課の小野氏に対して事実関係を伝えております。そのうえで、小野氏は問題を関係部署に伝えるということでしたので、当然関係部署にて検討をされている問題でもあると認識しております。

その点の認識も踏まえ、上記の点について本所到達後 10 日以内にご回答をいただきたくお願いを申し上げます。

ボランティアの人たちの願いは上記のとおりホタル館の維持発展の一事です。その点をぜひともご理解をいただき、ボランティアの方々の姿勢に正面から向き合ったご回答をお願いいたします。

以上

通知人ら代理人弁護士 渡邊 彰悟 様

区長へのご通知、拝見いたしました。

お尋ねいただいた4件につきまして、回答させていただきます。

- (1) 板橋区としてこの間の井上課長のホタル館における言動についてどのような事実関係にあると認識されていますか。

【回答】

4月当初より井上課長がホタル生態環境館に出張し、施設の健全な運営について指導していることは認識しております。その際の言動が威圧的なものであったとは認識しておりません。

- (2) 井上課長の本年4月以降のホタル館における言動は本書面で示したとおりと認識しているが、この井上課長の言動は通知人らを含むボランティアの人たちへのパワーハラスメントではありませんか。

【回答】

ボランティアの方々がホタル生態環境館を利用して自主的な活動をしていただくにあたり、当該施設を管理する者として、守っていただきたいことについて説明したものです。いわゆるパワーハラスメントと言われるような、威圧的、かつ、脅迫にあたるような言動は一切行っておらず、そもそもパワーハラスメントが起こるような職務上の関係ではないと認識しております。

なお、厚生労働省によれば「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」としています。

- (3) ボランティアの人たちは本書面で明らかにしたように、ホタル館の発展こそ願っているが、今回の井上課長の言動は、ボランティアの人たちのホタル館に寄せる期待と願いを踏みにじるものではありませんか。

【回答】

ホタル生態環境館の環境教育における役割や区民からの応援の声は十分認識しており、行政としてのホタル生態環境館の健全な運営について指導したものであり、ご理解をお願いいたします。

- (4) 環境課において、板橋区においてホタル館の果たしている役割について、どのように周知徹底がなされていますか。

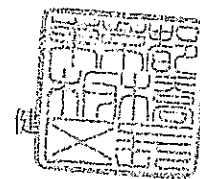
【回答】

ホタル生態環境館は生き物とのふれあい体験を通して、生態系や生物多様性の大切さを理解し、区民の環境教育や環境意識向上に寄与する施設であることをホームページ等で周知しています。また、地元住民や関係団体等、多くの皆さんに親しみを持たれている施設であると認識しています。

以上のとおり、回答いたします。

平成 25 年 6 月 13 日

東京都板橋区長 坂 本



担当 資源環境部環境課 電話 3579-2591

+

複写

ご 通 知

板橋区 坂本 健 区長 殿

2013年10月11日

〒160-0004 新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4F

いずみ橋法律事務所

Tel.03-5312-4815 : Fax03-5312-4543

通知人 高久秀雄

代理人弁護士 渡邊彰悟

当職はむし企画所属の高久秀雄氏の代理人として、ご通知を申し上げます。

記

- 1 むし企画は貴区との間で、ホテル生態環境館に関する業務管理委託契約を締結し、これまで契約に則りこれまで誠実に職務（「せせらぎ及び生態水層水質維持管理」及び「ビオトープ（実験水路管理業務委託）」）を履行してまいりました。
- 2 しかし、この間、高久氏に対するあたかも取調べであるかのようなインタビューが実施されました。

当初、来年度の契約の話があるので来てほしいと言われて8月26日に区役所へうかがいました。聴取を担当されたのは貴区役所資源環境部環境課の山崎部長・井上課長等で、もっぱら山崎部長が聴取を実施されました。

話の内容は、来年の委託契約に関するものではなく、委託契約の履行内容に関する問題の指摘で、委託契約書の写しを示しながら、①そもそもの納品をしているのか、②委託の費用はどのように使われているのか、③人件費は

複写

いくらであるのか、人件費と称して他の用途に流れているのではないかというように糾問的な話をされました。契約書と違うことが行われていて、頭数も違うし、提出している書類が偽造であるなど、契約不履行で損害賠償ものだというような発言までなされました。さらにこのように事実に基づかない憶測による質問をされたばかりか、警察に行きますか等というあり得ないことが告知されたりしました。

これらの内容はあまりに一方的であり、かつまったく事実無根のことです。このような一方的な聴取をされたことで、通知人として非常に困惑するとともに、社会的な信用を傷つけられる思いで、いたく精神的な打撃をこうむりました。

次に、8月29日に再び聴取を受けることになりました。

このときの話の方向性は、一転して契約の履行の問題ではなく、事前説明もなかった板橋区ホテル生態環境館勤務の阿部宣男氏（以下単に「阿部氏」といいます）のほうに移って行きました。

曰く、“阿部から言われて、名義のみの委託契約なのでないか。実質的に動かしているのは阿部であって、全部金も阿部に回っているのではないか？”というように非現実的で何の根拠もない話がされ、のみならず“責任をかぶりますか？ 今回の問題を指摘されたときに責任をとれるのか”と告知されました。これは、何の事実に基づかない告知でありますから、まさに脅迫に等しいものと言わざるを得ません。しかも、井上課長は“言葉で言えないのであれば、OKならば頭を下げるように”と指示しながら、通知人に対して質問をし、頭を下げることもないままの通知人に対して“OKだね、OKだね”と繰り返しました。

さらに、9月10日、通知人が入院しているときでしたが、井上課長から通知人の携帯電話に連絡があり、“阿部に委託費が渡っているのではないか”と言い切りました。そんな事実はないと通知人が言っても井上課長は、完璧に

複写

事件を作り上げようとする姿勢で、認めないと責任を取ってもらうと脅迫とも取れる言動を繰り返しました。

区の職員が委託業者に対して以上のような聴取をするのは、まさに一方的と言わざるを得ず、場合によっては強要とも言い得るものであります。

そして、今回の聴取の意図について、阿部に金員が流れている、阿部が横領している、阿部は悪い奴なんだということをあからさまにされていたところからも、聴取目的はもともと業務管理委託契約そのものではなかったと判断せざるを得ない状況です。

3 通知人の要求

これまでの聴取が、いかなる目的で行われようとしたのか、上記のようなやり取りで垣間見ることができますが、いずれにしても通知人としては委託業者としてこれまでも誠実に業務をこなしてきましたので、今回のような扱いをされたことについて到底納得することができません。

今回の事情聴取の上記のような内容について、それがなぜ行われたのかについて責任ある説明を文書及び面談にて求めるとともに、事実に基づかずに聴取を実施したことそのものに謝罪を求めます。

また、山崎部長・井上課長は、通知人に了解なくレコーダーを使って録音をされておりまして。通知人としてはその録音されたデータを渡していただくように求めます。

本書到達後 1 週間以内に上記内容について回答されるように求めます。

なお本件につきましては当職が通知人の代理人となりましたので、ご不明な点などありましたら、当職宛にご連絡をいただきますようお願いを致します。

以上

差出人
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル4F
いずみ橋法律事務所

弁護士 渡邊 彰 悟

(付記)

受取人
〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

坂本 健 区長 殿

郵便認証司

25. 10. 11

この郵便物は平成25年10月11日
第 10397864385 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2013101113541400100000 号

3 / 3 頁

新 東 京
25. 10. 11

12-18

契 25.10.15 印
12-13

郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	板橋区役所 様 坂本 健 区長
お問い合 わせ番号	103-97-86438-5 号
上記の郵便物等は、25年 10月 15日に 配達しましたので、これを証明します。	
日本郵便株式会社 板橋郵便局	

日 付 印
板 橋
25.10.15
12-13

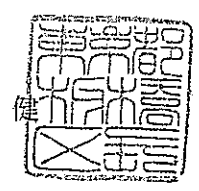
通知人 代理人弁護士 渡邊 彰悟 様

区長へのご通知、拝見いたしました。

お尋ねいただいた件につきましては、現在調査中のためご回答は控えさせていただきます。

平成 25 年 11 月 11 日

東京都板橋区長 坂 本



担当 資源環境部環境課 電話 3579-2591



(板契第 4240400835号)

収入
印紙

課長	係長	係員

委託契約書

1 件名 ホテル主能環境館ヒオトーフ(実験水路)管理及びホテル飼育・水質管理業務委託

2 契約金額

¥9551850 円

(この契約に係る消費税額) 免税

3 契約期間

平成24年9月1日 から
平成25年3月31日 まで

4 履行場所

別紙仕様書のとおり

5 契約保証金

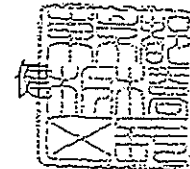
免除

6 契約確定日

平成24年8月31日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂本



住所

〒287-0227 千葉県成田市一坪田272-26

受託者

氏名

おし企画

代表 高久秀雄

TEL 0476(73)6870 FAX 0476(73)6821



東京都板橋区は、上記業務（以下「委託業務」という。）を上記金額で委託するため委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、委託業務を表記期間別紙仕様書及び内訳書に基づき履行しなければならない。

(委託業務の委任)

第2条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。ただし、やむを得ず第三者に委託業務の一部を委任する場合は、書面により甲に通知し、承諾を得なければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、関係諸法令等及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行にあたる。

また、契約の履行に際し、関係諸法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。

(検査等)

第4条 乙は、仕様書に明示された日時の委託業務が完了したときは、直ちに甲の指定する書面により甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

(代金の支払い)

第5条 乙は、前条の検査又は確認を受けた後、当該月分の契約代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に、当該月分の契約代金を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第6条 委託業務の遂行中に生じた損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失によって生じしめたとき、又は天災等変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(違約金)

第8条 乙は、指定期間内に委託業務を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める割合で計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を違約金として甲に納付するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する契約代金を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合におい

て、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 契約解除の申出があったとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当するとき。

(4) 銀行取引を停止されたとき。

(5) 前各号のほか、乙又は代理人がこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく又は契約保証金の納付金額が契約金額の100分の10に充たないときは、乙は契約金額の100分の10相当額又は不足額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし、履行部分があるときは、契約金額から履行部分相当額を控除した額の100分の10に相当する額とする。

3 乙が、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は、前項の規定を適用しないことがある。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき業務遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。
(個人情報の適切な維持管理)

第13条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例(平成8年板橋区条例第25号)の趣旨に則り、契約の履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人情報を保護するため、別紙特記事項を遵守しなければならない。

(相殺)

第14条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金及び返還すべき契約保証金と相殺することができる。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び各条項又は仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

上記契約の証として、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

暴力団等排除に関する特約条項（委託その他の契約及び請書）

（総則）

第1条 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第214号 以下「要綱」という。）に基づき、板橋区の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、甲及び乙はこの特約条項を締結する。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である東京都板橋区をいう。
- (2) 乙 東京都板橋区との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。

（乙が暴力団等であった場合の甲の解除権）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認

請求金額月別内訳書

※契約期間の最終月に、必ず
契約金額の一部を記入して
請求すること。

項目	ホテル生態環境館ピオトープ (美談水路) 管理業務	ホテル飼育・水質管理 検査業務	計
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	166,593	1,197,987	1,364,580
10月	166,593	1,197,987	1,364,580
11月	166,593	1,197,987	1,364,580
12月	166,593	1,197,987	1,364,580
1月	166,593	1,197,987	1,364,580
2月	166,593	1,197,987	1,364,580
3月	166,593	1,197,777	1,364,370
計	1,166,151	8,385,699	9,551,850

金額は、消費税相当分を含む。(単位:円)

仕 様 書

1. 件 名 ホタル生態環境館 ビオトープ (実験水路) 管理業務委託
2. 期 間 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
3. 履行場所 板橋区ホタル生態環境館 (板橋区高島平 4-21-1)
4. 業務日数等 延べ 140 日 (月 20 日) 定常勤務
(定常勤務については、1 日 8 時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。)
5. 業務内容
 - (1) 水質管理作業
別添の水質検査測定に基づき月 1 回の基本検査を行い、データ記録を提出する。
※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。
 - (2) 水質維持作業
エアーストーン交換、エアークラス点検・交換、エアークラスフィルター点検・交換、ろ材交換等
 - (3) 清掃作業
 - ・ ビオトープ (実験水路) 内の落葉等ゴミの除去
 - ・ ビオトープ関連機器及び水路周辺の清掃
 - ・ ビオトープ周辺の植物の手入れ
 - (4) 施設内外の閲覧用資料作成補助
 - (5) その他
業務日及び業務内容については、区と協議の上管理運営に支障のないよう履行すること。
 - (6) 守秘義務
本仕様書に定める事項を履行する際に知り得た飼育技術及び飼育に関する情報については、第三者に漏らしてはならない。
6. 業務必要経費 水質維持作業に必要とする消耗品経費及び水質検査必要経費については受託者が負担する。
7. 損害賠償 上記各条項に違反し区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. 板橋区環境マネジメントシステムの取組みについて

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取組みをしなければならない。

9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車で行うものとする。

10. 担当部署

資源環境部環境課管理係 結野 泰弘 (3579-2591)

8. 板橋区環境マネジメントシステムの取組みについて

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取組みをしなければならない。

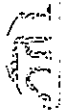
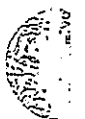
9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車で行うものとする。

10. 担当部課

資源環境部環境課管理係 紺野泰弘 (3579-2591)



(板契第425040063号)

収入
印紙

課長	係長	係員

委託契約書

ホタル生態環境館ビオトープ(実験水路)管理
及びホタル飼育・水質管理調査業務委託

1 件名

2 契約金額

¥14737640

~~消費税~~ 免税

3 契約期間

平成25年4月1日 から
平成26年3月31日 まで

4 履行場所

別紙仕様書のとおり

5 契約保証金

免除

6 契約確定日

平成25年4月1日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂本

健

住所 〒287-0227 千葉県成田市一坪田272-26

受託者

氏名

おし企画

代表 高久秀雄

TEL 0476(73)6870 FAX 0476(73)6871

東京都板橋区は、上記業務（以下「委託業務」という。）を上記金額で委託するため委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、委託業務を表記期間別紙仕様書及び内訳書に基づき履行しなければならない。

(委託業務の委任)

第2条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。
ただし、やむを得ず第三者に委託業務の一部を委任する場合は、書面により甲に通知し、承諾を得なければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、関係諸法令等及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行にあたる。

また、契約の履行に際し、関係諸法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。

(検査等)

第4条 乙は、仕様書に明示された日時の委託業務が完了したときは、直ちに甲の指定する書面により甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

(代金の支払い)

第5条 乙は、前条の検査又は確認を受けた後、当該月分の契約代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に、当該月分の契約代金を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第6条 委託業務の遂行中に生じた損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失によって生ぜしめたとき、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(違約金)

第8条 乙は、指定期間内に委託業務を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める割合で計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を違約金として甲に納付するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する契約代金を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において

て、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 契約解除の申出があったとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当するとき。

(4) 銀行取引を停止されたとき。

(5) 前各号のほか、乙又は代理人がこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく又は契約保証金の納付金額が契約金額の100分の10に充たないときは、乙は契約金額の100分の10相当額又は不足額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし、履行部分があるときは、契約金額から履行部分相当額を控除した額の100分の10に相当する額とする。

乙が、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は、前項の規定を適用しないことがある。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき業務遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の適切な維持管理)

第13条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例(平成8年板橋区条例第25号)の趣旨に則り、契約の履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人情報保護するため、別紙特記事項を遵守しなければならない。

(相殺)

第14条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金及び返還すべき契約保証金と相殺することができる。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び各条項又は仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

上記契約の証として、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

暴力団等排除に関する特約条項（委託その他の契約及び請書）

（総則）

第1条 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第214号 以下「要綱」という。）に基づき、板橋区の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、甲及び乙はこの特約条項を締結する。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である東京都板橋区をいう。
- (2) 乙 東京都板橋区との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。

（乙が暴力団等であった場合の甲の解除権）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認

められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、乙の契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が要綱第4条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (8) 乙が、乙の下請人等が第1号から第5号までのいずれかの規定に該当する場合において、要綱第9条第2項の規定に基づき、甲が乙に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。
- (9) 乙が、乙又は乙の下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、契約保証金が甲に支払われたときはその額を違約金に充当し、検査に合格した履行部分があるときはこれに相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入等に関する措置)

第4条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察署に届出なければならない。

- 2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう指導するものとする。
- 3 甲は、乙又は乙の下請負人等が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等必要な措置を講じるものとする。



請求金額月別内訳書

※契約期間の最終月に、必ず
契約金額の一部を記入して
請求すること。

項目	ビオトップ (宛馬水路) 管理業務委託	ホテル創育 水質管理検査 業務委託					計
4月	149,939	1,078,197					1,228,136
5月	149,939	1,078,197					1,228,136
6月	149,939	1,078,197					1,228,136
7月	149,939	1,078,197					1,228,136
8月	149,939	1,078,197					1,228,136
9月	149,939	1,078,197					1,228,136
10月	149,939	1,078,197					1,228,136
11月	149,939	1,078,197					1,228,136
12月	149,939	1,078,197					1,228,136
1月	149,939	1,078,197					1,228,136
2月	149,939	1,078,197					1,228,136
3月	149,938	1,078,208					1,228,144
計	1,799,267	12,938,378					14,737,640

金額は、消費税相当分を含む。(単位：円)

仕 様 書

1. 件 名 ホテル生態環境館 ビオトープ（実験水路）管理業務委託
2. 期 間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
3. 履行場所 板橋区ホテル生態環境館（板橋区高島平 4 - 2 1 - 1）
4. 業務日数等 延べ 2 4 0 日（月 2 0 日）定常勤務
（定常勤務については、1 日 8 時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）
5. 業務内容
 - (1) 水質管理作業
別添の水質検査測定に基づき月 1 回の基本検査を行い、データ記録を提出する。
※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。
 - (2) 水質維持作業
エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、ろ材交換等
 - (3) 清掃作業
 - ・ ビオトープ（実験水路）内の落葉等ゴミの除去
 - ・ ビオトープ関連機器及び水路周辺の清掃
 - ・ ビオトープ周辺の植物の手入れ
 - (4) 施設内外の閲覧用資料作成補助
 - (5) その他
業務日及び業務内容については、区と協議の上管理運営に支障のないよう履行すること。
 - (6) 守秘義務
本仕様書に定める事項を履行する際に知り得た飼育技術及び飼育に関する情報については、第三者に漏らしてはならない。
6. 業務必要経費 水質維持作業に必要とする消耗品経費及び水質検査必要経費については受託者が負担する。
7. 損害賠償 上記各条項に違反し区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. 板橋区環境マネジメントシステムの取組みについて

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取組みをしなければならない。

9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車で行うものとする。

10. 担当部課

資源環境部環境課 管理係 紺野 (3579-2591)

仕 様 書

1. 件 名 ホタル飼育・水質管理検査業務委託
2. 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
3. 履行場所 板橋区ホタル生態環境館（板橋区高島平4-21-1）
4. 業務日数 延べ240日（月20日）定常勤務
 （定常勤務については、1日8時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）
5. 業務内容
 - (1) 水質管理作業
 - ・ ホタル生態水槽、カワニナ育成水槽、カワニナ検疫水槽、水生昆虫水槽及び川魚水槽等の水交換作業
 - ・ 毎月5検体のBOD検査（検査箇所は各月ごとに区と協議し決定する。）
 - ・ 月1回の基本検査データ提出※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。
 - (2) 水質維持作業
 エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、（水作エイト：ニューフラワー）交換、蛍光管点検・交換、ジョイント交換等
 - (3) 植物管理
 室内外の除草、清掃及び灌水は、適切な判断により区と協議のうえ行う。
 - (4) 清掃作業
 管理舎及びせせらぎ等の清掃を適宜行う。
 - (5) 視察・来館者等の案内及び対応補助
 - (6) 施設内外の閲覧用資料作成補助
 - (7) 夜間公開時の特別作業（延べ7日間夜間勤務）
 夜間公開前後夜間作業及び夏休み等の自由研究指導など、年末年始勤務（区と協議）
 - (8) その他
 業務日及び業務内容については、区と協議の上管理運営に支障のないよう履行すること。
 - (9) 技術指導補助
 せせらぎ空間技術指導補助に係る経費については、受託者にて負担すること。
 - (10) 守秘義務
 本仕様書に定める事項を履行する際に知り得た飼育技術及び飼育に関する情報については、第三者に漏らしてはならない。
6. 業務必要経費 水質維持作業に必要とする消耗品経費及び水質検査必要経費については受託者の負担とする。
7. 損害賠償 上記各条項に違反し区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. 板橋区環境マネジメントシステムの実施について

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取り組みをしなければならない。

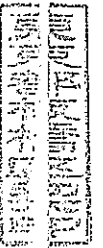
9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車で行うものとする。

1.0. 担当部課

資源環境部環境課管理係 紺野 (3579-2591)





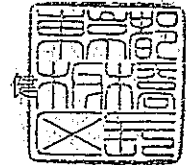
2 5 板 総 契 第 2 3 6 号
平成 2 6 年 1 月 3 0 日

むし 企 画

代 表 高 久 秀 雄 様

京 都 都 板 橋 区 長

坂 本



契 約 解 除 に つ い て (通 知)

貴 殿 が 受 託 し た ホ タ ル 生 態 環 境 館 ビ オ ト ー プ (実 験 水 路) 管 理 及 び ホ タ ル 飼 育 ・ 水 質 管 理 調 査 業 務 委 託 (板 契 第 4 2 5 0 4 0 0 6 3 2 号) に つ い て 、 委 託 契 約 書 条 項 第 1 0 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 契 約 解 除 し ま す 。

な お 、 契 約 解 除 に 伴 う 契 約 代 金 の 清 算 (同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 請 求 す る 違 約 金 算 定 を 含 む) に つ い て は 別 途 通 知 し ま す 。

記

1 契 約 内 容

(1) 件 名

ホ タ ル 生 態 環 境 館 ビ オ ト ー プ (実 験 水 路) 管 理 及 び ホ タ ル 飼 育 ・ 水 質 管 理 調 査 業 務 委 託

(2) 契 約 番 号

板 契 第 4 2 5 0 4 0 0 6 3 2 号

(3) 契 約 金 額 1 4 , 7 3 7 , 6 4 0 円

(免 税 う ち 5 % 相 当 額 7 0 7 , 1 9 2 円)

(4) 履 行 場 所 板 橋 区 ホ タ ル 生 態 環 境 館

(板 橋 区 高 島 平 四 丁 目 2 1 番 1 号)

(5) 契約期間 平成 25 年 4 月 1 日 から
平成 26 年 3 月 31 日まで

(6) 受託者 むし企画 代表 高久 秀雄

2 契約解除理由

受託者が受託業務を履行できないことが明らかであるため。

3 契約解除年月日 平成 26 年 2 月 1 日

4 備考

同内容の通知を配達証明郵便でも送付して
います。

5 付記

東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号

通知人 東京都板橋区長 坂本 健

千葉県成田市一坪田 2 7 2 - 2 6

被通知人 むし企画 代表 高久 秀雄

問合せ 板橋区総務部契約管財課契約係

担当 加藤 電話 3 5 7 9 - 2 0 8 3

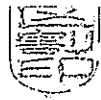
この郵便物は平成 26 年 1 月 30 日第 47144 号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



26



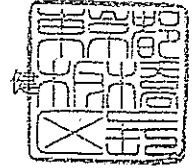
資料

25 板 総 契 第 236 号
平成 26 年 1 月 30 日

資
料

むし企画
代表 高久 秀雄 様

東 京 都 板 橋 区 長
坂 本



8

契約解除について (通知)

貴殿が受託したホタル生態環境館ビオトープ (実験水路) 管理及びホタル飼育・水質管理調査業務委託 (板契第 4250400632 号) について、委託契約書条項第 10 条第 1 項第 1 号の規定により契約解除します。

なお、契約解除に伴う契約代金の清算 (同条第 2 項の規定により請求する違約金算定を含む) については別途通知します。

記

1 契約内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 件 名 | ホタル生態環境館ビオトープ (実験水路) 管理及びホタル飼育・水質管理調査業務委託 |
| (2) 契約番号 | 板契第 4250400632 号 |
| (3) 契約金額 | 14,737,640 円 (免税 うち 5%相当額 701,792 円) |
| (4) 履行場所 | 板橋区ホタル生態環境館 (板橋区高島平四丁目 2 1 番 1 号) |
| (5) 契約期間 | 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで |
| (6) 受託者 | むし企画 代表 高久 秀雄 |

2 契約解除理由

受託者が受託業務を履行できないことが明らかであるため。

3 契約解除年月日

平成 26 年 2 月 1 日

4 備考

同内容の通知を内容証明郵便でも送付しています。

5 担当

板橋区総務部契約管財課契約係 加藤 電話 3579-2083

資料

発財ふ公第95号
平成21年2月9日

9-1

板橋区ホタル飼育施設
職員御一同様

石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部54番地
財団法人能登町ふれあい公社
理事長 持木一茂

能登町クロマルハナバチ試験飼育開始に向けての
研修会開催について（ご案内）

謹啓 向春の候 皆様におかれましては、ますますご盛業の由お喜び申し上げます。日頃より、クロマルハナバチ試験飼育生産技術の取得に関しまして、多大なるご尽力とご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

お陰様をもちまして施設の改修工事も順調に進み、間もなく試験飼育が開始できる運びとなりました。

つきましては書面にて失礼とは存じますが、試験飼育開始にかかる研修会を開催いたしたくご案内申し上げます。ご多忙中誠に恐縮に存じますがご出席賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日 時 平成21年3月8日（日） 午後2時より

場 所 石川県鳳珠郡能登町字波並21-2-1
能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設

事務担当

(財)能登町ふれあい公社

モデル農場 政田 将昭

Tel: 0768-76-0014

E-Mail: model-nojo@yanagida.ne.jp

発財ふ公第96号
平成21年2月17日

板橋区長 坂本 健 様

石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部54番地
財団法人能登町ふれあい公社
理事長 持木 一 茂

能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る
研修会講師派遣について（依頼）

謹啓 向春の候 ますますご清栄の由心からお慶び申し上げます。日頃より、クロマルハナバチ試験飼育生産技術の取得に関しまして、多大なるご尽力とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。今年は、能登町産のクロマルハナバチの元気な姿を見られるとあって、楽しみな春を迎えることができそうです。

お陰様をもちまして施設の改修工事も順調に進み、間もなく試験飼育が開始できる運びとなりました。

つきましては下記の日程により、クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会を開催することとなり、貴施設の阿部 宣男氏を講師として派遣賜りたくお願い申し上げます。

謹白

記

- 1. 講 師 板橋区ホテル飼育施設
理学博士 阿部 宣男氏
- 2. 日 時 平成21年3月8日（日） 午後2時より
- 3. 場 所 石川県鳳珠郡能登町字波並21-2-1
能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設

事務担当
(財)能登町ふれあい公社
モデル農場 政田 将昭
Tel: 0768-76-0014
E-Mail: model-nojo@yanagida.ne.jp

資料 9-3

発財ふ公第54号
平成22年3月2日

板橋区長 坂本 健 様

石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部54番地
財団法人能登町ふれあい公社
理事長 持木 一 茂

能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る
技術指導講師派遣について (依頼)

謹啓 春分の季節、ますますご清栄の由心からお慶び申し上げます。日頃より、クロマルハナバチ試験飼育生産施設に関しまして、多大なるご尽力とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

お陰様をもちまして、飼育数も順調に推移しておりますが、事業化に向けましてはさらなる増産体制が不可欠と考えております。

つきましては下記の日程により、貴施設の阿部 宣男氏に技術指導を仰ぎたく、ここにお願い申し上げます。

謹白

記

- 1. 講 師 板橋区ホテル飼育施設
理学博士 阿部 宣男氏
- 2. 日 時 平成22年3月25日(木)～26日(金)
- 3. 場 所 石川県鳳珠郡能登町字波並21-2-1
能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設

<事務担当>
財団法人 能登町ふれあい公社
能登町クロマルハナバチ
試験飼育生産施設 政田 将昭
Tel: 0768-62-8960 Fax: 0768-62-8961

石川県能登町 号
平成20年5月 日

板橋区区长
坂本 健様

石川県能登町長
持木 一茂

在来種マルハナバチ飼育繁殖に関する依頼

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から能登町の運営には格別なるご配慮を賜り感謝申し上げます。

能登町で在来種マルハナバチを飼育繁殖し、全国のハウス栽培農家様（トマト・ナス・メロン・イチゴ・サクランボウ・青梗菜等々）に提供（販売）する運びとなりました。

坂本区長様もご承知の通りだと思っておりますが、日本ハウス栽培に置いてセイヨウオオマルハナバチが9割使用されております。外来生物法によりハウスから逃亡した場合に個人は300万円、法人は1億円の罰金が課せられます。また、使用後のセイヨウオオマルハナバチは「処分」が義務づけられ、農家様も困惑しているのが現状です。

日本の生態系におけるマルハナバチの役割を簡単にご説明します。本来日本のマルハナバチは植物と密接なパートナーシップを築いており、一部植物はマルハナバチによって授粉が行われ、子孫を残しています。そして生息する固有動物や木々もそれらの植物によって相互に育まれています。しかし現在では本来日本に生息していないセイヨウが人為的に持ち込まれ、ハウスから逃げ出し、ご存知の通り、さまざまな問題を起こしています。

セイヨウオオマルハナバチが動植物に及ぼす影響は、在来のマルハナバチとの間に、競合・交雑が起こり、深刻なダメージを与えております。さらに持ち込まれる外来の寄生生物による被害は予測できないものがあり、植物に対する影響も深刻です。セイヨウ授粉では受粉率・結果率が減少するという報告がなされており、植物の減少はそれらを食物としている固有動物にも波及し、植物が育むために必要な菌類の減少も引き起こします。このため連鎖的に木々にも影響を及ぼしていくものと思われまふ。このような問題が起こっている中、セイヨウオオマルハナバチ利用は早急に見直さなければなりません。

そこで能登町では在来種の純国内生産は必要不可欠であると判断しました。切り替えのメリットとして、当然ながらセイヨウ自体の持込を防止できると共に、運輸によるCO₂の排出量を削減できることやダニ・ウィルス・カビなどの外来寄生生物の進入を解消できます。また、外来生物法による不安・手間を解消でき、新たにマルハナバチを使いたいという農家様への供給が可能で多くのメリットが挙げられます。

CO₂ 排出量と外来寄生生物侵入解消は、海外生産と国内生産の場合でまず輸入による外来寄生生物の進入がありません。さらに空輸の際のCO₂ 排出量がなくなり、世界でCO₂ 排出量削減が義務化されている中で、これは大変重要なことでもあります。また、EUでは輸送に関して環境税を導入することが進んでおり、ヨーロッパから輸入されてくるマルハナバチのコストが上がってくる可能性もあります。また、使用済みコロニーの回収・再利用も検討しています。このことにより使用済みコロニーの処理によるCO₂ 排出がなくなり、環境への負荷を少なくしていきたいと考えております。

板橋区ホタル飼育施設における在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化をする上で、板橋区ホタル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現出来ません。

能登町では在来種への転換を実際のものにしていき、より環境にやさしい農業への手助けをしていきたいと考えております。付きましては職員の派遣及び研修等を受け入れて頂くよう重ねてお願い申し上げます。

農林水産大臣 鹿野道彦様

要望及び陳情書

純国産クロマルハナバチ生産事業者への支援について

農業用受粉用昆虫として使用されているセイヨウマルハナバチが平成18年度に特定外来生物に指定されたことにより、石川県能登町では新たな産業の創出として、在来種であるクロマルハナバチの飼育生産について事業化に向け取り組んでいるところであります。

小中学校の再編により廃校となった、小学校校舎を飼育舎として整備及び耐震改修し、平成21年度から試験飼育を開始しております。

飼育体制については、すでに飼育技術取得のための研修を行い、需要者である全国のハウス農家へのPRを行うなどの普及拡大にむけ努力しているところでありますが、「セイヨウマルハナバチ」及び「輸入在来種擬きクロマルハナバチ」と比較しますと、販売価格が高くなってしまったため、農家にかかる負担が大きくなり、需要が伸びにくい状況であります。

くわえて、商品化にむけた大量生産の技術についても、コストの低減と品質の安定化をめざし、試行錯誤を繰り返しながら進めているところですが、厳しい状況であります。

この飼育生産事業については、従来使用していたセイヨウマルハナバチの輸入禁止、使用の制限、また将来的における輸入禁止という事態も考慮にいれ、農業生産活動においては、必要不可欠でたいへん重要な事業です。

平成23年度からは事業の本格稼働をめざし、日々努力しているところでもありますので、国内の施設園芸農業に必要な新規事業への取り組みということをご理解いただき、低価格で出荷ができるよう、純国産クロマルハナバチ生産事業者への支援について、格段のご配慮とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年 月 日

石川県能登町長 持木一茂

売買契約書及び秘密保守契約書

本契約は、イノリー企画と財団法人能登町ふれあい公社との間に日本在来種クロマルハナバチの取引に関する基本事項を定める

第1条 当事者

イノリー企画(以下「甲」という)は、板橋区ホタル生態環境館と業務提携契約を結び知的財産権の取得、保有、管理、運用を事業目的の一部としている事業主である。甲は、下記の特許権(出願中 以下「本件特許権」という)の一部を譲り受け、日本在来種クロマルハナバチ類等の農業生産現場への商品化を目標としている。

記

出願番号 2006-299780

発明の名称 日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法

財団法人能登町ふれあい公社(以下「乙」という)は、農業生産現場での送粉昆虫としての純国産クロマルハナバチを商品化して出荷する。クロマルハナバチ女王単体から農業授粉に適用するまでコロニーを形成し、大量増殖および利用について、適正な設備を持つ団体である

阿部宣男(以下「丙」という)は、ホタル飼育、世代交代(生態系維持継続)の特許および多くの生物多様性に関してのノウハウを持ち、本件特許の発明者の一人でもある。特許出願、また純国産クロマルハナバチの商品化にも協力する。

板橋区ホタル生態環境館(阿部宣男も含む)を丙と称する。

第2条 継続的販売契約

甲は、乙に対し、日本在来種を農業生産現場において訪花昆虫として商品化を図るため、甲関連施設(丙内)で交尾確認済み休眠処理済み純国産クロマルハナバチ女王蜂を販売提供することを約束する。

本契約の期間中、甲は、甲が増殖した純国産クロマルハナバチの女王蜂を乙に対して販売し、乙はこれを購入する。

第3条 女王蜂の販売等

(1) 女王蜂の販売に関する詳細は、下記に定めるところによる。

発注、納入	適時適正に行う
販売価格	1匹4,500円(税別)
数	乙が年度初めに計画する数で別途定める
毎月最低購入数	350匹
生態保証・生態品質検査	丙が行う

(2) 乙は女王蜂の購入個数について増減が予想される場合は最低2ヶ月前に予測個数を甲に連絡する。

第4条 新女王蜂の再生産(丙が担当)

(1) 乙は、甲から購入した女王蜂が生育し、コロニーを形成し、製品として成り立ったコロニーが諸原因で販売が出来ず、余剰となった新女王蜂及びコロニーを事前連絡、確認の上、丙に送る事が出来る。

(2) 丙は、乙で誕生した新女王蜂の個体を細部まで生態状態を確認し、交尾休眠に耐えうる個体のみ交尾確認及び休眠処理を施し、乙に供与する。別途費用面等を甲・乙及び丙の三者間で協議し、適時適正に判断し、話し合いで合意する。

第5条 共同研究

「共同研究」とは、丙が現在、国立大学法人茨城大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人富山大学(富山医科薬科大学)、国立大学法人九州大学、玉川大学、和光大学、聖学院大学、他研究機関と実施している、日本在来種クロマルハナバチを初め日本に生息している在来種マルハナバチ類の種の保全と生態研究及び繁殖飼育研究の事をいう。

(共同研究の実施期間)

丙が現在実施している「共同研究」は、期限の定めのない事を甲及び乙は承認する。

(新規共同研究)

丙が、新規に学術的に「共同研究」を計画するときは、適正及び公平に判断し、的確に行う事を甲及び乙は異義を述べない。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示を受けた、相手方の経営上、技術上の秘密を、事前の相手方の書面による同意なしに、第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。但し、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本契約締結以前に自らが保有していたもの。
- (2) 本契約締結以前に公知のもの。
- (3) 本契約締結後、第三者により公知となったもの。
- (4) 本契約締結後、第三者から正当に知得したもの。
- (5) 甲乙間での協議により適用除外としたもの。

第7条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から原則1年間とする。継続する場合には事前協議し、合意の上、延長出来る。

第8条 解除

1 甲又は乙は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、何等の催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
- (2) 期間内に契約を履行する見込みがないと認められたとき
- (3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 自己の財産について仮差押、仮処分、強制執行及び担保権の実行、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 解散の決議をしたとき
- (7) 災害その他災害に準ずるやむを得ない事由により、契約の履行が困難となったとき
- (8) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると合理的に認められる客観的事実の発生したとき

2 甲又は乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。

第9条 飼育技術及び生態情報の提供

甲及び丙は乙に対し、本契約締結後、乙の要請に応じ、生態情報及び技術情報を文書等によって提供する。乙は、本条によって提供される情報は厳重に管理し、乙の代表者、および担当職員以外に開示しないものとする。

第10条 合意管轄

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定めなき事項に関しては、甲乙丙の信義誠実の原則に基づきその都度協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証しとして本書3通を作成し、甲乙丙3者間各々その1通を保有する。

別紙として

甲丙の業務提携契約書の写しを証として添付する。

平成23年4月1日

甲：神奈川県横浜市南区別所1-3-19

イノリー企画

代表 駒野



乙：石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部54番地

財団法人 能登町ふれあい公社

理事長 持木一茂



丙：東京都板橋区高島平4丁目21番1号

板橋区ホタル生態環境館館長 阿部



平成21年7月1日

業務提携契約書

板橋区ホテル飼育施設（以下甲）とイノリー企画（以下乙）と在来種クロマルハナバチの育成機能及び飼育の一部を業務提携をする。在来種クロマルハナバチ各地域特有の生物多様性を重視した保全回復させる環境づくりに向け個体群を生み出している。ここに甲と乙との業務提携をする。

記

総則

- 第一条 乙は、業務提携を表記の期間契約書に基づき履行する。
- 第二条 乙は、提携契約の履行について、第三者に移行は出来ない。
- 第三条 乙は、甲から業務上知り得た秘密情報を他に漏らしたらいけない。
- 第四条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条令第25号）の趣旨に則り、提携履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人情報を厳守する。

在来種クロマルハナバチ飼育及び育成への業務提携内訳

- 1) 自然環境条件（板橋区ホテル飼育施設）に合わせて、必要となる在来種クロマルハナバチの特性を個別育成を行う。
- 2) 自然地从動植物相互間を調査した上で、板橋区ホテル飼育施設に求められる目的に合致する在来種クロマルハナバチの個体採取を行う。
- 3) 研究目的とする在来種クロマルハナバチを甲の指示により行う。

費用負担

基本的に飼育継続費用は甲が負担する。その他は費用は乙が負担する。

提携継続は原則2年とするが、甲乙申し出が無い限り、延長出来る。

上記契約の証として、本証書2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有す。

平成21年7月1日

甲：東京都板橋区高島平4丁目21番1号

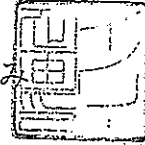
板橋区ホテル飼育施設 阿部 宣男



乙：神奈川県横浜市南区別所1-3-19

イノリー企画

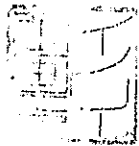
代表 駒野 いづみ





Faint, illegible text or markings on the left margin.





板橋区経営革新審問会議 第7回会議 会議録

1. 開催日時 平成22年12月8日（水）午後6時00分から7時20分まで

2. 開催場所 板橋区役所11階 第四委員会室

3. 出席者

- (1) 委員 東田親司座長、岡田匡令副座長、木村良子委員、田崎百合絵委員、谷田大輔委員、田村和久委員、松崎八十雄委員、馬野耕至委員
- (2) 区側 副区長、政策経営部長、施設管理担当部長、総務部長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長代理、保健所長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局長次長、政策企画課長、行政経営担当課長、財政課長、総務課長、人事課長

4. 第7回会議 会議録

○東田座長 板橋区経営革新審問会議第7回の開会をさせていただきます。それでは、最初にお手元に配付した資料につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○行政経営担当課長 経営革新審問会議の答申の構成（案）資料1、それとパブリックコメントの一覧資料2 資料については以上です。

○東田座長 本日のテーマにつきまして、最終答申案の検討でございます。これにつきまして、事務局から資料の内容についてご説明をお願いします。

○行政経営担当課長 （資料1、資料2に基づき説明）

○東田座長 それでは、ただいまご説明いただきましたパブリックコメントのご意見を踏まえまして、私どもの中間報告（案）につきまして、修正点、その他ご意見等がありましたら順次いただきたいと思っております。

（2）の区財政の現状のところ、基金の投入によって何とかとありえずバランスを戻すという措置なので、この「基金」というのが3か所出てくるんですけども、同一の基金ということでよろしいですか。

○行政経営担当課長 区には何種類かの基金がございます。財政調整基金とか、そのほか施設を建設するために準備している積み立てであるものを有効に活用したい、そういう内容でございます。

○東田座長 わかりやすからずれば、例えば4行目に、「最終的に137億円の巨額の何々基金等の投入により」とかというふうに、具体的に名前を出すと差し支えありませんでしょうか。

○行政経営担当課長 いえ、ございません。3種類使っていますね。一つは財政調整基金と、義務教育施設整備基金、あと公共施設整備基金、減債基金も投入していますので、4種類になります。

○東田座長 わかりやすという観点だけの話ですけれども、差し支えなかつたら入れたらいいのかなと。

○行政経営担当課長 入れてみます。

○東田座長 2番目の経営革新の基本的考え方の1行目の「社会経済情勢の変化は激しく」というのは、これは何かいっても言われている言葉で、あまり変わり映え

がしないんで、今の状況からすると「社外経済情勢の見通しは厳しく」とか、何かそういう厳しさを出したほうがいいんじゃないかなと。

3番目にまわりまして、革新計画の取り組みということで、（1）区行政の経営全体の質の向上、①体系的な経営マネジメント手法の検討、②組織風土の改革、③自治の基本的な仕組みの確立、とりあえずそこまであたりで何かお気づきのことがありましたら。

8ページの上から6行目ですが、「そのためにも、地方分権に対する区の取り組み状況や」というところは、ちよつとこの前の話で地方分権はちよつと狭いんで、「そのためにも、地方自治拡充に向けた区の取り組み状況や」というほうが広くていいんじゃないかなと思えました。

それでは、その次にいきまして、8ページの（2）内部管理業務の見直しで、①組織業務の適正化（内部統制）、②定数及び人事管理、③収入の確保と財政規律、④情報処理技術の活用、このあたりはいかがでしょうか。

では、またお気づきがありましたら戻らさせていただきますと、とりあえず進めまして、13ページの（3）事務状況の効率化と資源の有効活用、①公共サービスの民間開放、②公共施設配置の見直し、③類似・重複状況の整理・統合、④公益法人改革への対応、⑤事業の見直しとことですが、私はパブリックコメントのご意見で、住民の参加とか協働とかということのご意見がありましたので、13ページの（3）①の公共サービスの民間開放というのは、ちよつとこれだけでは狭い感じがするので、これに住民との協働とか、「公共サービスの民間開放・住民との協働」というようなタイムトルのほうがいいのではないかなと思います。書いての内容は住民との協働が含まれていますので、民間開放だけだと狭いかなという気がいたします。

同じように、私だけちよつと先に言わせていただきますと、15ページの②「公共施設の配置の見直し」というのが、何か今の時点になって言うのも変なのですけれども、「配置の見直し」というと、幾つかある、3つなら3つあるものを、置いている場所を見直して違うどこかにまた3つつくるとかというような、そういう意味合いの感じがする、ここで書いているのは置かれている場所の見直しではなくて、あり方の見直しという感じなんで、「配置」をとって、「公共施設の配置の見直し」あるいは「公共施設のあり方の見直し」とか、そういうふうに見直したほうが中身に合っているのではないかなと。

そして、次の16ページの見直しと課題のところ、2つだけ書いてあるのですけれども、もう一つ最初の丸として、「個別施設の見直し」というのをまず入れていただいた、それから2つ目は、テナント収入の確保というのがねらいではなくて、「テナント収入の確保など、施設の有効活用」というような、ひっくり返した表現のほうがよくていいのではないかなというふうに思いました。

そのほか皆さん、お気づきの点がありましたら、あるいは私の言ったことについてのご意見でも結構です。「配置」ととりますか。

○行政経営担当課長 いや、それは大丈夫です。

○東田座長 それでは、20ページの最後のまとめの4、落書きな革新計画の取り組

みに向けてということですが、ここはいかがでしょうか。

4 行目の「実施することが難しいと思われることも、」というののはちょっと読み返して見ると、何かできないことも得せていただいたという感じがするんで、同じことなんですけれども、「実施することが容易ではないと思われれることも、」というほうがいいのかと思います。

4 番の題名は、「革新計画」より「経営革新計画」のほうが、わかりやすくないです。

○行政経営担当課長 はい、わかりました。

○東田座長 それから、あわせてパブリックコメントの方、先ほど意見の説明とお答えの説明がありましたけれども、何かお答えについてご意見がありましたら教えてくださいましたらと思います。

○馬野委員 4 ページの「生産年齢人口」のところです。パブリックコメントですけど、元気なままにするためにも、食い止めなくてはなくて、ふやす施策をお願いしたいという意見が出ているわけで、私もそう思うんです。これはご意見を反映させたほうがいいんじゃないですか。この答えの考え方、これは我々委員会の立場から悲しいものですね。この答えを見ると難しい問題を避けているようなことになっちゃいますね。つまり「生産年齢人口を増やすことはなかなか難しい目標となることから、減少を食い止める施策が現実的との判断からの記述」と。こういった困難な目標を避けるんじゃないかと、あえてチャレンジすることをやめたほうがいいんじゃないですか。だから「生産年齢人口減少を食い止め、増加を図る施策を展開することを提言しています」というほうが、何かはつきりするように、提言をそう変えるというのはいかがですか。

○東田座長 そうすると、具体的には、答申本文の111ページの③の「方向性」のところで、「生産年齢人口の減少を食い止めるための施策を展開し」となっていますので、馬野委員の意見は「食い止め、増加を図るための施策を展開していく」とつけ加える。

○馬野委員 それはだめなんです。「食い止め、増加を図る施策を展開する」。

○東田座長 はい。「図る施策を展開していく」などとちよつと直して、それから、次のページの取り組むべき課題のところ、「生産年齢人口の減少を食い止め、増加を図る施策の展開」というふうに2か所直して、本文中は、本文も直さないとだめでしょうかね。

○馬野委員 本文にもあります。

○東田座長 ありますね。

○馬野委員 「さらに」の後ろに「生産年齢人口」とあります。

○東田座長 下から6行目くらいで、「特に、生産年齢人口の減少を食い止め、増加を図るために」という修正案ということになりますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

○東田座長 では、これらの答申はそのように直させてもらいまして、したがって、パブリックコメントの答えもそれに合わせて、難しい目標なのでやめましたと

いうトーンはやめていただいで、増やすことも努力しますというような趣旨の答えとしていただくと。

○松崎委員 32から35まで、8 ページです。これは具体的な内容ということになり要求していますね、皆さん。これはこの後に経営革新計画の中でうたうたうから、何かそういうことを言ってあげたほうが親切なのかということでは書いてあるわけですか。どこで書いてあるからちよつと私もよくわからないので。

○岡田副座長 それぞれの行政の中で、今後の計画策定におろしていくというようになそういう考え方で、この報告の中でそこまで個別には書かないようです。書いてしまうと、「例えば」とやってしまうと問題が大きくなるので、むしろそこは一般化して表現していくというのがよろしいんじゃないかという、それは半分ぐらい配慮しながら、そういう表現になる。

パブリックコメントはかなり具体的に指摘いただいでおりましてけれども、だからといって1人のご意見が区民全体の意見を反映しているかというところでもないわけですから、そういった点は、そういう意見もあることを踏まえながら、なお全体的な視点でやはりパラランスよく考えていくことは、今後の視点で思うところかと思うんです。そういう視点がここに示されていければよいんじゃないかなと。

○行政経営担当課長 32番、4 番も入れましたように、35番のところ、先ほど私のほうで修正をすればということ、わかりやすい記載内容に修正しますということ、「変更案」のところを私飛していたんですけれども、ちよつと原文のところで削ったのが二重線、細かけになっているところ、直すのであればということ、こういった表現がいかかでしょうかというところ、直すのであればということでご提案させていただきます。

○松崎委員 何か頭か、後ろか、左右どっちかにすることをちよつと入っているとかかりやすいのかなというふうに思ったので、あえてちよつとお話ししたんです。

○東田座長 本文の答申の20ページのところで、20ページの第2段落で今回の答申を受けて、区長が具体的な計画を策定することになって、その着実な実行を期待するものであるというふうに書いてありますので、一つ一つのことを入れたことではないですけれども、例えばいただいたご意見をもし挿入することすれば、ここを「パブリックコメントで提起されたご意見等も踏まえ」とか、そんなようなことをこの辺にちよつと書くというのでも考えられますね。「具体的な計画を策定することになるが、その際パブリックコメントで提起されたご意見等も吟味の上」とか、「検討し」とか、「その着実な実行を期待するものである」というようなことが考えられますけれども、どんなものでしょうか。このままやれとはちよつと書けないので。「パブリックコメントで出した意見等も検討の上」とか。

○行政経営担当課長 ちよつと考えてみます。

○東田座長 例えば、「その際パブリックコメントで提起された意見も検討の上、着実な実行を期待するものである」とかというところかな。

○馬野委員 参考までにちよつと教えてほしいんですが、私、区内に住んでないものでわからないうですけれども、「りんりん号」というのは3つ出てきますすすす

ども、これは一人の方が意見を出しているわけじゃなくて、お三方が書いていらっしやるんですか。実態はこうなんですか。

○都市整備部長 乗車率は、1台平均今のところ7名程度ということです。1日24便ほど回っている。ですから、実態的にはこういった二、三名というような状態も生じているのかなというふうには思っています。

○馬野委員 これは何を目的に、いつから始まったものですか。

○都市整備部長 今年の3月から、交通要改善地区というのを私どもの調査で浮かび上がらせてまして、その1カ所、赤塚・徳丸地域で、循環型のコミュニティバスということで、区が経費を出しつつバス事業者に委託といたしますか、協定を結んで委託するというような形でやっているとございます。

○東田庶長 自己負担金は、1回100円とか。

○都市整備部長 運賃は210円で、普通のバス路線と同じになります。

○馬野委員 別にこのお答えでよろしいと思いますが、参考までにホタル施設のこれはご指摘のとおりですか。

○資源環境部長 ただいまの、経費がかかっているのはこれだけ、これぐらいいじくかかっているのは事実でございますが、23番につきましては誤解がありまして、年間4日ぐらいい間隔しているというはまるではまっています。ほとんど年間を通じて一般公開をしております。8日間だけ、夜のホタルが光るときは特別公開というのをやっております。ですから、年間を通じますと3万7,000人の方が来館をされまして、夜の特別公開をやっている8日間はそのうち1万7,000人ほど、あと、ほかの昼間の年間を通じた方々の来館者が1万9,000人と、むしろそっちのほうが多い。こういった状況です。こちら辺は私どものPRもちょっと足りないのかもしれないかもしれませんが、ちよつと誤解があるのかなという気がいたします。

○東田庶長 この施設をこちらの区でやっておられる意義とどうか、何かきつかけがあったということなんですか。

○資源環境部長 これはあえてやっている意義というのは、実はホタルというのは一つそれだけじゃなくて、色々な生物の多様性といいますか、そちらの環境教育のための施設なんです。研究している大学も国内の10大学と、あとアメリカの2大学、こちらの研究者との交流もでございます。

そういったことも含めて、ホタルだけではなく、さまざまなホタルとの共生関係にある例えればハチであるとか、またはホタルのえさであるカワニナであるとか、そういった生物というのは一種類だけでは生きられずに、飛生物から、すべていろいろな食物から、色々なものが一つの生物の食物連鎖という中で生物多様性を形成しているとか、そういうのを目的の当たりにできる環境教育施設というのがこの存在意義になっているというふうふうに考えております。

○東田庶長 職員の方がマスコミが取り上げられたような、何か覚えているんですけれども、遊いませるか。

○資源環境部長 何かマスコミでとりあげられたのは、いつとき移設かなんかでホタルの幼虫がカビで死んでしまったことがあるんです。それはマスコミに出た

と思えますけれども、あとその他につきましては、特に実際はこの運営は職員が3人、それとあとボランティアの方が10名ぐらい、それぞれこの運営に参与していたら、それと、実際にホタルの成虫が光るとき、これをやるときには学生のボランティアさんだけではなくて、その町会だとかまたは商店街、そういった方々の区民との協働の中で、このホタルの特別公開というのをやっています。これが実態でございます。

○松崎委員 この事業を立ち上げるとき、何か反対とかそんなのはあったわけですか。何かちよつと感情的な文章に見えるので。

○資源環境部長 事業立ち上げのときははかなり前で、資源環境部に移ってきてからもう十何年たちますが、感情的な問題というのがあったというのには聞いてはいないんですけど、たまたまホタルの幼虫のところでも卵にカビが生えてしまっています。それで成虫になるのがなくなるとかかなり死んでしまったというところでは、これはいつときマスコミからの非難を浴びたというのには事実でございます。ただ、それ以後、卵にカビが生えないような微生物の関係というのは、これは茨城大の研究でわかつたんですけど、クロマルハナバチというの出す分生物が、一つのフェロモンの一種なんですけど、その一種の成分がカビの増殖を抑制すると、そういった形の共生関係があるというのがわかりまして、ホタルの卵にカビが生えることがなくなつた、こういった事実、その微生物の関係をとらえて、アメリカのハーバード大学、そちらの研究者からも研究を求められたと、そういった状況です。

○馬野委員 そういったことは区民だけのようもので区民に知らせているんですか。

○資源環境部長 いえ、あまりにも専門的な内容ですので、それを広報でというわけにはいかないものですから、ホタルの施設の中に行けば、なるべく区民の方には、一般の方もわかりやすいように、こういうようなパネルボードにして展示はしてございます。

○馬野委員 専門的な話には要らないんだけど、要はこれをやっている意義を常に区民に周知するような努力は必要なんじゃないですか。

○資源環境部長 それは区のエコポリスセンターがこのホタル施設を管理しておりますので、そちらのほうのホームページにアクセスしていただければ、そこからホタルの施設の内容というのがわかるようになっていきます。

○馬野委員 始まってどのくらいになるんでしょうか。

○資源環境部長 平成5年度からホタル施設の公開は始めております。実際にきたのは平成元年ですね。旧高島平植物園の中でホタルの飼育を開始したというところで、現在の場所に移ってきたのは平成5年ですね。

○東田庶長 22番、23番の答えぶりにはこんな感じでしょうか。一般的なことしか書いていないですか。

○岡田副庶長 こうしかない、書きようが、難しいのは、これは行政の効率化という言葉の中にホタルという自然のものを加えるのがいいのかという、また別の規

点も議論のあるところでしょうからね。だから効率化一辺倒で果たして人間らしい社会をつくれるのかという、そういう視点で見られるとそうではないということになるでしょうから、これはやはり板橋区の人や社会に対する哲学がどうであるかというところで、こういうものは判断されると思います。

先ほど副座長のほうから区民のパブリックコメントを受けて、それは検討しながらという、座長の検討は幅が非常に広い意味ですが、大方の人は検討するのはやってくれるのかという、そういうようにこう、検討と書いてあるのに、やらない検討をしたのかという意見をされるおそれがあるかなと思います。区民の意見はそれぞれお聞きして、それは気に入らないから落着けるとい意味じゃなくて、それも含めて判断してまいりますよという、そういう意味でまとめます。

○田村委員 ちよつと前へ戻って恐縮ですけれども、情報処理技術の活用と12ページにございませうね。それで、「区の独自のシステムにこだわらず共通のパッケージ等の活用を推進し、経費の削減を図るべきである」というところがあるんですが、私が申し上げたことを採用していただけたのかなと思っています。このときに申し上げたのは、我々の業界では、自営のコンピューターシステムでどこの銀行もやっておりますけれども、あるときにその共同センターをつくって共同利用して経費削減を図れたわけで、東京23区も各区の仕様ではなくて、そういうものをつくって共同利用したほうが経費削減になるんじゃないでしょうかということを申し上げました。それとこの「レガシーシステムからオープンシステム化へ」というのは、語句の説明が後ろのほうに出ているんですが、私も全く理解できないので、これは同じようなことなんでしょうか。私はコンピューターとかシステムのことは全く無知なんです、これを誰んでも理解できないんですが。

○行政経営担当課長 別のことを書いたつもりです。共同システムということでは、13ページに「自治体クラウドなど政府の電子自治体推進に向けた最近の取り組みも踏まえ、新たな板橋区電子区役所推進計画を策定し、」と、このクラウドの部分も、ほかとの共同運営というところは違いますが、特に自前でコンピューターを持つ必要はないと、そういうところが意識して発言された委員の方々のものをこういう形でまとめたところがございませう。ですから、他の自治体との共同運営といったところもこちら辺のところも含まれてくるのかなというように考えています。

○岡田副座長 個別のソフトウェアを共同開発して利用するという列挙の部分をさらに広げていくという考え方も、ハードウェアそのもののコストダウンのためにクラウドを、クラウド自身も実際には、ソフトウェア自身はそのクラウドを提供するメーカーがクラウドコンピューターシステムを提供して、そこにみんな乗せると。そうするとそのメーカーが提供するソフトウェアが出てくると、そこで共同管理ができますよと、そういうことになると思うんです。

○東田座長 先ほどの最初の質問の12ページ「レガシーシステムからオープンシステムへの検討を進めるとともに、区独自のシステムにこだわらず共通のパッケージ等」、別なことを言っていますか。

○行政経営担当課長 別です。

○東田座長 今日ご発言のなかつた委員の方々、よろしいでしょうか。

それでは、今日出ましたご意見を踏まえまして修正案を提出させていただきます。それから、あと1回の予定ですので、再度お集まりいただきたくの恐縮なものです。修正内容も、もしお許しただければ、ただいまのご意見で出たものに基づきまして、修正する内容は私と岡田副座長とにお任せいただければと思います。すけれども、ご一任していただければよろしいでしょうか。

○全委員 よろしくお願ひします。

○東田座長 どうもありがとうございます。では、次回までに岡田副座長とご相談の上、事務局と一緒に作業をしたいと思っております。 それでは、今後の日程につきましてよろしいですか。

○行政経営担当課長 それでは、次回は最終答申案の検討をお願いしたいというように思っています。よろしくお願ひいたします。日程ですが、年明けの1月14日金曜日、4時からの1時間というところでお願ひしたいと思ひます。

○谷田委員 我々参加して、この諮問委員会というふうに出されていくのか、それがこの最終答申をされて、その後どういうふうに出されていくのか、その辺ちよつと伺いたないと思っております。

○行政経営担当課長 この後ですが、同時並行的に今現在計画、こちらの経営革新計画という形で、実際の行動に移すためのところで計画書をつくってございませう。現在、所管課のほうと調整を進めておりました。実際に改革に取り組み課がございませうから、こちらのほうと調整を進めておりました。その計画書ができて1月来ぐらいいいかなといったところで、あわせて予算にも反映できるものは反映していく。こちらの諮問会議は終了してしましますので、委員の皆様には個々に計画書ができて上った段階でお届けにあがることも、ご説明していきたい。その後は、その計画がどのように実行されたかといったところで、こちらについても計画期間の間ご報告を続けていきたい、それを実行していきたいというように考えております。

○谷田委員 一般企業でこういうようにやりますよということ、発表されたケースを考えますと反映されないんですね。あんまり反映されない、わからないうですね。どこが直っているのか、どうされたかというのが非常におかしくいいます。それで普通、来年度かと思うんですけども、2年ぐらいいい比較と、今年こういうふうな数字でちよつとやります、何があるからこの余分な予算を取ります、何をやめるから減りますというふうな、そういう計画になっているのか、そういう予定を出しておいていただくと何か言えるというのか、そういう感じがするんですけれども。

これですと、今日の、今年のこういう方向でやりますよとは言っているんですけども、どこまでが反映するのかというが非常にわかりにくくて、意見を言っているつもりで、反映をされているんですけども、何かこれでうまくいくのかなどというのか、何かその辺がやり方がちよつと順序が整わったほうがいいと言ったほうがいいのか、区長の思い、ナンバーワンの思いはどこまで反映されているのか、そ

ういうのもわかりにくくて、言葉上はきちんとなっているんで、また皆さん一生懸命やられているんで、それはそれでいいんだらうなというふうには思うんですけど、なかなか現実はどうなるのかなという。

企業ですとかかなり厳しく予算立てして、その予算の中で何をやるかまできっちり入っていて、それで履行していくもんですから、こういう形で、皆さん、住民の方、区民の方がおられる中でやりますので、一通りなくしたり、始めたりというところはなかなかできないとは思っていますけれども、年度年度で今年の特徴はこれだというのがもうちょっと明確になるといいのかなと。

何と言っているのかかわらないんですけど、せつかく我々も出席していますので、これでやっていたらいい、後の報告を伺うと、どれがいきたかかというのがもうちょっとわかるかわかんないんですけど、参加したイメージなんですけれども非常に難しいなという感じを持ちました。

○東田副議長 委員のお答えの一つとして、経営革新計画というのがどのくらい難しいかの検討をやって、要するに一般的・抽象的な計画なのか、それとも具体的にりんりんパスはやめるとかやめないとか、そういうようなことまで含まれている内容なのかというあたりをちょっと説明してくれれば。

○行政経営担当課長 代表的なもので申し上げますと、こちらのほうで課題といたった形で綱で書き込まれている部分がございますけれども、その分については各項目ごとに提言があった部分について、どういう形で事業化していったか、見直しを図っていったかということ、個別に書いて、それを年度計画の中で3年、5年のスパンで考えてございませうけれども、1年度で予算は検討して、2年度目には、もしくは半年後の検討もございませうけれども、そういう形でもどこから着手して、どれだけの効果を生むということ、最初と最後のその比較ということ、こちらの管轄の中にも盛り込まれてございませうので、そういう形でもどう変わったかといったところはあらわしていきたいなというふうな考え方をしております。

個別具体的に、事業ごとにとというふうなものもございませうし、新たに取組むべき、例えば人材の育成とか、そういうところについては新たな取組みもございませうので、そういうところでもわかりやすくお示ししていきたいなというふうな考え方をしております。

○岡田副議長 谷田委員のご心配は、むしろ役所のほうは書いたらとにかくやるんです。

○谷田委員 いや、企業も書いてやらざる。

○岡田副議長 昔くと同時に、この環境変化に適応できているという企業はあるんですけども、役所のほうは一たんロードマップを引いて工程表をつくれれば、それで突っ走っていくということ、ところが実際にある。といいながら、年度予算ですの、やっぱり年度ベースで事業が組み立てられると。だから、中期・長期の視点をパツクランドに置きながら、単年度の計画に反映させるという、そういう形には進められるので、毎年御政算で願いをやっていると、多分、田村委員からも言われたんで

ここで諮問委員会でも何回か出ているので、多分、田村委員からも言われたんで

すけれども、企業の場合ですと吸収合併とか、そういう感じなんです。もう思い切って2つ、3つとの合併しちゃう、吸収しちゃうと言えど、それだけでぐっと安く経費も下がるんですけれども、何かそこはやらないんですよ。

23区、特別区と言われている意味では、基礎的自治体でありながら制限を受けているという、そういうことについても、実際の市民の方にご理解いただけない部分もあるかと思えますね、税制のあり方一つにしても、それから、先ほどの生産人口、板橋区をふやすぞと言ったから減らされる区も出てくるかもしれない。そこで、ある程度の利益相反という面もある。各道府県から人を入れ込むというのは、ここはいいけれども、減らされる方がなお深刻な問題、過疎化の問題というのが出てくるわけですので、そうなるか何が一番の正解かといったときのありようももう少し真剣に考えなきゃいけない。

○谷田委員 私、お答えがほしいわけじゃないんですけど、今後の方向としてはもつと違うやり方があるんじゃないかか感じましたというところでお伝えした。

○岡田副議長 こちらは大変ありがたいことだし、そのような感じを持っていることを行政もよく考えていただくといいことが大事です。

○東田副議長 経営革新計画をつくられる段階で、どこまでの範囲かわかりませうけれども、個別の事業のあり方についても、各担当課で検討していただいて、その結果を踏まえて、一般的な表現をどうするかというふうなことになるんじゃないでしょうか。何かはつきり言えば、りんりんパスとかホタルだということはどうするかという検討をされると考えてよろしいんじゃないでしょうか。

○都市整備部長 スタートしたのは先ほど言ったように3月なんですけれども、これは一応実験運行ということでもスタートさせていただいていますので、3か年の中で検証した上で本格運行をしよう、しないということを決めていこうというふうな考え方をしております。今、利用状況もそういうふうなあんばいなんです、利用者にアンケートをとるなりしまして、ルートの変更ですとか、そういうことも考えながら3か年で実験運行して、それでも利用者が少ないということならば、それは本格運行しないでやめようということも考えていくわけで、りんりん号をやることになるのか、やめるのかという話ではありませぬので、ちよつと実験運行とか、その3か年という話は私も説明しませんでしたので、それをちよつとこの機会にご承知おきいただければと思います。

○東田副議長 ここでどうこうするんじゃないやなくて、そういう事務事業レベルのことでも各所管課で検討していただいた上で、区全体の経営計画というのはできるんではないですか。

○行政経営担当課長 そのような形になります。お手元にあります資料の14のところ、前回の第2次経営革新計画では、具体的に事業を挙げまして、その改革の基本的な方向性、それと効果、それに年度ごとの取り組みの内容といったものを書いて、その年度ごとの職員削減とか効果額とか、そういう目標とすべきものをあらわしたものを表にいたしましたので、それに基づいて進行管理していくと。進行管理したものに於いて効果額がどうなるのか、どのような効果が生まれたのか、今回

の場合は削減だけではなく、行政経営の品質の向上といったものがありますので、その指標については今後検討させていきたいただきまますけれども、その部分についてはできるだけわかりやすく表していきたいというふうに考えているわけですね。個別の事業についても表していくという形になります。

○東田座長 それでは、そのほかのご意見はよろしいでしょうか。ご協力いただきましてありがとうございます。

ゲンジボタル、ハイケボタルとクロマルハナバチの関係

山岡 誠

1. はじめに

ゲンジボタル *Luciola cruciata* Motschulsky, 1854 とハイケボタル *Luciola lateralis* Motschulsky, 1874 の成虫は、消化器が退化しているため、夜露や雨水しか飲まないと言われていたが、ミツバチの蜜を好み、水のみを与えたものに比べて、ゲンジボタル成虫は7.1日長生きし（山岡, 2000）、ハイケボタル成虫は7.5日長生きした（山岡, 2002）。

クロマルハナバチ *Bombus ignitus* Smith, 1869 が川岸に巣をつくって繁殖している川に、ゲンジボタルやハイケボタルが生息していることが多い。クロマルハナバチの蜜をゲンジボタルやハイケボタルが好んで舐めているかも知れないと思い、研究してみた。

ハイケボタル成虫はクロマルハナバチの蜜を好んで舐め、水のみを与えたものに比べて、2007年（山岡・阿部, 2007）の実験で1.8日、2008年（山岡, 2008）の実験で8.7日長生きした。

2009年に、ゲンジボタルとハイケボタルについて、再度、実験を行い、この関係を確認してみた。

2. 実験材料と方法

東京都板橋区ホタル飼育施設で、2009年6月21日にゲンジボタル成虫を採集して、雌5頭・雄15頭を入れたホタル籠を2個用意した。また、同年7月9日にハイケボタル成虫を採集して、雌5頭・雄20頭を入れたホタル籠を2個用意した。それぞれクロマルハナバチ蜜を入れたホタル籠を実験区、水の皿を入れたホタル籠を対照区とした（写真1）。

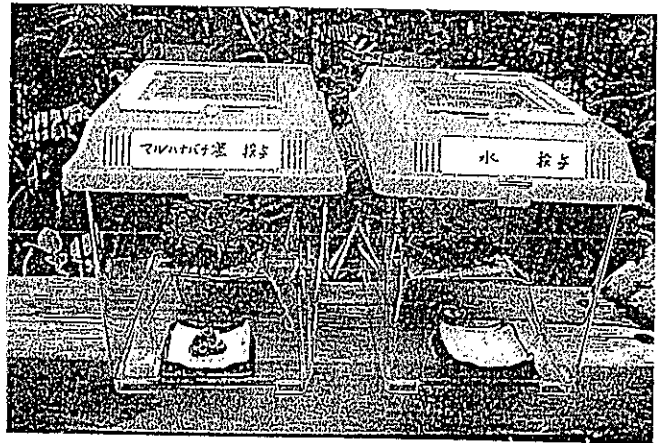


写真1 実験装置

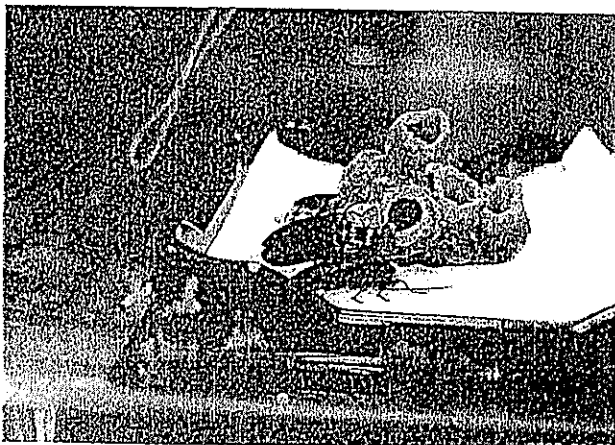


写真2 クロマルハナバチの蜜に集まるゲンジボタル



写真3 クロマルハナバチの蜜に集まるハイケボタル

3. 実験結果と考察

クロマルハナバチ蜜に、ゲンジボタル成虫、ヘイケボタル成虫はともに集まって来て、蜜を好んでよく舐めた（写真2、3）。

採集前の生存日数が不明なので寿命は計測できなかったが、採集後の生存日数は、ゲンジボタルが表1、ヘイケボタルが表2のとおりである。

表1 ゲンジボタル成虫の生存日数

月 / 日	6 /			7 /									8 /			平均 生存日数	区別 生存日数
	25	27	30	2	4	6	9	12	16	20	26	28	12				
生存日数	4	6	9	11	13	15	18	21	25	29	35	37	52				
実験区(ハチ蜜) 死亡数	雌				1	1	1	1		1				19.2	19.7		
	雄	1			2	4	2	2		1	1	1	1	19.8			
対照区(水) 死亡数	雌		1	2					1	1				15.6	14.7		
	雄	1	1	2	1	1	4	2	2	1				14.3			

表2 ヘイケボタル成虫の生存日数

月 / 日	7 /							8 /							平均 生存日数	区別 生存日数
	12	13	16	18	20	23	26	28	31	2	8	12	15			
生存日数	3	4	7	9	11	14	17	19	22	24	30	34	37			
実験区(ハチ蜜) 死亡数	雌	1			1			1	1		1			17.0	18.5	
	雄	1		1	1	2	2	2	4	2	1	2	1	1		18.9
対照区(水) 死亡数	雌			2	1			1	1					11.8	11.8	
	雄	3	1	3		3	4	3	1	2				11.9		

表1のゲンジボタル成虫の生存日数は、実験区が19.7日、対照区が14.7日で、実験区が5.0日長生きした。即ち、水のみ投与に比べてクロマルハナバチ蜜投与のものが5.0日長生きした。表2のヘイケボタル成虫の生存日数は、実験区が18.5日、対照区が11.8日で、実験区が6.7日長生きした。即ち、水のみ投与に比べてクロマルハナバチ蜜投与のものが6.7日長生きした。

クロマルハナバチ蜜を投与すると水のみ投与に比べて、ヘイケボタル成虫は2007年、2008年の実験と同様に今回の実験でも長生きした。ゲンジボタル成虫でも、今回の実験で長生きすることが明らかになった。ゲンジボタル成虫とヘイケボタル成虫は、ミツバチの蜜を好み、投与すると長生きするこ

とが既に実証されているが、クロマルハナバチの蜜も好み、投与すると同様に長生きすることが判明した。

ゲンジボタル成虫とヘイケボタル成虫の生存日数は、水のみ投与の場合が約2週間であり、ミツバチやクロマルハナバチの蜜を投与すると約3週間生きることが判明した。ゲンジボタルとヘイケボタルがクロマルハナバチと同じ川で繁殖すると、ハチの蜜をホタルが舐めて長生きしているかも知れない。

4. まとめ

東京都板橋区ホタル飼育施設において、2009年6月21日にゲンジボタル成虫を、同年7月9日にヘイケボタル成虫を採集した。それぞれ、クロマルハナバチの蜜を入れたホタル籠を実験区、水の皿を入れたホタル籠を対照区とした。

(1) 生存日数が、ゲンジボタル成虫では実験区で19.7日、対照区で14.7日となり、クロマルハナバチ蜜を投与したものが水を投与したものに比べて5.0日長生きした。ヘイケボタル成虫では実験区で18.5日、対照区で11.8日となり、クロマルハナバチ蜜を投与したものが、水を投与したものに比べて、6.7日長生きした。

(2) ゲンジボタル成虫とヘイケボタル成虫はクロマルハナバチの蜜を好んで舐めて、長生きすることが確認された。

5. 謝辞

ゲンジボタル成虫とヘイケボタル成虫は、板橋区ホタル飼育施設長の理学博士阿部宣男氏に分讀していただき、クロマルハナバチの蜜は、茨城大学大学院の綾部斗清氏に提供して頂いた。ここに厚く感謝の意を表する。

(やまおか・まこと、顧問)

引用文献

山岡 誠 (2000) ゲンジボタルの蜂蜜摂取の影響. 全国ホタル研究会誌, 33, 21-22.

山岡 誠 (2002) ヘイケボタルの蜂蜜摂取の影響. 全国ホタル研究会誌, 35, 30-32.

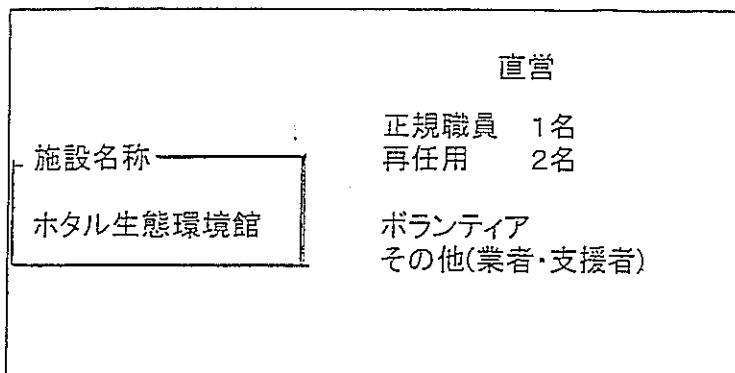
山岡 誠・阿部宣男 (2007) ホタル成虫にタケ、マルハナバチ蜜投与の影響. 全国ホタル研究会誌, 40, 28-31.

山岡 誠 (2008) ヘイケボタルとクロマルハナバチの関係. わたしたちの自然史, 105, 19-20.

ホテル生態環境館の今後のあり方について

資料
13

現在



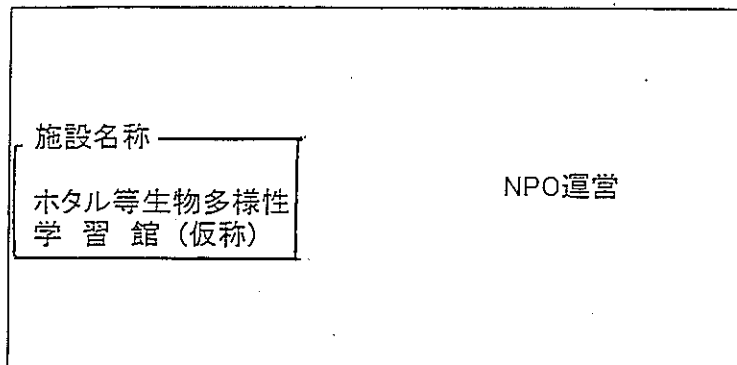
区一般会計 歳出

年間 2,800万円

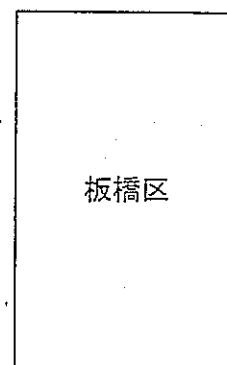


今後の目指す方向

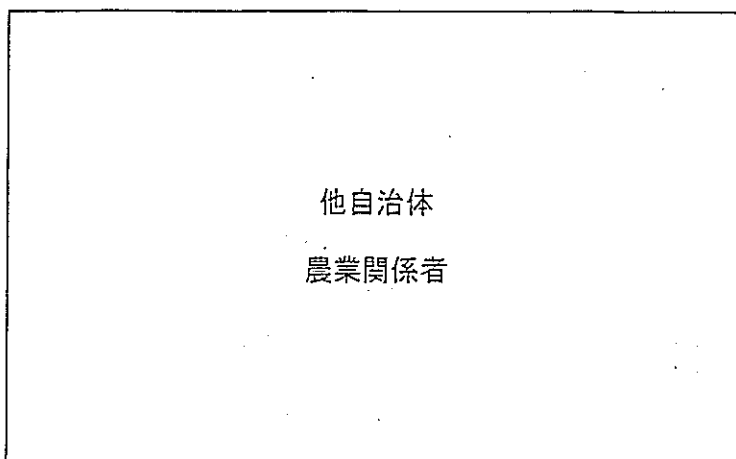
将来イメージ










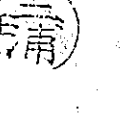
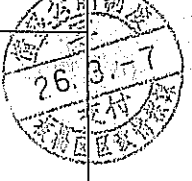
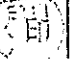


協定締結
施設貸出
条件：ホテル公開
環境学習等見学
等



ノウハウの提供
在来種(クマルハナハチ)販売
などの独自事業実施



所属コード	事案番号	分類コード				フォルダー名(小分類名)	執照等項コード
5011	25板資源第330号の	共	大 0 7	中 0 3	小 0 3	近接地外出張命令	
受領文書日付番号	平成 年 月 日 第 号の				受領文書の種類	その他()	
受領	平成 年 月 日	浄書 /	照合 /	公印 /	発送 /	保存年限	保存 廃棄
登録	平成 26 年 1 月 23 日					3 年	開始 26 年度 29 年度
決定	平成 26 年 / 月 日	※旅行取扱上の注意					
施行		確定私					
あて先		発信者				発信文書の種類	
<p>件名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">近接地外出張</div>						非公開とする場合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一時非公開 (解除 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 全部非公開	
上記のことに ついて 旅行命令 及び 支出 する。						非公開の適用区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1 法令秘情報 <input checked="" type="checkbox"/> 2 個人情報 <input checked="" type="checkbox"/> 3 事業活動情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4 取締り情報 <input checked="" type="checkbox"/> 5 審議、検討又は協議情報 <input checked="" type="checkbox"/> 6 行政運営情報 <input checked="" type="checkbox"/> ア 監査、検査 <input checked="" type="checkbox"/> イ 契約、交渉 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 調査研究 <input checked="" type="checkbox"/> エ 人事管理 <input checked="" type="checkbox"/> オ その他	
<p>概要</p> 旅行命令第 370 号 出張期間：平成 26 年 2 月 2 日 (日) から 1 泊 2 日間 出張用務：ホテル関連施設視察 出張先：石川県能登町役場							
決定区分	区 長	副区長	部 長	課 長	係 長	※印欄は朱書きをもちいて表示すること。	
※							
(協議・審査)			人事課長 	人事係長 	給与係長 		
				公害指導係長 	文書主任 		
(決定後供覧)							
所 属	資源環境部 環境課 管理係			電話 2591	起草者	前川 裕子 	

審査済
26.2.17
大原

近接地外出張について、記1により旅行命令し、記2により支出する。

記1 (旅行命令)

第2号様式 (第6条関係)

旅行命令簿等

1. 出張者氏名及び職名

部 課 (所) 名	職 名	出張者氏名	備 考
環境課	副参事	井上 正三 ✓	
環境課	主事	上野 邦夫 ✓	

2. 用務内容

区立ホテル生態環境館の在り方の検討にあたり、他自治体のホテル関連施設の運営方法を視察するため。

3. 出張先 (所在地・下車駅等)


石川県能登町役場 石川県鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1 ほか

4. 出張期間

平成 ²⁶~~25~~ 年 2 月 2 日 (日 曜日) から 1 泊 2 日間
 平成 ²⁶~~25~~ 年 2 月 3 日 (月 曜日) まで

5. 出張報告

平成 26 年 2 月 13 日

出張報告確認印 



石川県能登町視察について

1 視察期日

平成26年2月2日～2月3日

2 視察職員

井上 正三(課長) 上野 邦夫(副係長)

3 視察対応

能登町役場ふるさと振興課他

(石川県鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1他)

4 視察日程

2月2日(日) 午後1時～ 打ち合わせ

2月3日(月) 午前8時45分～午後4時 関連施設視察



記2 (支出)

1. 支出 (旅費支給) 金額

¥ 99,840 -

(別紙内訳書のとおり)

2. 支出科目

平成 25 年度

(会計) 区一般会計歳出

(款) 総務費

(項) 総務管理費

(目) 一般管理費

(節) 旅費

(細節) 旅費

(細々節) 地外旅費

3. 細目・細々目コード

002-01

4. 処理方法

区会計事務規則第 87 条 (旅費の支払) の規定により処理し、確定払いとする。

5. その他

(予算の執行に係る備考はこの欄に記入してください。)

・交通手段については、往路は会議の開催時間に間に合わせるため、復路は他の交通手段を利用した場合宿泊を要するため、航空機を利用する。

【参考】

2月2日(日): 午後1時～ 会議開催

2月3日(月): 午後4時 視察終了

・出張が急ぎよ決まったため、確定払いとする。

・人事課予算予算で執行する。



内国旅費請求内訳書兼領収書

26年 2月 27日 済済済
 給与取扱者 人形部人事 係長

宮川 修一 印

【 集 計 表 】 同一金員同じ経路を利用する (1番目の旅行者の経路および支給額を全員に適用します)

No.	職名および氏名	鉄道賃		船賃・航空賃		車賃	旅行雑費	宿泊料	食料料	同一地区 内の旅費	合 計	受領印	清算印	追加支給額 戻入額	受領印	清算印	
		運賃	急行料金	運賃	特別 船室料金												
1	主事 井上 正三	96.4 k 1,180 円	0.0 k 0 円	1,060.0 k 34,740 円	0 円	0.0 k 1,800 円	2.200 円	10,000 円	0 円	0 円	49,920 円			円			
2	主事 上野 邦夫	57.8 k 1,180 円	0.0 k 0 円	1,060.0 k 34,740 円	0 円	0.0 k 1,800 円	2.200 円	10,000 円	0 円	0 円	49,920 円			円			
3		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
4		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
5		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
6		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
7		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
8		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
9		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
10		k 円	k 円	k 円	円	k 円	円	円	夜 円	円	円			円			
合 計		2,360 円	0 円	69,480 円	0 円	3,600 円	4,400 円	20,000 円	0 円	0 円	99,840 円			0 円			

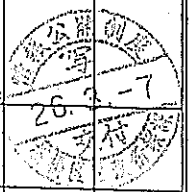
26.3-7

内国旅費請求内訳書兼領収書

No 2

職名	主事	氏名	上野 邦夫		旅費合計額		49,920 円						
			通賃	急行料金 区間	航空賃 通賃	別乗 船重料金	車賃	旅行雑費	宿泊料	食料料	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
1	2/2	高円寺	5.8 k	0 円	~	k 円	区分	k 円	1 日 1,100 円	夜 円	夜 円	円	1,100 円
2		新宿	23.1 k	590 円	~	k 円	区分	k 円	円	夜 円	夜 円	円	590 円
3		羽田空港	k 円	530.0 k	~	k 円	区分 航	530.0 k	円	夜 円	夜 円	円	590 円
4		能登空港	k 円	17,370 円	~	k 円	区分	17,370 円	(その他)	夜 円	夜 円	円	17,370 円
5	(能登町内泊)		k 円	900 円	~	k 円	区分	900 円	900 円	夜 円	夜 円	円	900 円
6	2/3	能登町内	k 円	k 円	~	k 円	区分	k 円	円	夜 1 夜 10,000 円	夜 円	円	10,000 円
7		能登町役場	k 円	k 円	~	k 円	区分	k 円	(その他)	夜 円	夜 円	円	1,100 円
8		能登空港	k 円	900 円	~	k 円	区分	900 円	900 円	夜 円	夜 円	円	900 円
9		羽田空港	k 円	530.0 k	~	k 円	区分 航	530.0 k	k 円	夜 円	夜 円	円	17,370 円
10		新宿	23.1 k	590 円	~	k 円	区分	k 円	円	夜 円	夜 円	円	590 円
合計			57.8 k	1,180 円		0.0 k	1,000.0 k	0 円	1,800 円	2,200 円	1 夜 10,000 円	0 円	49,920 円

羽田空港～能登空港間は会議の間催時刻に間に合わせるため航空機を利用する。/能登空港～羽田空港間は他の交通手段を利用した場合、宿泊を要するため航空機を利用する。

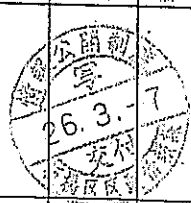


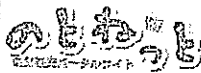
内国旅費請求内訳書兼領収書

No 1

職名	主事	氏名	井上 正三		旅費合計額		49,920		旅行命令書照合印				
			姓	名	金額	種別	金額	種別	金額	種別			
1		鶴川	⇒ 新宿	25.1 k 0 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
2		新宿	⇒ 羽田空港国内線ターミナル	23.1 k 590 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
3		羽田空港	⇒ 能登空港	k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
4		能登空港	⇒ 能登町役場	k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
5		(能登町内泊)		k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
6	2/3	能登町内視察	能登町内 ⇒ 能登町内 (同一市内につき雑費内で調整)	k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
7		能登町役場	⇒ 能登空港	k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
8		能登空港	⇒ 羽田空港	k 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
9		羽田空港国内線ターミナル	⇒ 新宿	23.1 k 590 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
10		新宿	⇒ 鶴川	25.1 k 0 円	区分	k 円	車賃	1 日 1,100 円	夜	夜	交通費 (a)	同一地域内の旅費 雑費の差引不足 (a-b)	合計
合計				98.4 k 1,180 円	1,060.0 k	0.0 k	1,800 円	2 月 2,200 円	1 夜 10,000 円	0 夜 0 円	0 円	0 円	49,920 円

羽田空港～能登空港間は会議の開催時刻に間に合わせるため航空機を利用する、/能登空港～羽田空港間は他の交通手段を利用したため航空機を利用する。



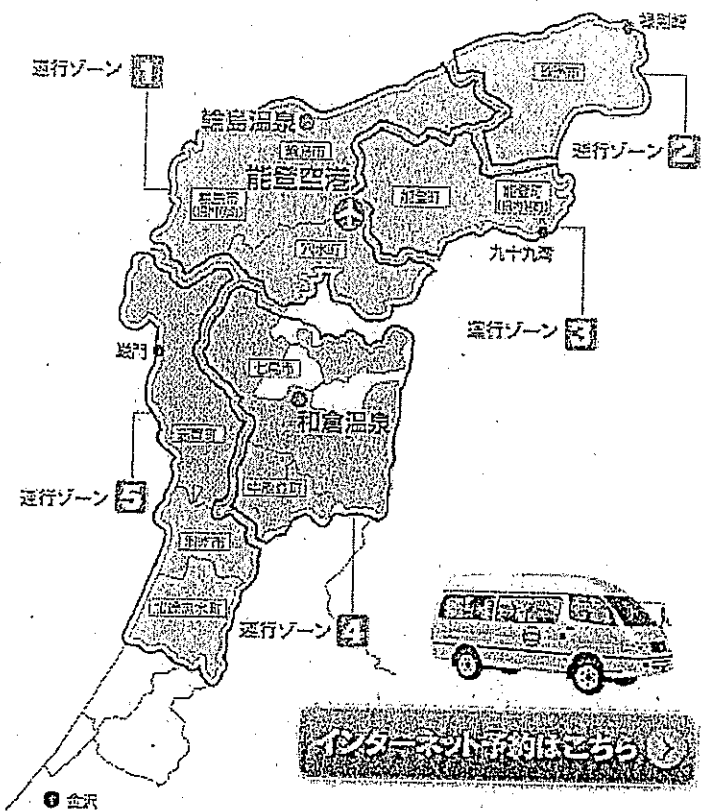


検索

のとねつと を検索 WWW を検索

トップページ > ふるさとタクシー

能登空港から各地へ。各地から能登空港へ。安くて安心な乗合タクシー



能登空港着便に合わせて電話1本でご利用できます。
 能登空港着便専用ダイヤル
 0768-22-2360

インターネットで予約する場合はこちら

予約は御電話で...
 ご利用される日の前日の17:00(運行ゾーン4は15:00)までにお電話下さい。お迎えする場所、または空港からお送りする場所のゾーンをこの地図でお調べいただいた上、お電話下さい。

- 御電話で...
1. 「何日の何時の能登空港出発便に乗るので〇〇まで迎えに来てほしい」または「何日の何時の能登空港到着便で着くので〇〇まで送ってほしい」
 2. ご利用人数
 3. 連絡先電話番号をお知らせ下さい。

能登空港から各地へ向かうお客様... 予約完了です。

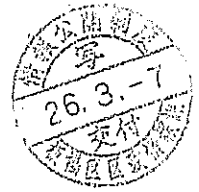
各地から能登空港へ向かうお客様... 利用される日の前日の18:00までに送迎時間・場所のご連絡・確認のメールまたはお電話をいたします。

運賃(一人/片道)		
900円 ●輪島市、能登町、穴水町	1,300円 ●珠洲市、輪島市(旧門前町)、能登町(旧内浦町)	1,600円 ●七尾市、中能登町
1,800円 ●志賀町	2,100円 ●羽咋市、宝達志水町	

- 運行ゾーン1
港タクシー(株) TEL:0768-22-2360
- 運行ゾーン2
スズ交通(株) TEL:0768-82-1221
- 運行ゾーン3
(有)めだか交通 TEL:0768-76-0069
- 運行ゾーン4
(株)中島タクシー TEL:0767-66-0114
- 運行ゾーン5
(有)能登金剛交通 TEL:0767-42-2700

※相乗りのため、運行経路は運行会社にお任せ下さい。
 ※幹線道路から離れた場所については、直接送迎できないことがあります。
 ※人数の多い場合は、車両がバスタイプになることもあります。
 ※途中、各お客様の乗降場所に停車しながら運行します。
 ※能登空港からのご利用は、予約がなくても座席に余裕があれば同乗可能です。能登空港正面のふるさとタクシー乗り場にて運転手にご確認ください。
 ※予約は前日の17:00(運行ゾーン4は15:00)までとなっておりますが、運行経路によっては前日の17:00(運行ゾーン4は15:00)を過ぎても受付可能になる場合がありますので、お気軽にご相談ください。
 ※ご不明な点は能登の旅情報センターまで
 TEL:(0768)26-2555

往復利用
 900円 × 2
 = 1800円
 1800円 × 2/90



ANA

領 収 書

給与取扱者 人事課 人事係長 宮川 修一 様

¥ 17,370 (税込)

(クレジット支払い ¥17,370含む:ユーシーカード)

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

1. 2月 2日 ANA 747便 東京⇒能登

購入日:14-01-25 TKT:51D1Z4
発行日:14-02-02 発行所:ANA本社'クワコ

本領収書は再発行不可となります。
端末番号:22218 =15138

ANA

領 収 書

給与取扱者 人事課 人事係長 宮川 修一 様

¥ 17,370 (税込)

(クレジット支払い ¥17,370含む:ユーシーカード)

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

1. 2月 3日 ANA 750便 能登⇒東京

購入日:14-01-25 TKT:51D04N
発行日:14-02-02 発行所:ANA本社'クワコ

本領収書は再発行不可となり
端末番号:22218 =15138

ANA

領 収 書

給与取扱者 人事課 人事係長 宮川 修一 様

¥ 17,370 (税込)

(クレジット支払い ¥17,370含む:ユーシーカード)

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

1. 2月 2日 ANA 747便 東京⇒能登

ANA

領 収 書

給与取扱者 人事課 人事係長 宮川 修一 様

¥ 17,370 (税込)

(クレジット支払い ¥17,370含む:ユーシーカード)

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

1. 2月 3日 ANA 750便 能登⇒東京



業務委託契約書

収入
印紙

- 1 委託業務の名称 平成23年度 多目的グラウンド陸ホタル水路整備委託
- 2 施行箇所 駿東郡小山町 阿多野 地内
- 3 履行期間 着手 平成24年2月1日
完了 平成24年3月21日
- 4 業務委託料 ￥ 6,594,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 314,000-)
- 5 契約保証金 免除
- 6 支払い条件 業務委託契約約款第15条及び16条のとおり

上記の業務委託について、委託者 小山町 と受託者 有限会社 ルシオラ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し信義従って確実にこれを履行するものとする。
 契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年2月1日

委託者 職 氏 名 小山町長 込山 正



住 所 東京都板橋区大山東14-1-607
 受託者 商号又は名称 有限会社 ルシオラ
 氏 名 代表取締役 深田 芳 恵



業務代理人等通知書

1 業務委託の名称 平成23年度 多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託

2 施行箇所 駿東郡小山町阿多野地内

3 履行期間 着手 平成24年 2月 1日
完了 平成24年 3月 21日

4 業務代理人等の氏名

	職	氏名	経歴等
業務代理人	代表	深田芳恵	別紙のとおり
主任技術者	板橋区ホテル生態環境館 館長	阿部宣男	//

上記のとおり業務代理人等を定めたので、業務委託契約約款第6条1項の規定に基づき通知します。

平成~~24~~年 2月 / 日

委託者 小山町長 込山正秀 様

住所 東京都板橋区大山東町14-1-607
受託者 商号又は名称 有限会社 ルシオラ
氏名 代表取締役 深田芳恵





資料
15-2

小農政第110号
平成24年 2月 3日

東京都板橋区長 坂本 健 様

静岡県駿東郡
小山町長 込山 正



平成23年度 多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業
に伴う職員派遣について (お願い)

寒冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より町の行政施策に対し、ご尽力ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、町では癒しの光を求めホタルの里づくりを推進することで、次世代の子供たちの健全育成並びに観光資源の源として整備計画を進めている状況であります。
つきましては、ホタルの成育するのに適した環境を保つため水路整備をおこなう計画であります。このため、公私共にご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、以前から交流のある 阿部宣男 様の職員派遣を御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 整備実施日 平成24年2月26日(日)～2月27日(月)
- 2 実施場所 小山町総合文化会館 多目的グラウンド脇水路
電話 0550-76-5700
- 3 職員派遣 板橋区ホタル飼育施設 理学博士 阿部 宣男

お問い合わせ
 小山町農林課農政スタッフ 岩田 勉
 電話 0550-76-6121
 メールアドレス nourin@fuji-oyama.jp

2014年3月22日

聴取内容報告書

当職は、株式会社イセキ（中央区日本橋石町3-2-3日本橋サンケイビル5F）の代表取締役である井関良和氏から以下のとおり事情を確認したので報告いたします。

〒160-0004 新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル4階
いずみ橋法律事務所
TEL03-5312-4815 : Fax 03-5312-4543
弁護士 渡邊 彰 悟

記

「株式会社イセキ（以下イセキといいます）は、2012年10月頃、イセキのホームページに阿部宣男氏の名前を掲載したことがあったのは事実です。その際、阿部氏の了解を取らずに載せてしまったため、すぐに削除要請がありました。

その要請を受けて当社はすぐにこれに対応し実際に削除しています。

今回問題とされているのはキャッシュで残っていたものであると思われませんが、そのことについてはもちろん阿部氏には何らの責任もありません。」

以上

施策	33111	自然地の保全(環境)
----	-------	------------

5 前年度の二次評価結果への対応状況

(1)前年度の二次評価内容	評価評語	【 改善 】
<p>・区民に対して施策の意義について積極的に啓発活動を行い、施策目標達成にむけ、さらなる創意工夫を行うこと。</p> <p>・区民がエコライフを実践し実現するために、この施策と事務事業がどのように寄与するのか、具体的な施策・事業の方向性を検討すること。</p>		
(2)二次評価結果への対応状況や成果向上のために取り組んできたこと	対応状況	【 対応済 】
<p>・流域5市区(小平市、西東京市、北区、練馬区、板橋区)の関係自治体で構成される石神井川流域環境協議会を通じて事業報告書を作成するとともに、小冊子「石神井川の散策マップ」等を作成し、区民まつりや農業まつり等で配布するなど区民への普及啓発に努めた。</p> <p>・ホテル生態環境館及び熱帯環境植物館の事業を、区民への自然環境に対する関心の向上、体験・ふれあいの場としての普及啓発事業とした。</p>		

6 一次評価【所管課長による評価】

(1)施策指標の分析(区民にとってどのような成果があったか)	評価評語	【 現状維持 】
<p>達成率は平成19年度53.6%、21年度125.0%、22年度187.5%、23年度166.7%である。年々改善の傾向を示しており、計画を上回っている状況である。また、ホテル生態環境館の来館者数については、横ばいの傾向にある。また、熱帯環境植物館については、昨年度と比較して10.9%の来館者数増となった。なお、ホテル生態環境館及び熱帯植物館で行ったアンケートでは、それぞれの集計で「ホテル夜間特別公開実施時」:91.1%が「大変よかった」「族館・温室・企画展示とサービス全般については」:86.4%が「大変よい」と「よい」となった。</p>		
(2)手段(事務事業)の必要妥当性・有効性	評価評語	【 改善 】
<p>板橋区環境基本計画(第二次)に基づく、継続的な石神井川の水質調査や水生生物調査などは重要な施策であるが、その調査結果や区民の係り方などを、より一層多くの区民へ周知できるよう創意工夫が必要である。また、熱帯植物館及びホテル生態環境館については、都市化が進むにつれて、「緑と水」にふれる機会が減ってきている。自然にふれ、それを実際に体験できる施設が身近にあることは、区民にとって大きな財産となっている。板橋区環境基本計画(第二次)でも「自然とふれあう機会の創出」を目標のひとつと掲げているが、都会で自然体験できる機会を提供できる施設の果たす役割は大きくなっている。</p>		
(3)役割分担の妥当性	評価評語	【 現状維持 】
<p>石神井川の維持管理は特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が行なっている。区民が親しめる河川の環境調査を実施することは、緑と水を保全し創出していくうえで不可欠な施策である。また、熱帯環境植物館やホテル生態環境館では、運営主体は区であるが、区民・町会・自治会・NPOなどの主体の協力・協働も大きな力となっている。ガイドツアーや夜間特別公開に区民やボランティアができるだけ多くかかわることで、区民全体の環境意識向上が効率的に進むなど、事業効果を一層向上させることができる。</p>		
(4)今後の展開方針、課題・懸案事項		
<p>自然の保全、向上をさせていくには地道な取り組みが求められる。区内における水環境を把握するため定期的な水環境調査を行ない、区民の生活を守っていかねばならない。関係部署と積極的に連携するとともに、区民への普及・啓発事業をさらに強化し、施策の実施方法について改善に努める。</p>		
	取り組みの対応期限	平成 25 年 3 月

7 外部評価【行政評価委員会による評価】

	評価評語	【 改善 】
<p>【成果の視点】施策指標に示されたBODについては、石神井川のみでは区全体の水環境を把握することにはつながらないことから、その他の河川や水辺の数値を一次評価の欄で明記し、その成果を分析すること。ホテル生態環境館や熱帯環境植物館の運営は、環境教育の場としての色合いが強いが、どの程度教育や啓発が施策目標の達成に寄与しているか疑問である。施策目標に対する環境教育の位置づけを明らかにした上で、事務事業のあり方を検討されたい。</p>		

8 二次評価【区の最終評価】

	評価評語	【 改善 】
<p>外部評価での指摘は、板橋区において快適な自然環境を創造していくにあたり、手段として事務事業の有効性を疑問視されたことによる。事務事業の構成について、抜本的に見直すこと。</p>		

板橋区事務事業評価表(平成24年度)

No.	165	事務事業名	雨水の浸透と利用					
施策コード	33111	施策名	自然地の保全(環境)					
計画事業番号	048	ナンバーワン	安心・安全ナンバーワン		いたばしUP	緑と環境力		
所管課係	資源環境部 環境課 環境調査係			記入者	江原	電話	3579-2593	
予算科目コード(款・項・目・細目・細々目)	05-01-02-003-02							
I 事務事業の概要		(開始年度: 平成 4 年度)						
区内の民間住宅等(*1)に、雨水浸透ますと雨水貯留槽の設置(*2)を促進し、雨水を有効利用するとともに地下水の涵養、湧水の保全(*3)を図る。								
(*1=「誰・何に対して(対象)」、*2=「どんな方法で(活動)」、*3=「どのようにしたいか(成果)」								
II 事務事業の目標と実績								
	対象	① 区内の一戸建て住宅数	軒	H22年度	H23年度		H24年度	H27年度
				実績	計画	実績	計画	目標
	②							
事業指標	①	雨水浸透ます設置件数	基	7	30	15	30	30
	②	雨水浸透ます設置件数(H17以降累計)	基	165	480	180	510	600
	③	雨水貯留タンク設置件数	個	5	10	29	10	10
	④	雨水貯留タンク設置件数(H17以降累計)	個	45	90	74	100	130
事業量及び所要経費		正規職員数	人	0.5	0.5	0.5	0.5	財源名称
		再任用・再雇用職員	人					
		非常勤職員等	延日数					
	a	人件費換算額	千円	3,412	3,378	3,378	3,355	
	b	人件費を除く事業費	千円	430	1,632	1,164	1,076	
	c	総事業費(a+b)	千円	3,842	5,010	4,542	4,431	
	d	財 国・都支出金等	千円				234	
	e	源 利用者負担	千円					
	f	差引一般財源(c-d-e)	千円	3,842	5,010	4,542	4,197	
	コスト指標	設置数1基(個)あたり	総経費(円)	320,167	125,250	103,228	110,775	
		区経費(円)	320,167	125,250	103,228	104,925		
平成23年度事業量				平成23年度事業経費				
(1)No.1プラス上								
浸透ます設置 30基 雨水貯留タンク 10個			1,632千円 委託料1,407千円(雨水浸透ます) 補助金225千円(雨水貯留タンク)					
(2)当初予算上※補正があった場合は、【補正後】として記入								
浸透ます設置 30基 雨水貯留タンク 38個【補正後】			2,042千円【補正後】 委託料1,407千円(雨水浸透ます) 補助金635千円(雨水貯留タンク)【補正後】					
(3)実績								
浸透ます設置 15基 雨水貯留タンク 29個			1,164千円 委託料734千円(雨水浸透ます) 補助金430千円(雨水貯留タンク)					
進捗状況・所管課の評価・今後の予定 (月 日現在)								

No	165	事務事業名	雨水の浸透と利用【048】
----	-----	-------	---------------

事業量・経費増減の理由等(平成23年度実績と平成24年度予算との比較)
 平成23年度実績:雨水浸透ます(15基)、雨水貯留タンク(29個)、事業費(1,164千円)
 平成24年度計画:雨水浸透ます(30基)、雨水貯留タンク(10個)、事業費(1,076千円)

Ⅲ 事務事業を取り巻く環境

区民意見等の状況(アンケート調査や個別要望等)、類似・関連事業や他自治体との比較など
 湧水の保全や地下水の涵養など、雨水の有効利用に対する区民の重要度意識は高い。平成19年4月には地下水と湧水を保全する条例を制定し、区民との協働による水循環の改善に取り組んでいる。平成20年3月に赤塚不動の滝と周辺地域、志村城山公園と周辺地域を、平成22年4月には赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域を湧水保全地域に指定した。また、雨水浸透ますや貯留タンクについて23区中、17区が助成制度を実施している。

Ⅳ 前年度の二次評価結果への対応状況

1 前年度の二次評価内容	評価評語	改善	対応状況	対応済
雨水浸透ます、雨水貯留タンクいずれもNo.1プランに掲げる目標量に達していないため、成果向上に向け、実施方法のより一層の改善に早急に取り組むこと。				
2 前年9月(当初予算要求時)時点での、二次評価結果への対応状況				
平成24年度から雨水浸透ますの助成は、委託方式から補助方式へ変更する。				
3 現時点での、前年度二次評価結果への対応状況や成果向上のために取り組んできたこと				
これまで指名競争入札により決定された一業者が、雨水浸透ますの設置業務を委託されて実施してきたため、新築に対応しにくかった。既存住宅への普及はある程度進んだようであり、設置数に伸び悩みが見られ、ここ数年は目標件数に達せられていない。このため、24年度からは委託方式から補助金交付方式に改め、申請者である区民が自ら事業者を選定できることとし、新築にも対応しやすくした。				

Ⅴ 一次評価(所管課長による評価)

1 成果の視点による評価(区民満足の向上・区の評価を高めた取り組み)	評価評語【 C 】																
(目標としている成果が上がっているか(指標の達成状況等)、区民にとってどのような成果があったか) 平成23年度の達成率は、雨水浸透ます50%(15/30)、雨水貯留タンク290%(29/10)となっている。 雨水浸透ます設置件数は、平成4年度から平成23年度までの累計で3,051基である。 雨水貯留タンク設置件数は、平成14年度から平成23年度までの累計で91個である。																	
2 効率性の視点による評価(効率化・事務改善への取り組み)	評価評語【 A 】																
<table border="1"> <tr> <td>受益者負担</td> <td>不可</td> <td>(一部)委託化</td> <td>不可</td> <td>指定管理者制度</td> <td>不可</td> <td>補助事業化</td> <td>導入済</td> </tr> <tr> <td>人件費削減</td> <td>不可</td> <td>コスト削減</td> <td>不可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	受益者負担	不可	(一部)委託化	不可	指定管理者制度	不可	補助事業化	導入済	人件費削減	不可	コスト削減	不可					
受益者負担	不可	(一部)委託化	不可	指定管理者制度	不可	補助事業化	導入済										
人件費削減	不可	コスト削減	不可														
(効率的に事務事業を実施しているか(コスト指標の評価)、効率化・事務改善にどのような成果があったか) 浸透ますの設置について、区民が直接的な利益を認識できない事業であるため、本来、区民に一部負担を求めることは困難である。 現在、浸透ますは、地域を指定し購入費用の2分の1(湧水保全地域は3分の2)補助、上限額200,000円である。 貯留タンクは、区内地域指定なしで購入費用の2分の1、上限額22,000円である。																	
3 有効性の視点による評価(手段の工夫・協働の取り組み)	評価評語【 A 】																
<table border="1"> <tr> <td>区が行う妥当性・必要性</td> <td>あり</td> <td>事業主体の役割分担</td> <td>妥当</td> <td>手段の工夫の余地</td> <td>最適</td> </tr> </table>	区が行う妥当性・必要性	あり	事業主体の役割分担	妥当	手段の工夫の余地	最適											
区が行う妥当性・必要性	あり	事業主体の役割分担	妥当	手段の工夫の余地	最適												
湧水保全地域を中心に雨水浸透ますの設置を推進し、湧水等の保全を図る。地下水の涵養を進め、健全な水循環を取り戻すためには不可欠な施策である。																	
4 今後の展開方針、課題・懸案事項																	
雨水の浸透と利用の施策は成果が明らかになるまで、長期間の継続的な取り組みが必要である。板橋区の水循環を再生、回復し、次世代に継承するために「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」の適切な運用のもとに、湧水保全地域を核とする区民との協働、水循環の啓発、浸透ますの設置などを強力に推進する。また、実施方法については、適宜、改善していく。																	
<table border="1"> <tr> <td>取り組みの対応期限</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> </table>	取り組みの対応期限	平成 28 年 3 月															
取り組みの対応期限	平成 28 年 3 月																

Ⅵ 外部評価(行政評価委員会による評価) 評価評語 【 改善 】

【成果の視点】環境課は、区政の環境施策を統括する役割を担っている部署であることから、個人家屋にとどまらず、集合住宅や公共施設に対する雨水対策についても一元的に状況の把握に努めること。また、本事務事業の目的である雨水の有効活用について、活用内容、活用量など活用実態を把握し、成果を測定すること。【今後のあり方の視点】雨水浸透ますについては、年月の経過とともに、詰まりなどが原因となり機能不全を起していることも想定されることから、メンテナンスの必要性について積極的にPRを行うこと。

Ⅶ 二次評価(区の最終評価) 評価評語 【 改善 】

平成24年度から開始した補助金方式の狙いである新築家屋への対応については、成果と課題をしっかりと把握・整理し、次年度以降の展開に有効につなげていくこと。また、外部評価で指摘されている個人家屋以外にも広げた設置状況や雨水有効利用の実態については、施策を推進する立場として必要な視点であるので、把握に努めること。

板橋区事務事業評価表(平成24年度)

No	166	事務事業名	ホテル飼育施設管理運営					
施策コード	33111	施策名	自然地の保全(環境)					
計画事業番号		ナンバーワン	安心・安全ナンバーワン		いたばし力UP	緑と環境力		
所管課係	資源環境部環境課管理係			記入者	飯田	電話	3579-2591	
予算科目コード(款・項・目・細目・細々目)	5-1-3-3-1							
I 事務事業の概要		(開始年度: 平成 5 年度)						
区民(*1)に対し、緑と水辺の再生事業の一環として、環境指標昆虫であるホテルが生息できる環境をつくり、生育過程、成虫の飛翔等の公開を通じ、生きものとのふれあい体験の機会を提供や、ホテルを中心とした生態系や生物多様性の大切さを理解してもらうことで(*2)、意識啓発を行い環境意識向上を図る(*3)。								
(*1=「誰・何に対して(対象)」、*2=「どんな方法で(活動)」、*3=「どのようにしたいか(成果)」)								
II 事務事業の目標と実績								
対象	①	区民	単位	H22年度	H23年度		H24年度	H27年度
				実績	計画	実績	計画	目標
事業指標	①	施設利用者(一般公開、特別公開)	人	536,778	535,759	535,812	535,687	525,000
	②							
	③	施設利用者(一般公開、特別公開)	人	31,897	40,000	30,998	40,000	40,000
	④	特別公開入場者数	人	16,088	18,000	14,964	18,000	20,000
事務量及び所要経費	⑤	公開で「環境・自然が大切」と感じた人の割合	%	44.3	50.0	49.9	50.0	70.0
	⑥		人					
	⑦	正規職員数	人	2.8	1.8	1.8	1.8	財源名称
	⑧	再任用・再雇用職員	人	1.0	2.0	2.0	2.0	
	⑨	非常勤職員等	延日数	0	0	0	0	
	a	人件費換算額	千円	22,459	18,729	18,729	18,646	
	b	人件費を除く事業費	千円	35,818	35,477	31,053	28,557	
	c	総事業費(a+b)	千円	58,277	54,206	49,782	47,203	
	d	財源 国・都支出金等	千円	0	0	0	0	
	e	財源 利用者負担	千円	72	100	205	100	
f	差引 一般財源(c-d-e)	千円	58,205	54,106	49,577	47,103		
コスト指標	来館者/事業経費		総経費(円)	1,825	1,353	1,599	1,178	
			区経費(円)	1,825	1,353	1,599	1,178	
平成23年度事業量				平成23年度事業経費				
(1)No.1プラン上								
(2)当初予算上※補正があった場合は、【補正後】として記入								
一般公開・・・通年で公開を実施(特別公開期間除く) 火～金曜日 13:00～16:00 夜間特別公開・・・公開時間19:30～21:30 6月～7月中旬(8日間) ゲンジボタルとヘイケボタル				◎ホテル飼育施設運営経費・・・【補正後 31,882千円】 需用費・・・12,080千円 役務費・・・226千円 委託料・・・16,768千円 使用料及び賃借料・・・1,812千円 工事請負費・・・996千円				
(3)実績								
一般公開・・・通年で公開を実施 15,810名 夜間特別公開を実施 14,964名 6月17～19日 ゲンジボタル 7月16～18日 ヘイケボタル その他「事前公開」「障がい・高齢者招待」「講演会」				◎ホテル飼育施設運営経費・・・【31,053千円】 需用費・・・11,275千円(光熱水費、用土、ろ材等消耗品等) 役務費・・・209千円 委託料・・・16,762千円(管理業務等) 使用料及び賃借料・・・1,812千円(建物リース等) 工事請負費・・・995千円(施設補修費)				
進捗状況・所管課の評価・今後の予定 (月 日現在)								

No	166	事務事業名	ホテル飼育施設管理運営
----	-----	-------	-------------

<p>事業量・経費増減の理由等(平成23年度実績と平成24年度予算との比較)</p> <p>平成23年度総事業費実績・・・49,782千円、平成24年度計画・・・47,203千円で、2,579千円の減 減の主な要因・・・用土、ろ材他消耗品等△4,539千円。平成24年度については、ろ材購入の必要が計画より少なくなったため。</p>

Ⅲ 事務事業を取り巻く環境

<p>区民意見等の状況(アンケート調査や個別要望等)、類似・関連事業や他自治体との比較など</p> <p>夜間特別公開実施時のアンケート結果では、入場者の43.5%が区内在住者で都内(板橋以外)37%他県19.5%となっている。入場者の91.1%が「大変よかった」と満足度は高く、92.3%がまた次回見たいとの感想を寄せている。他自治体との比較では、全国でも数少ない貴重な施設となっている。</p>

Ⅳ 前年度の二次評価結果への対応状況

1 前年度の二次評価内容	評価評語	改善	対応状況	一部対応済
施設の管理運営について、個人の技術等に依存しない、組織的な対応策を具体的に検討すること。				
2 前年9月(当初予算要求時)時点での、二次評価結果への対応状況				
現在、資源環境部では、環境問題への取組みは「啓発期」から「実践期」へと移行したと捉え、エコポリスセンターの指定管理化、さらには部内の組織改正等、組織強化に取り組んでいる。今後、これをうけ、ホテル施設についても組織的な対応策を検討することとしている。				
3 現時点での、前年度二次評価結果への対応状況や成果向上のために取り組んできたこと				
施設の管理運営については、個人の技術等に依存せずに実施させていくために、組織的な対応策等について検討している。しかしながら、ホテル異代継承といった生物学的特殊技術は、新たに専門職採用と技術取得に数年を要するため、組織的対応は難しい。経営革新計画【ローリング】にて、将来の事業運営スキームについて、他施設への移転の可能性も含めて検討を開始。				

Ⅴ 一次評価(所管課長による評価)

1 成果の視点による評価(区民満足の向上・区の評価を高めた取り組み)	評価評語【 A 】																
(目標としている成果が上がっているか(指標の達成状況等)、区民にとってどのような成果があったか)																	
夜間特別公開は、1日で2,000人を越える日があるなど、全体で10,000人を越える入場者があった。ホテルの飛翔する光の「癒し効果」とともに、「自然・環境を守る大切さ」「自然に触れ合う充実感」などがアンケートの感想として今年度も昨年と同様に報告されている。また、平成23年度から改善を行ったホテルの絵ハガキの販売については平成22年度と比較して、133千円の歳入増額となった。																	
2 効率性の視点による評価(効率化・事務改善への取り組み)	評価評語【 B 】																
<table border="1"> <tr> <td>受益者負担</td> <td>見直し</td> <td>(一部)委託化</td> <td>導入済</td> <td>指定管理者制度</td> <td>不可</td> <td>補助事業化</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>人件費削減</td> <td>不可</td> <td>コスト削減</td> <td>不可</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	受益者負担	見直し	(一部)委託化	導入済	指定管理者制度	不可	補助事業化	不可	人件費削減	不可	コスト削減	不可					
受益者負担	見直し	(一部)委託化	導入済	指定管理者制度	不可	補助事業化	不可										
人件費削減	不可	コスト削減	不可														
(効率的に事務事業を実施しているか(コスト指標の評価)、効率化・事務改善にどのような成果があったか)																	
消耗品等の経費を圧縮し、24年度は事業費の削減を図った。																	
3 有効性の視点による評価(手段の工夫・協働の取り組み)	評価評語【 A 】																
<table border="1"> <tr> <td>区が行う妥当性・必要性</td> <td>あり</td> <td>事業主体の役割分担</td> <td>妥当</td> <td>手段の工夫の余地</td> <td>最適</td> </tr> </table>	区が行う妥当性・必要性	あり	事業主体の役割分担	妥当	手段の工夫の余地	最適											
区が行う妥当性・必要性	あり	事業主体の役割分担	妥当	手段の工夫の余地	最適												
近年その機会が失われている生きものとのふれあいや、生態環境、生物多様性の大切さを体験できる施設として有効である。特別公開時などには、地域住民やボランティア等と協働した運営を実践している。																	
4 今後の展開方針、課題・懸案事項																	
今後の事業運営スキームについて、早急に検討を進める必要がある。 方向性として、これまで区が行ってきた事業を、NPO法人等に引き継げないか検討する。 また、現在のホテル生態環境館は、施設の老朽化が進んでいることから他施設への移転も含めて検討する。																	
取り組みの対応期限	平成 28 年 3 月																

Ⅵ 外部評価(行政評価委員会による評価)

<p>【今後のあり方の視点】施設の室内通路等が乱雑な状態で、予告もなく休館となる場合も散見され、公開を前提とした施設の体を成しているとは言い難い。ホテルの夕べでは、多数のボランティアや地域住民の協力もあり、かつ施設を評価している区民も多く存在することから、公共施設としての自覚を持ち、早急に改善を進めること。また、ホテルの生態に関する研究成果に対しては一定の評価ができるが、そもそも、区として研究のための施設が必要であるか疑問である。中長期的な視点に立てば、施設の老朽化や属人的な能力に依存した施設運営がなされていることから、建て替えを契機に廃止を検討されたい。</p>	評価評語【 休廃止 】
---	-------------

Ⅶ 二次評価(区最終評価)

<p>施策実現手段としての必要性の観点と、厳しい財政状況及び施設の老朽化に鑑み、廃止の方向を含めた検討を進めること。開設中にあつては外部評価での指摘を踏まえ、公開施設にふさわしい事業運営に心がけること。</p>	評価評語【 休廃止 】
---	-------------

板橋区事務事業評価表(平成24年度)

No	167	事務事業名	熱帯環境植物館運営					
施策コード	33111	施策名	自然地の保全(環境)					
計画事業番号		ナンバーワン	安心・安全ナンバーワン		いたばし力UP	緑と環境力		
所管課係	資源環境部環境課管理係			記入者	飯田	電話	3579-2591	
予算科目コード(款・項・目・細目・細々目)	5-1-3-2-1							
I 事務事業の概要		(開始年度: 平成 6 年度)						
区民(*1)に対し、植物・魚類の宝庫である東南アジアの熱帯雨林を温室内で再現し、その自然に満ちた生態の展示・公開、企画展示関連イベントの実施等を通して、緑と水など自然を体験する機会を提供し(*2)、地球環境問題に対する意識啓発を行っている(*3)。								
(*1)「誰・何に対して(対象)」、*2「どんな方法で(活動)」、*3「どのようにしたいか(成果)」								
II 事務事業の目標と実績								
対象	① 区民	②	単位	H22年度	H23年度		H24年度	H27年度
				実績	計画	実績	計画	目標
			人	536,778	535,759	525,812	525,687	525,000
事業指標	①	入館者数	点	80,150	90,000	88,918	90,000	100,000
	②	企画展示実施数	%	11	11	11	11	11
	③	各種講習会参加者	%	1,762	1,800	2,262	1,800	1,800
	④		人					
事業量及び所要経費		正規職員数	人	0.8	0.8	0.8	0.8	財源名称
		再任用・再雇用職員	人	0.0	0.0	0.0	0.0	
		非常勤職員等	延日数	0	0	0	0	
	a	人件費換算額	千円	5,459	5,405	5,405	5,368	
	b	人件費を除く事業費	千円	135,649	141,675	139,961	133,497	
	c	総事業費(a+b)	千円	141,108	147,080	145,366	138,865	
	d	財源 国・都支出金等	千円	0	0	0	0	
	e	財源 利用者負担	千円	0	0	0	0	
	f	差引一般財源(c-d-e)	千円	0	0	0	0	
	コスト指標	来館者/事業経費	総経費(円)	1,761	1,634	1,635	1,543	
		区経費(円)	1,761	1,634	1,635	1,543		
平成23年度事業量				平成23年度事業経費				
(1)No.1プラン上								
(2)当初予算上※補正があった場合は、【補正後】として記入								
指定管理の実施 中央監視装置の借上げ				委託料……【補正後】130,636千円 使用料及び賃借料……3,863千円 工事請負費……【補正後】5,849千円				
(3)実績								
指定管理の実施:4/1~3/31 中央監視装置の借上げの実施:4/1~3/31				委託料……130,250千円(指定管理料) 使用料及び賃借料……3,862千円(中央監視装置賃借) 工事請負費……5,849千円(防水改修工事)				
進捗状況・所管課の評価・今後の予定 (月 日現在)								

2014年2月18日

板橋区議会議長 茂野 善之様

大東文化大学環境創造学部

教授 山口 由

(水産学博)



板橋区ホタル生態環境館におけるホタル類と貝類の生息状況に関する 再調査の要望書

はじめに

板橋区ホタル生態環境館のゲンジボタルは平成元年に福島県双葉郡大熊町熊川(現在は原、発事故の汚染地域となっている)より卵を採取し、ヘイケボタルは同年に現日光市(当時栗山村)から役場の許諾を得て卵を採集したのが始まりと聞いている。同館はゲンジボタルの累代飼育に成功しており、いわば日本におけるホタル飼育のパイオニア的施設として、全国的に広く知られる存在である。今回民間業者により飼育実態の調査(2014年1月27日実施)が行われ、その後市民に対して同館が非公開となっていることを1研究者、1市民として大変に遺憾に思っている。この調査の妥当性を疑問に思うと共に再度、綿密なる調査が行われることを要望する。

生態調査の妥当性

平成26年1月27日月曜日、これまで運営に当たっていたボランティア等の方々に十分な了解のいないまま、急きょ「生態調査」と称して、民間業者が中心となってホタル幼虫及びカワナ生息数の確認に入った。同調査は国土交通省の「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(底生動物調査編)」に基づいて行われ、ゲンジボタル幼虫2匹、ヘイケボタル幼虫0匹、カワナ85匹のみの発見と報告された。しかし、この調査方法でホタル調査を行うこと自体に問題がある。同法は、フィールド(野外の河川や海浜)において定期的に定性採集(生物種を調べる調査であり、生物の個体数を調査する定量採集ではない)を主眼としており、今回のように生息密度を推定し、施設全体の生息数を推定するものではない。また、今回の調査で実際に行われたマクロベントス法は、上記マニュアルには記載されていない。いずれの方法もフィールドで、定期的な調査を行うことが前提となり、今回のような、人工的な屋内で行う調査方法として妥当な方法とは言えない。

今回の調査法の問題点

今回の調査方法の問題点をまとめると以下のとおりである。

1. 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルにおいて、「本調査は、河川における底生動物の生息状況を把握することを目的とする」とあり、自然河川を対象としているものである。つまり、板橋区ホタル生態環境館の循環式の内せせらぎ、外せせらぎが、このマニュアルに該当する河川に当てはまらない。同時に同マニュアルは定性採集を主眼とす

るものであり、生息密度を推定する方法ではない。

2. マクロベントス法は、本来潮間帯から深海、また、大型河川（一級河川）を中心に行われる手法である。板橋区ホタル生態環境館のせせらぎの長さは 17m、湿地帯及び循環ピットを入れても 21mで、この方法に該当する河川に当てはまらないと考えられる。また今回の調査では水温、水質、流速、調査時間などの基本情報の記録がなく、生物調査としては不十分なものである。
3. ホタル類の生態に関して考慮されていない。ホタルは、一般に夜行性で、昼間は微小な隙間に入っており、見つけることが難しい。また、調査の行われた時期はホタルの冬眠期にあたることも注意する必要がある。越冬期の屋内飼育ではホタル幼虫のサイズは 1 cm 以上とある文献や観察記録もあるが、板橋区ホタル生態環境館せせらぎでは、自然に近い環境で採餌量も限られている。そのため、調査時のゲンジボタルの幼虫は 2 令 6 mm 前後から 3 令 8 mm 前後で越冬状態に、ヘイケボタルの幼虫も 2 令 4 mm 前後から 3 令 6 mm 前後で、湿地帯部分とせせらぎ流れの左右川岸付近で越冬していたと考えられる。
4. 今回の調査では、下流域の生物を止める網が目詰まりを 8 回起こしている。つまり、採集者が巻き上げる泥と、秒速 40 cm の流速には逆らえず、底生で越冬中のホタル幼虫はカワニナの稚貝とともに、瞬時に下流へと流された可能性が大きい。また、ホタル幼虫は極めて柔らかく、傷つきやすい。採集者が用いた網の中で他の残差物に押しつぶれてしまったものが多数あったと考えられる。
5. カワニナも越冬期にあり、多くは水際のハイゴケ等の中に生息している。ホタル幼虫の餌になる 10 mm 以下のカワニナ稚貝も多数生息していたはずであるが、今回の調査対象にならなかったと考えられる。

これまで同館で行ってきた調査方法

これまでの生息調査はトラップを用いる方法で、ホタル幼虫が好む飼料（カワニナやモノアラガイ、特別配合人工飼料等々）、特別配合粒砂及び那智石等を入れたトラップ（ステンレス製縦 16 cm 横 11 cm 高さ 6.5 cm）を仕掛ける。トラップの蓋には寒冷紗（1 mm 四方柵目）を用いる。容器を覆う様に寒冷紗を被せ、輪ゴムで止める。中心に約 10 mm の円形の穴を開けておく。流れが比較的安定している箇所にトラップを静かに沈め、軽く 1/3 程度砂等に埋め、約 2~3 日程度そのままにして置き、その後円形白色のバット(皿)にトラップに入っている水とともに中身をそっと移し、有柄針を使用し幼虫等を確認する。確認したときは、駒込ピペットを用いて静かに水と共に吸い上げ、別容器に移し、個体確認をする方法がこれまでとられてきた。この方法は、生息環境を荒らすことなく、個体を確認する方法といえる。

再調査の必要性

今回の調査(2014 年 1 月 27 日)はホタルの生態をよく理解した上で行われた調査とは言い難く、調査として不適切であったと言わざるを得ない。ホタルの生態を良く知る第三者により、市民立ち合いの下で適正な生物調査が行われることを要望する。

以上

板橋区ホタル生態環境館におけるホタル等生息調査について

聖学院大学政治経済学部

教授 平 修久^①

板橋区のホタルに関する特許を基にして整備した学内のせせらぎで、学生とともに10年間、ゲンジボタルの生息環境を保全し、地域の方々を対象にした鑑賞会を実施してきた経験から、板橋区ホタル生態環境館におけるホタル等生息調査に関する個人としての見解を述べたい。

1. ホタルは、現代において、生物学的に貴重であるとともに、地域コミュニティの再生・強化にとっても重要な存在である。ホタルに係る者にとって、幼虫1匹1匹が大切な存在である。
2. 板橋区のホームページによると、せせらぎ（屋内）の調査結果は、2匹のゲンジボタルと85匹のカワニナを発見し、推定個体数は、ゲンジボタルが23匹、カワニナが963匹としている。調査会社のこの報告が正しいのであれば、板橋区は区民に対して深く謝罪する義務がある。例年、ホタル鑑賞会では約1万匹のホタルの乱舞を楽しむことができたが、今後はそのような光景を見ることができなくなったことを意味するからである。言い換えると、ホタルという区民の財産が壊滅的になったということである。
3. 何の謝罪もなく、原因の究明や対策の実施について区民への説明がないということは、板橋区として、調査結果をそのまま受け取ってはいないと判断される。
4. 今回の調査結果は正しいのではなく、不適切な調査方法に基づく不正確な調査結果なのである。
5. 生き物の生息調査については、適切な時期と適切な方法がある。調査会社が参照した国土交通省の「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(底生動物調査編)」には、底生動物の季節ごとに生態についてまでは記載されていない。したがって、ホタルの生息を調査する際には、適切な時期とそれに適合した方法を別途確認することが求められる。今回の調査ではそれについての言及はなされていない。
6. ホタルの一生に関する知識を持ち、ホタルを育てた経験のある人であれば、1月末の段階で幼虫はまだかなり小さく、せせらぎの底でじっとしている時期であり、せせらぎには入らないことは常識である。せせらぎに足を踏み入れての調査は、板橋区民の財産ともいべきホタルの幼虫に対する配慮がなされなかったと言わざるを得ない。
7. 底生生物はルーペを必要とするような数ミリ、あるいはそれ以下のものもある。しかしながら、今回、ホタルの幼虫のサイズを1cm以上のものに限定したという。国土交通省のマニュアルでは、微小の生物に対して0.5mmのふるいを用いることとしている。実際に、1月末の段階では、ホタルの幼虫は数mmと小さい。1cm以上もあるような幼虫は、前年に上陸しそこなったものと思われる。
8. 微小な底生生物は採取用ネットの網にひっかかる可能性が大きい。容器に移す際には、ネットに生物が残っていないかを慎重に見極める必要がある。しかしながら、そのような丁寧な採取はなされていない。
9. せせらぎに生息するホタル等の底生生物は微小であり、小石などに挟まれると死ぬ可能性がある。しかしながら、そのようなことを考慮せずに調査が実施されたようである。ホタルの幼虫の生命を気遣う配慮なしの調査は、調査の名に値するとは言えない。

10. 以上のように、調査の時期及び方法は不適切である。調査を実施した企業が適切であったかも疑問である。さらには、調査を現場で監督していた区職員が適切な指示を出さなかったことも大いに疑問である。



平成 26 年 2 月 3 日

東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号

板橋区長 坂本健殿

板橋区議会議長 茂野善之殿

板橋区役所資源環境部長 山崎智通殿

板橋区高島平 2 - 2 8 - 1 - 5 0 9

板橋ホタル館の存続を求める会

会長 原田直将



公開質問状

平成 26 年 1 月 27 日「板橋区ホタル生態環境館」（休館日）の早朝 7 時 30 分に、当施設スタッフは元より、飼育責任者（阿部宣男館長：「ホタル累代飼育システム及び方法」特許の発明者）に事前相談・告知も無く、この夏の「ほたる一般公開」に向けて成育している約 10 万匹のホタル幼虫の多くが、「ホタル幼虫、カワニナ（巻貝）調査」の名の下に流されてしまいました。この調査には、板橋区役所資源環境部山崎智通部長、同部環境課

井上正三課長が立会い、株式会社自然教育研究センター
(東京都立川市錦町2-1-22)により強行されました。

当施設のホタルは、阿部館長をはじめ当施設(オリジナル環境)と飼育スタッフとの有機的関連性の中で【好環境生態系】に成育して、25累代を迎えています。当然、昨年夏まで24累代に至る「求愛光の乱舞」は、YouTubeなどネットを始め、テレビ・新聞・ラジオ・情報誌などで、その実績(成果)は区民・都民そして国内外に発信されています。さらに当施設のゲンジボタルは、平成元年に福島県双葉郡大熊町の熊川で採集されました。東日本大震災福島第一原発事故のため故郷に帰れなくなった大熊町民の方々にとっても、当施設のホタルのあかりは大きな心の支えとなっています。

これらを始めとした「板橋区および区民への貢献度」と「高評価」には、計り知れないものがあります。

今回の「施設と飼育機能の破壊」は、ホタル鑑賞を楽しみにしている子供たちを裏切り、その家族また板橋区民

を愚弄し、「ホタルの棲むまち」と言われる板橋区の名を辱める行為であり、さらに貴重な命の尊厳をも踏みいじる暴挙です。

現区長、資源環境部長、また区議会と議員の皆様は、いかに今回の無礼千万な「暴挙、殺戮と破壊」を正当化できると言うのでしょうか。そこで私たち「板橋ホタル館の存続を求める会」は、この内容証明郵便をもって公開質問状とし、速やかなる回答を求めます。

回答期限

平成26年2月12日午後3時

質問内容

1. 平成元年に「板橋区立温室植物園」において、「区民へのホタル公開を目指すホタル飼育」を始めた事業目的をお聞かせください。
2. 1について、議会（委員会も含む）の議事録及び区長答弁の内容についてお聞かせください。
3. 当時の飼育担当者の選任基準をお聞かせください。
4. 平成4～5年の「板橋区立温室植物園」の閉鎖から

「板橋区ホタル飼育施設（現板橋区ホタル生態環境館）」
開設までの経緯をお聞かせください。

5. 4 について、議会（委員会も含む）の議事録及び区
長答弁の内容についてお聞かせください。

6. 平成26年1月27日から始まった調査の新規委託
先に株式会社自然教育研究センターを選んだ理由をお
聞かせください。

7. 6 について、契約内容の開示をお願いします。

8. 6 について、今回の調査目的や調査方法、調査スタ
ッフの役割等マニュアルの開示をお願いします。

9. 6 の委託先、株式会社自然教育研究センターのホタ
ルの成育経験と実績について教えてください。

10. 株式会社自然教育研究センターとともに「生態調
査」を、事前説明・通告も無く平成26年1月27日の
同施設阿部館長不在の日時を選んだ理由をお聞かせく
ださい。また通常の業務時間より早く、早朝7時30分
からはじめた理由についてもお願いします。

11. 10 の生態調査と同じくして、施設内の施設をす
べて変更した理由をお聞かせください。またこれまでも
監視カメラを設置していたにも関わらず、新たに当施設

を訪問する区民の顔をも記録する監視カメラを4台設置した理由についてお聞かせください。

12. 11の新たに施錠した鍵を阿部館長に持たせなかった理由をお聞かせください。

13. 平成26年1月30日(木)早朝7時30分、阿部館長が休暇取得中に、再び6の株式会社自然教育研究センターとともに当施設にきた際、近隣に聞こえるくらいの騒ぎとなりお帰りになりました。11と同じ早朝でもあり何の目的だったのかお聞かせください。

14. 13と同日の12時頃、資源環境部環境課井上課長が同施設のボランティアスタッフに怪我を負わせ救急搬送され全治一週間、また井上課長は高島平警察署に任意同行されましたが、この件についてはどうお考えなのかお聞かせください。

15. 13と同日に、阿部館長が休暇中にも関わらず、翌日31日付けで課内移動を命じられ同施設から離れることになりました。その理由をお聞かせください。

板橋区ホタル生態環境館には、ホタルばかりでなく多くのいきものがおります。特にホタルの累代飼育の特許を

発明した阿部館長が不在の中で、非常に繊細なホタルをどのように飼育・育てていくのでしょうか。板橋区議会環境委員会でも「技術継承の努力」を怠ってきたといわれていました。だから言って、むやみに命ある小さいきものを人の手で絶やすことは簡単なことであっても、許されることではありません。平成26年1月27日の暴挙は、板橋区民として大変恥ずべきことと考えてもらわなくてはなりません。この公開質問状に誠意をもって回答し、ちいさくとも授かった命を見つめなおして、未来ある子供たちの範であっていただきたく存じます。

私たち板橋区民の大切なホタルさんのいのちを助けて下さい!

ホタルのふるさと福島県大熊町も悲しんでいます

世界に誇る25年の世代交代を繰り返して来た累代飼育
今、途絶えようとしています

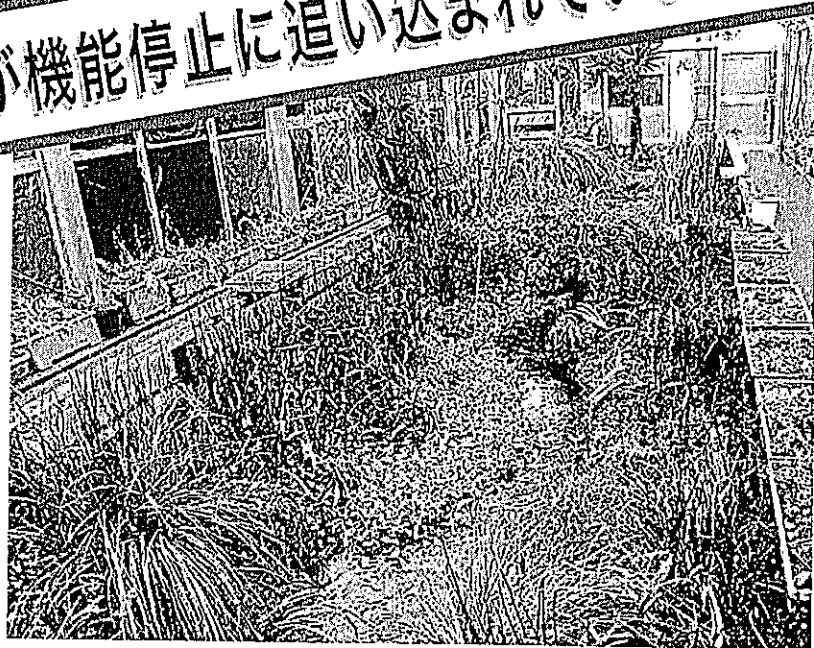
板橋区役所

資源環境部 環境課の暴挙

板橋区ホタル生態環境館が機能停止に追い込まれています!!



多くの子供たちが、自然環境の大切さを学び
多くの区民が癒されて来ました



ホタルなど小さな生き物や植物が生息する

水辺環境を再現した豊かな **せせらぎ**

平成26年1月27日(休館日)朝7時30分に何の前触れも無く突然起こりました。

板橋区役所 山崎智通資源環境部長と井上正三環境課長は

生態調査と称して、ホタル累代飼育経験のない業者(株)自然教育研究センターを伴い

板橋区ホタル生態環境館のせせらぎに踏み込み、私たち板橋区民の大切な「いのち」でもある

今年の上陸を待つホタル幼虫約数万匹が流されたと推定されます。

資

料

22



「せせらぎ」は、ホタル幼虫の棲家でサンクチュアリ
20年間、決して足を踏み入れる事なく守ってきた聖域
ここが汚い土足で入り込まれ踏み潰されてしまいました
この凶行の一部始終は、映像で記録され保全されています

土足で踏み潰された「せせらぎ」

私たちにやすらぎをもたらしてくれる聖域

清流は踏みつけられた土で茶色く濁り

水辺に棲むホタル幼虫の多くが流されてしまいました



板橋区にホタルを守るよう電話で要請してください!

ひとりでも多くの声が必要です。板橋区広聴広報課 03-3579-2024

■ 板橋ホタル館の存続を求める会 ■

■ いたばしのホタルの安全を守る会 ■

<https://www.facebook.com/groups/hotaru.save2014/>

板橋区ホタル生態環境館における
ホタル等生息調査

報告書

平成 26 年 1 月

(株)自然教育研究センター

目次

I 調査目的・概要	1
1. 調査目的	
2. 調査概要	
II 調査地の概要	2
1. ホタル流れ（せせらぎ）	
2. ヒオトープ（実験水路）	
III 調査方法	3
1. 水質調査	
2. 水路内の生体数調査	
IV 調査結果	9
1. 水質	
2. ホタル流れ（せせらぎ）の生体数	
3. ヒオトープ（実験水路）の生体数	
V 参考文献等	13

1 調査目的・概要

1. 調査目的

コドラート付きサバーネットを使った定置採集を行い、区画法を用いてホタル流れ(せせらぎ)およびピオトープ(実験水路)に放流・飼育されているゲンジボタル、ヘイケボタル、カワニナの総個体数を推定することを目的とする。

2. 調査概要

調査地：原橋区ホタル生態観察館内ホタル流れ(せせらぎ)および、ピオトープ(実験水路)

調査日：平成26年1月27日(月)

調査対象：ゲンジボタル(幼虫)、ヘイケボタル(幼虫)、カワニナ

調査方法：

- ・ 対象生物をサバーネットを使用して採集するサンプル調査とする。
- ・ 採集地点は、各調査地の状況に応じて決定し、生物や環境に配慮して、必要最小限の箇所とする。
- ・ 対象生物を砂糞ごと採集・捕獲し、種ごとに個体数を記録する。
- ・ 記録後は採集場所の観察を原状回復し、捕獲した生物を再放流する。
- ・ サンプル調査で得られた結果から各調査地の種ごとの生息数を算出する。

成果物：本調査の方法、状況(写真)、結果および、算出された推定生息数について報告書を作成し、区に提出する。

II 調査地の概要

1. ホタル流れ(せせらぎ)

全長約17mの室内水路であり(図1)、下流部のピットに備え付けられた水中ポンプにより水流は屋外の浴槽水器と濾過槽へ送られる。浴槽水器と濾過槽を通った水は再び水路最上流に戻される循環式の水路である。蒸発等で減少した水量は水道水を下流ピットに流し込むことで追加している。

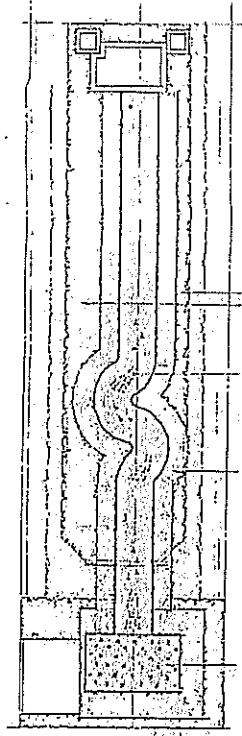


図1：ホタル流れ(せせらぎ)

2. ピオトープ(実験水路)

全長約13mの屋外水路であり(図2)、下流部のピットに備え付けられた水中ポンプにより水流は隣接する濾過槽へ送られる。濾過槽を通った水は再び水路最上流に戻される循環式の水路である。蒸発等で減少した水量は屋外にあるクランクより雨水を追加している。

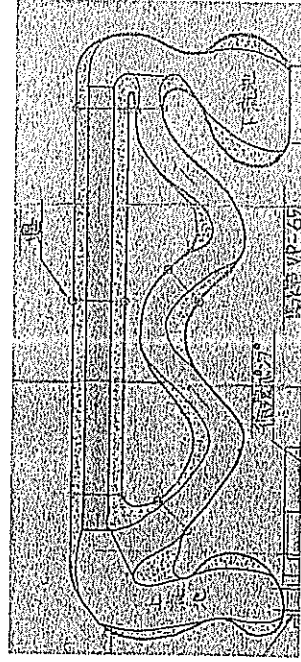


図2：ピオトープ(実験水路)

III 調査方法

2014年1月27日に下記の要領で飯島区ホタル生息環境館内のホタル流れ(せせらぎ)とピオトープ(実験水路)において、ゲンジボタル(幼虫)、ヘイケボタル(幼虫)、カワニナの生体数調査を行った。

1. 水質調査

ホタル流れ(せせらぎ)およびピオトープ(実験水路)の上流、中流、下流(図4.5)において、下記のポータル水質計測器を用いて、pH、DO、水温の計測を行った(図3)。

<DO計>

飯島電子工業株式会社製
型番：ID-100

<pHメーター>

佐藤計器製作所製
型番：SR-G32PH



図3：水質調査

2. 水鏡内の生体数調査

今回の調査は、国土交通省発行の「河川水辺の国勢調査 基本方法マニュアル【河川版】(訂正動物調査編)」に基づいて、サンプル採集にマクロベントス法を用いて行った。マクロベントス法は河川などの水生底棲生物の採集の際に一般的に用いられている方法であり、ホタルの幼虫やカワニナのように、川底に生息する生体を採集するのに最も適した方法とされている。

また、推定個体数の算出には区画法を用いた。区画法は、調査地にいくつかの一定の区画(方形区など)を設定し、その中の調査対象種の生体数を調べ、区画ごとの密度から全体の個体数を推定する方法で、動物の個体数調査の方法として一般的に用いられている。

1) 調査水路の区画設定

① ホタル流れ(せせらぎ)

ホタル流れ(せせらぎ)を図4のように格子状の区画(25cm×25cm)に分けた。また、調査地を上流・中流・下流の3区分に分けたとき、それぞれの区分における代表区画を定め、調査地点を合計27箇所を設定し、図4上の口に示した。各区画の名称は上流1～9、中流1～9、下流1～9とした。

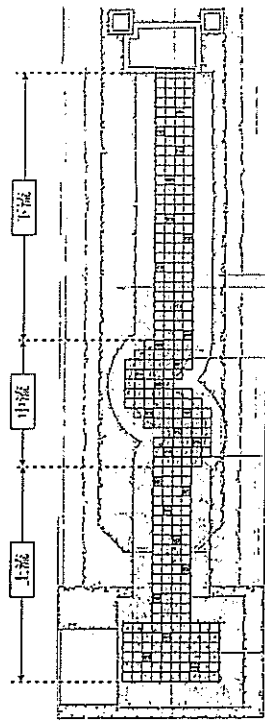


図4：ホタル流れ(せせらぎ)における区画とサンプル採集位置

ホタル流れにおける総区画数は、306区画となり、以下の式より水路内に生息する推定個体数を算出することができる。

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (306) \times \text{発見個体数} / \text{調査区画数} (27)$$

② ピオトープ(実験水路)

ピオトープ(実験水路)を図5のように格子状の区画(25cm×25cm)に分けた。また、調査地を上流・中流①・中流②・下流の4区分に分けたとき、それぞれの区分における代表区画を定め、調査地点を合計39箇所を設定し、図5上の口に示した。各区画の名称は上流4～9、中流①1～9、中流②1～15、下流1～9とした。

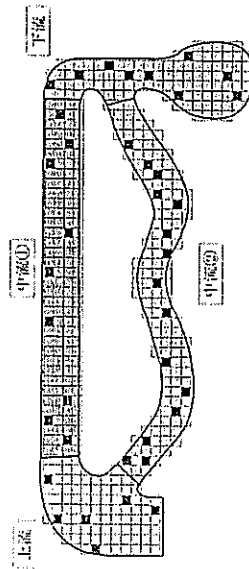


図5：ピオトープ（奥野水野）における区画とサンプル採取位置

ピオトープにおける総区画数は、408区画となり、以下の式よりせせらぎ内に生息する推定個体数を算出することができる。

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (408) \times \text{発見個体数} / \text{調査区画数} (30)$$

※ なお、図4および図5に示した格子状の区画 (25 cm × 25 cm) において、彼度 (水路部分) が1区画を覆っている割合が50%以上の場合はその区画を1区画とし、50%未満の場合はその区画を無視することとした。

2) サンプルの採取 (マクロベントス法)

サンプルの採取方法は、サーバーネット (サイズ 25cm × 25cm、目合い 0.5mm (500μ)) を用いて、水路の底面に1辺25cmの方形枠 (コドラート) を置き、枠内の石や砂利などを丁寧に洗い、取り出し、最後に底の砂利や砂を脱粒し舞い上がらせ、サーバーネットに生物やそのゴミなども一緒に入れた (図6,7)。ホタルの幼虫は水底の石の下や泥に深く潜ることがあるため、採集時は水路の底の泥ごとサーバーネットに流し込み、砂利や石などの底物も一緒に回収するようにした。

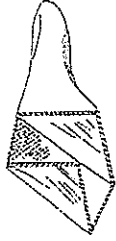
その後、水を入れたバケツの中に採集物をあげ、サーバーネットを水でよく洗い、生体を傷つけないように細心の注意を払いながらネットの内側に付着している生物もバケツ内に落とす (図8,9)。



図6：サンプル採取



採集の様子



サーバーネット

図7：サーバーネットを用いた底性生物の採集方法
国土交通省「河川水辺の国勢調査 基幹方法マニュアル」より



図8：サンプルの記録と回収

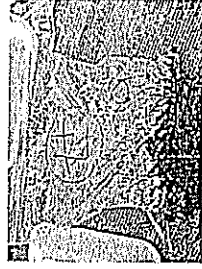


図9：回収したサンプル

なお、サンプル採取時は、水路内の生体への影響を最小限に抑えるため、脚立をかけるなどして、可能な限り水路内へ足を踏み入れないようにした (図10)。やむを得ず水路内に立ち入る場合は、川底の環境を極力荒らさないように、必要以上に足を動かさないなど、細心の注意を払いながら作業を行った。また、サンプルリング中に舞い上がった川底の泥などが他のサンプルに混入しないよう、下流側の区画からサンプルングを行った。

調査時期については、ゲンジボタルの生息を考えた場合、3月中旬～4月に調査を行うことは、幼虫が上陸する時期であるため生体への影響が最も大きくなると考えられ不適切であると判断した。一方、ふ化幼虫を放流した直後 (6月下旬～7月) の場合、調査対象の生体が小さすぎるため、これも調査には適していないと判断した。今回の調査日である1月下旬ごろは、ホタルの幼虫は一般的に15～25mm程度に成長しており (図11)、今回使用したサーバーネットの目合い (0.5mm) を



図10：脚立を用いた採集の様子

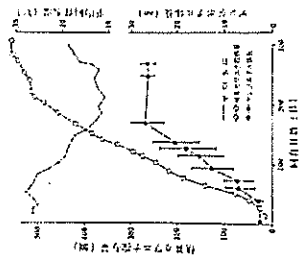


図11：ゲンジボタルの底長
(大昭徳養蚕「ゲンジボタル」より)

すり返けることはなく、目視で発見できると考えられる（※夏期における卵から孵化時の状態で 1.5 mm 程度とされている）。

3) サンプルの整理 (ソーティング)

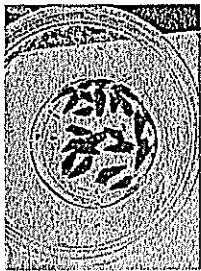
各調査地点で得られたバケツをトレイに広げ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、カワニナの個体数を種ごとに数えながら回収した(図 12,13)。通常、採集された生体はホルマリン等で固定するが、今回は調査対象種数が少ないことと水溜中の個体群への影響を最小限に留める事を最優先し、すべて生きだした状態で回収を行った。また、各個体数を調査地点ごとに記録した後、調査地点の環境を原状回復し、捕獲した生物を再放流した(図 14)。



図 12: サンプルの仕分け作業



図 13: 仕分けされたサンプル



(左: 砂利とカワニナの死骸 右: カワニナの生体)



図 14: 調査済みサンプルの再放流

4) 推定個体数の算出

区画法を用いて、計算式よりホタル流れ(せせらぎ: 全 306 区画) およびビオトープ(実験水路: 全 468 区画) 中の各個体数(推定数)を推定した。

推定個体数 = 総区画数 × 発見個体数 / 調査区画数

IV 調査結果

1. 水質

ホタル流れ(せせらぎ)およびピオトープ(実験水路)における水質調査の結果を表1および表2に示す。

表1:ホタル流れ(せせらぎ)における水質測定結果

区分	水質		
	水温(°C)	DO(mg/L)	pH
上流	11.8	10.1	7.35
中流	11.9	10.3	7.35
下流	11.9	10.1	7.35
平均	11.9	10.2	7.35

表2:ピオトープ(実験水路)における水質測定結果

区分	水質		
	水温(°C)	DO(mg/L)	pH
上流	2.6	13.7	6.60
中流①	2.5	13.5	6.62
中流②	2.5	13.4	6.67
下流	2.4	13.2	6.73
平均	2.5	13.5	6.66

2. ホタル流れ(せせらぎ)の生体数

ホタル流れ(せせらぎ)において採集されたゲンジボタル(幼虫)、ヘイケボタル(幼虫)、カワニナの総個体数を表3に示す。

表3:ホタル流れ(せせらぎ)における発見個体数

区分	種名		
	ゲンジボタル	ヘイケボタル	カワニナ
上流	1	0	32
中流	1	0	37
下流	0	0	16
合計	2	0	85

この結果より、区間法による計算式より推定個体数を求めた。

$$\text{推定個体数} = \text{総区間数} (306) \times \text{発見個体数} / \text{調査区間数} (27)$$

1) ホタル流れ(せせらぎ)におけるゲンジボタル幼虫の推定個体数

$$\begin{aligned} \text{推定個体数} &= \text{総区間数} (306) \times \text{発見個体数} (2) / \text{調査区間数} (27) \\ \text{推定個体数} &= 306 \times 2 / 27 \\ \text{推定個体数} &= 22.67 \end{aligned}$$

2) ホタル流れ(せせらぎ)におけるヘイケボタル幼虫の推定個体数

$$\begin{aligned} \text{推定個体数} &= \text{総区間数} (306) \times \text{発見個体数} (0) / \text{調査区間数} (27) \\ \text{推定個体数} &= 306 \times 0 / 27 \\ \text{推定個体数} &= 0 \end{aligned}$$

3) ホタル流れ(せせらぎ)におけるカワニナの推定個体数

$$\begin{aligned} \text{推定個体数} &= \text{総区間数} (306) \times \text{発見個体数} (85) / \text{調査区間数} (27) \\ \text{推定個体数} &= 306 \times 85 / 27 \\ \text{推定個体数} &= 963.33 \end{aligned}$$

4) ホタル流れ(せせらぎ)における各水生体の推定個体数のまとめ

以上の結果より、ホタル流れ(せせらぎ)における各種の推定個体数を表4に示す。

表4:ホタル流れ(せせらぎ)における推定個体数

区分	種名		
	ゲンジボタル	ヘイケボタル	カワニナ
推定個体数	23	0	963

3. ビオトープ(実験水路)の生体数

ホケル流れ(せせらぎ)において採集されたゲンジボタル(幼虫)、ヘイケボタル(幼虫)、カワニナの総個体数を表5に示す。

表5:ビオトープ(実験水路)における発見個体数

区分	種名		
	ゲンジボタル	ヘイケボタル	カワニナ
上流	0	0	0
中流①	0	0	0
中流②	0	0	0
下流	0	0	0
合計	0	0	0

この結果より、区画法による計算式より推定個体数を求めた。

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (408) \times \text{発見個体数} / \text{調査区画数} (39)$$

1) ビオトープ (実験水路) におけるゲンジボタル幼虫の推定個体数

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (408) \times \text{発見個体数} (0) / \text{調査区画数} (39)$$

$$\text{推定個体数} = 408 \times 0 / 39$$

$$\text{推定個体数} = 0$$

2) ホケル流れ (せせらぎ) におけるヘイケボタル幼虫の推定個体数

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (408) \times \text{発見個体数} (0) / \text{調査区画数} (39)$$

$$\text{推定個体数} = 408 \times 0 / 39$$

$$\text{推定個体数} = 0$$

3) ホケル流れ (せせらぎ) におけるカワニナの推定個体数

$$\text{推定個体数} = \text{総区画数} (408) \times \text{発見個体数} (0) / \text{調査区画数} (39)$$

$$\text{推定個体数} = 408 \times 0 / 39$$

$$\text{推定個体数} = 0$$

4) ホケル流れ (せせらぎ) における各種生体の推定個体数のまとめ

以上の結果より、ビオトープ (実験水路) における各種の推定個体数を表6に示す。

表6:ビオトープ(実験水路)における推定個体数

区分	種名		
	ゲンジボタル	ヘイケボタル	カワニナ
推定個体数	0	0	0

※ 別途予備的に行った室内の生体水槽内においては、ホケル系の幼虫を見つけることはできなかった。

V 參考資料等

生息調査 現地調査票①

生息調査 現地調査票②

生息調査 現地調査票③

生息調査 写真票①

生息調査 写真票②

生息調査 現地調査票①

調査年月日	調査時刻	調査時間(時間)	天候	気温(℃)
2014年1月27日	9:00~11:00	3.0	晴れ	5.0

調査地点	区分	区画	採集生体(個体数)			カウナ
			ゲンジボタル	ヘイケボタル	カウナ	
ホタル流れ (せせらぎ)	上流	1	0	0	0	
		2	0	0	0	
		3	0	0	1	
		4	0	0	0	
		5	0	0	0	
		6	0	0	0	
		7	1	0	3	
		8	0	0	4	
		9	0	0	24	
個体数小計			1	0	32	

ホタル流れ (せせらぎ)	中流	1	0	0	0
		2	0	0	0
		3	0	0	0
		4	0	0	1
		5	0	0	0
		6	0	0	2
		7	0	0	1
		8	1	0	11
		9	0	0	22
個体数小計			1	0	37

調査地点	区分	区画	採集生体(個体数)			カウナ
			ゲンジボタル	ヘイケボタル	カウナ	
ホタル流れ (せせらぎ)	下流	1	0	0	2	
		2	0	0	0	
		3	0	0	0	
		4	0	0	0	
		5	0	0	1	
		6	0	0	0	
		7	0	0	4	
		8	0	0	7	
		9	0	0	2	
個体数小計			0	0	16	

個体数合計			2	0	85
-------	--	--	---	---	----

生息調査 現地調査票②

調査年月日	調査時刻	調査時間(h)	天候	気温(℃)
2014年1月27日	9:00~11:00	3.0	晴れ	4.2

調査地点	区分	区画	採集生体(個体数)			カワニナ
			ゲンジボタル	ヘイケボタル		
ピオトープ (実験水路)	上流	1	-	-	-	-
		2	-	-	-	-
		3	-	-	-	-
		4	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		6	0	0	0	0
		7	0	0	0	0
		8	0	0	0	0
		9	0	0	0	0
		個体数小計			0	0

ピオトープ (実験水路)	中流①	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		4	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		6	0	0	0	0
		7	0	0	0	0
		8	0	0	0	0
		9	0	0	0	0
		個体数小計			0	0

調査地点	区分	区画	採集生体(個体数)			カワニナ
			ゲンジボタル	ヘイケボタル		
ピオトープ (実験水路)	中流②	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		4	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		6	0	0	0	0
		7	0	0	0	0
		8	0	0	0	0
		9	0	0	0	0
		10	0	0	0	0
		11	0	0	0	0
		12	0	0	0	0
		13	0	0	0	0
		14	0	0	0	0
		15	0	0	0	0
個体数小計			0	0	0	

ピオトープ (実験水路)	下流	1	0	0	0	0
		2	0	0	0	0
		3	0	0	0	0
		4	0	0	0	0
		5	0	0	0	0
		6	0	0	0	0
		7	0	0	0	0
		8	0	0	0	0
		9	0	0	0	0
		個体数小計			0	0

個体数合計			0	0	0
-------	--	--	---	---	---

生息調査 現地調査票③

調査年月日	測定時刻
2014年1月27日	8:45

調査地点	区分	水質		
		水温(°C)	DO(mg/L)	pH
ホタル流れ (せせらぎ)	上流	11.8	10.1	7.35
	中流	11.9	10.3	7.35
	下流	11.9	10.1	7.35
ビオトープ (実験水路)	上流	2.6	13.7	6.60
	中流①	2.5	13.5	6.62
	中流②	2.5	13.4	6.67
	下流	2.4	13.2	6.73

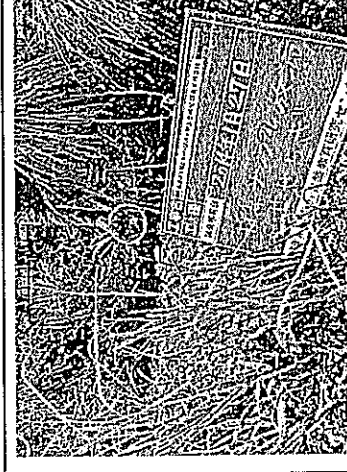
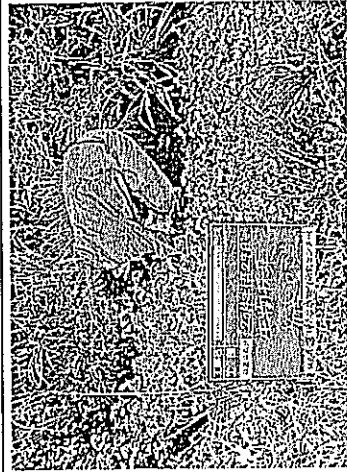
生物生息調査 写真票①

調査年月日	調査地点
2014年1月27日	ホタル水路(せせらぎ)

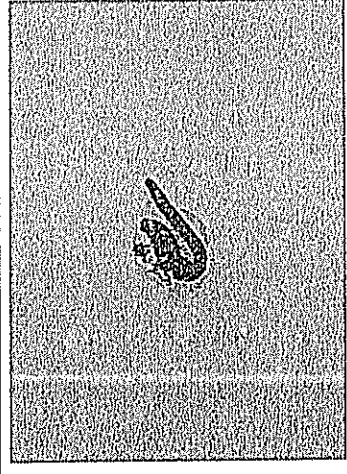
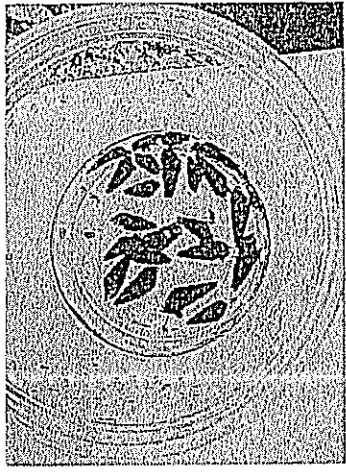
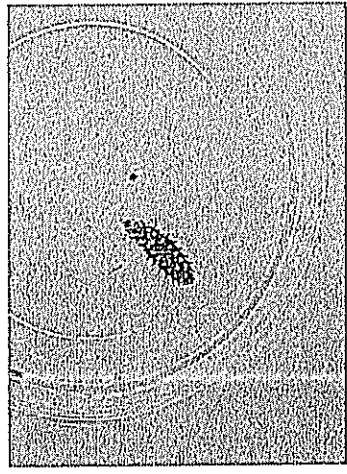
写真番号	1
写真表題	
実施前状況	せせらぎ上流
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	2
写真表題	
実施前状況	せせらぎ上流
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	3
写真表題	
実施前状況	せせらぎ上流
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	

写真番号	4
写真表題	
水質測定	せせらぎ
説明	
ホタル水路(せせらぎ)の水質測定風景(水温、溶存酸素濃度)	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	5
写真表題	
水質測定	せせらぎ
説明	
ホタル水路(せせらぎ)の水質測定風景(pH)	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	6
写真表題	
採集サンプル	
説明	
採集したサンプルの様子	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	

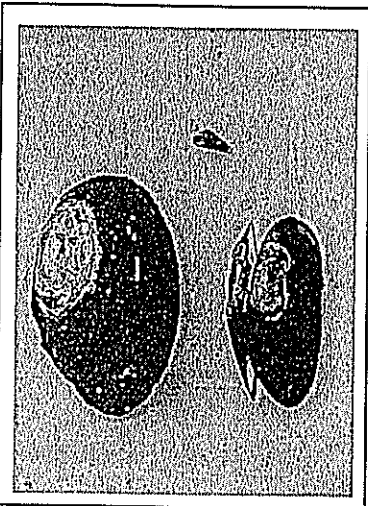
写真番号	7
写真表題	
採集生物	せせらぎ
説明	
採集調査の風景	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	8
写真表題	
採集サンプルの仕分け	
説明	
採集したサンプルの仕分け作業風景	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	9
写真表題	
採集サンプル放流	せせらぎ
説明	
採集したサンプルを放流する様子	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	



写真番号	10
写真表題	
採集生物	
説明	
ゲンジボタル幼虫	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	11
写真表題	
採集生物	
説明	
カワニナ	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	
写真番号	12
写真表題	
採集生物	
説明	
ヒルの仲間	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	
ホタル水路(せせらぎ)	



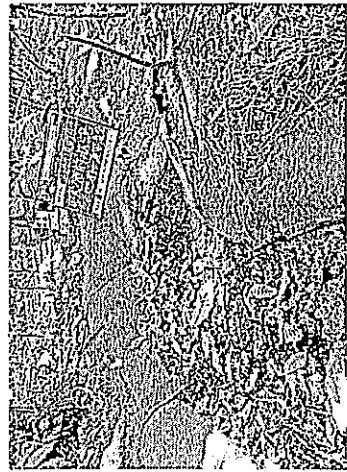
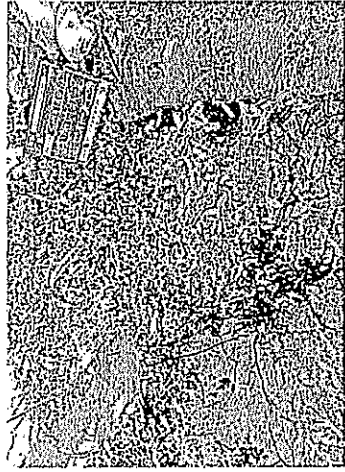
写真番号	13
写真表題	
採集生物	
説明	
二枚貝の仲間	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ホタル水路(せせらぎ)



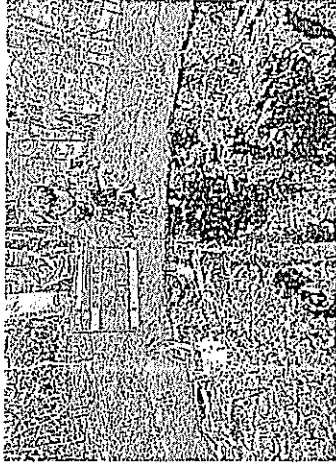
生物生息調査 写真票②

調査年月日	調査地点
2014年1月27日	ビオトープ(実験水路)

写真番号	1
写真表題	
実施前状況	ビオトープ上流
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	2
写真表題	
実施前状況	ビオトープ中流①
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	3
写真表題	
実施前状況	ビオトープ中流②
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)



写真番号	4
写真表題	
実施前状況	ビオトープ下流
説明	
調査実施前の状況	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	5
写真表題	
水質測定	ビオトープ
説明	
ビオトープ(実験水路)の水質測定風景(水温、溶存酸素濃度)	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	6
写真表題	
水質測定	ビオトープ
説明	
ビオトープ(実験水路)の水質測定風景(pH)	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)



写真番号	7
写真表題	
生物採集	ビオトープ
説明	
採集調査の風景	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	8
写真表題	
採集サンプル放流	ビオトープ
説明	
採集したサンプルを放流する様子	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	9
写真表題	
採集サンプルの仕分け	
説明	
採集サンプルを仕分けた後の様子	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)

写真番号	10
写真表題	
採集生物	
説明	
トンボ(幼虫)の仲間 エビの仲間	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)
写真番号	11
写真表題	
採集生物	
説明	
ミミズの仲間	
撮影年月日	2014/1/27
調査区分	ビオトープ(実験水路)

平成 25 年度

板橋区ホタル生態環境館における
ホタル等生息調査

発行

板橋区 資源環境部 環境課
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL : 03-3579-2591


委託

株式会社 自然教育研究センター
東京都立川市箱町 2-1-22-2F
TEL : 042-528-6395 FAX : 042-528-6396

ブログ大熊町

大熊町役場 会津若松出張所

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所 追手町第二庁舎内

TEL フリーダイヤル0120-26-3844(代) FAX 0242-26-3794 okuma%town.okuma.fukushima.jp 


[<< 避難農業者一時就農等支援事業について | main | 【情報提供】ハローワーク会津若松からのお知らせ >>](#)

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

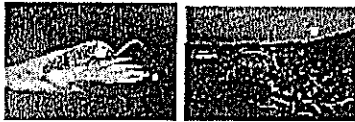
<< March 2014 >>

今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちます —板橋区ホタル生態環境館—

0

| 2012.05.29 Tuesday | イベント | 09:58 | - | - |  | by [blog-okuma](#)

大熊町を故郷に持つゲンジボタルが、東京都板橋区ホタル生態環境館で夜間公開されます。



このホタルは、平成元年に熊川地区から約300個の卵を採取し、世代交代を繰り返して今年で23世代目となります。この間一度も他の地域の個体や幼虫など一切交えず、現在まで大熊町熊川の遺伝子を育てています。

ホタルは、外部から毎時0.5マイクロシーベルト以上の放射線を浴びると光らなくなるとされています。私たちは、現在、残念ながらふるさと大熊町でホタルを見ることはできませんが、板橋区ホタル生態環境館で、同じ大熊町を故郷に持つホタルを鑑賞しませんか？

そして、希望の光として、いつの日かホタルの光舞うふるさと大熊町を取り戻しましょう。

◆ゲンジボタル夜間公開

6月22日(金)~24日(日) 午後7時30分~午後9時30分

◆ヘイケボタル夜間公開

7月14日(土)~16日(月) 午後7時30分~午後9時30分

※整理券配布:午後6時30分~午後9時

※雨天決行、荒天中止です。

◆公開場所

板橋区ホタル生態環境館

(東京都板橋区高島平4-21-1)

◆アクセス

○地下鉄都営三田線新高島平駅下車徒歩5分

○東武東上線成増駅下車バス(高島平操車場行き)

高島平四丁目下車すぐ前

【お問い合わせ先】

板橋区役所 環境課管理係

電話 03-3579-2591

[ツイート](#) [チェック](#)

いいね! 10

がんばる! まあちゃん

ブログ大熊町



selected entries

今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちます
—板橋区ホタル生態環境館— (05/29)

categories

- ごあいさつ (20)
- 町議会 (22)
- 教育・生涯学習 (45)
- 住民・福祉・健康介護 (112)
- 保健センター (90)
- 税 (34)
- 情報 (841)
- 広報おおくま (81)
- 注意喚起 (9)
- 諸手続 (15)
- 住宅 (30)
- 生活 (29)
- 一時立入り (58)
- 義援金等 (12)
- 除染 (8)
- 原発関連 (16)
- 復興計画 (21)



いきいき暮らし
緑と文化のまち“板橋”

トップページ > こんにちは、区長です > スナップフォト > 福島県大熊町長と議長が板橋区を来訪(平成24年5月11日)

福島県大熊町長と議長が板橋区を来訪(平成24年5月11日)

公開日：平成24年5月21日
最終更新日：平成24年5月21日

5月11日、福島県大熊町の町長と議長の一行が、板橋区を訪れ、大熊町を故郷にもつゲンジボタルが飼育されている板橋区ホタル生態環境館(板橋区高島平四丁目21番1号)を見学されました。

板橋区ホタル生態環境館は、豊かな環境を取り戻す象徴としてホタルの飼育を行っています。同館で飼育されているホタルは、平成元年(1989)、福島県大熊町からゲンジボタルの卵を約300個、栃木県栗山村(現・日光市)からヘイケボタルの卵約700個を譲り受けたものを羽化させ、代を重ねたもので、現在、23世代目を迎えています。

この日(11日)、同館を訪れたのは、福島県大熊町の渡辺利綱(わたなべ・としつな)町長、千葉幸生(ちば・ゆきお)議長ら4人。同館で、大熊町を故郷にもつゲンジボタルが元気に光を放っていることを知った町長らが、東京での会議の予定に合わせて、同館を訪問することとなりました。

午前10時、同館に到着した渡辺町長と千葉議長一行を、坂本健(さかもと・たけし)板橋区長が出迎えました。そして、同館の阿部宣男(あべ・のりお)館長の案内で、町長一行は、ホタルの棲める自然の川辺の環境を再現した「ホタルのせせらぎ」を見学しました。

ふるさとのホタルを見学した渡辺町長は「大熊町のホタルが元気に世代を重ね、光を放っていることは、町民にとって故郷を懐かしむ非常にうれしい話題であり、帰還を願う希望の光でもあります」と、坂本区長は「板橋で育った故郷のホタルを通じて、少しでも大熊町の皆さまの心の支えになれば、うれしいです」と話していました。

渡辺町長一行は、1時間ほど見学や懇談をして、同施設を後にしました。



見学の様子(右から渡辺町長、千葉議長)



握手する坂本区長(中央)と渡辺町長(右)

ご意見をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページに関してご意見がありましたらご記入ください。(500文字以内)

- ・住所・氏名・電話番号などの個人情報は記入しないようお願いします。
- ・回答が必要なご意見等はこちらではお受けできません。フォームメールをご利用ください。
- ・文字化けの原因になりますので、丸付き数字などの機種依存文字や半角カタカナは使用しないでください。

送信する

作成部署

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
政策経営部 広聴広報課
電話番号：03-3579-2024 FAX番号：03-3579-2028

メールでのお問合せはこちらをクリック(SSL対応)

板橋区役所 郵便番号173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 代表電話番号 03-3964-1111

FAX番号(広聴広報課受付) 03-3579-2028 各課へメールを送る

資料
26

開庁日時 [このサイトについて](#) [リンク集](#)



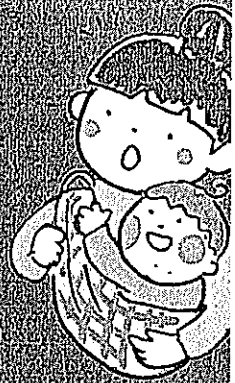
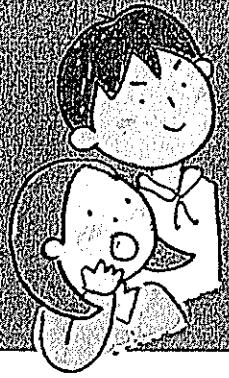
地方公共団体(市区町村)コード131199 (c)ITABASHI CITY OFFICE All Rights Reserved.



知っていますか？

この街のこの国の

大切な施設が
なくなるうとしています



今まさに
危機!!

板橋区ホタル生態環境館

この施設は平成元年より25年間、板橋区をはじめ全国の人々に愛されてきました。国内でも例を見ない貴重なホタル飼育施設です。ところが板橋区により、「2年後に廃止」の方向性が一方的に打ち出されてしまっています。



毎年楽しみをくれる
ホタル夜間公開

板橋から「世界」へ
ホタルの研究・飼育ノウハウ

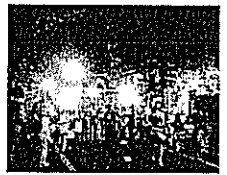
人間も安心できる
清浄な土地へ

ホタルは、有害な化学物質や放射性物質にも、非常に敏感な生き物。彼らのための清浄な水や空気、土壌環境の再生技術は、「人間の住む環境」を健全に保つためにも、大いに役立つことになるのです。



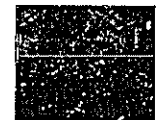
「ホタル自生の飼育技術」(特許取得済)を持つのは、実は世界でこのホタル館だけ。この技術は、全国各地そして海外のホタル再生に役立てられています。

6月と7月に行われる「ホタルの夜間公開」(無料)には、板橋区内外問わず、毎年1万人を超える人々が幻想的なホタルの光を楽しみにやっています。



夜間公開に訪れた人々と、誘導するスタッフたち

自生しているホタルの光は科学的にも見た目にも、穏やかで優しい“癒しの光”となります。これは、科学的にも証明されています。



たくさんのホタルの飛翔は、息を呑む光景

福島県 大熊町との絆

板橋区ホタル生態環境館のゲンジボタルの故郷は、福島県の大熊町です。平成元年、大熊町からゲンジボタルの卵300個を預かって、今では「24世代目」の子孫たちが元気に暮らしています。

震災で被災された方は、いつか故郷に帰れる日を想い、その希望の光にしています。

ホタルの夜間公開には、福島から避難してきた大勢の方々が招待されました。

なんと、突然の閉鎖?!

そんなこの国の未来になくてはならない施設が、「後継者の問題」と「施設の老朽化」を理由に閉鎖されようとしています!

この問題は、前からわかっていたはず。何もしてこなかったのは板橋区であり、区の責任は大きいのではないのでしょうか?

にもかかわらず、施設担当を外した区による不適切な調査により、25世代にわたりはぐくんできたたくさんの「ホタルさんのいのち」と、様々な生き物さんのいのちが失われました。

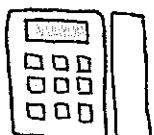
今まだ残るいのちを、すくってください。

今なら、まだ間に合います!



時間がありません、どうか皆さんのお力を貸してください!!

①電話をかける



板橋区にホタルを守るよう電話で要請してください。広報課に電話し「ホタル生態環境館の存続を希望します」とおっしゃっていただくだけで、大丈夫です。

■板橋区広報課

03-3579-2024

②フェイスブックに「いいね!」する

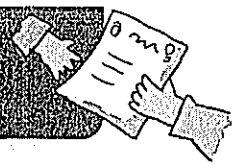


「ホタル生態環境館」を守る取り組みをぜひ一度見てください。

■いたばしのホタルの安全<いのち>を守る会

<https://www.facebook.com/groups/hotaru.save2014/>

街のみなさんの声・ボランティアさんの声



園児をつれて毎年ホテル館に行ってます。ホテルを見る子供たちのキラキラ輝く目を見るのが大好きです。

(29才・幼稚園勤務・女性)

こんな街の中でホテルが見られるなんて奇跡のようなものだね。建物の老朽化など問題はああるかもしれないが、何か良い解決法があるんじゃない?

(51才・男性)

ホタル今年も見た~い! 絶対見る~!
(5才・男の子)

子供を連れて、夏に通って8年。行列は大変だけど…群れ飛ぶホテルの光と「わあ~、きれい」の子どもの華やかな声に見に来てよかったと、いつも思います。

殺伐とした時代だけど…こんな近くで情操教育ができてラッキーです。

(38才・女性)

福島県大熊町のホテルが板橋区で育っているの知っていますか?

いつか安全になったわが町に、ホテルが里帰りできたら・・・わたしの切実な夢です。ホテル館をなくさないでください!

(68才・大熊町出身・男性)

卵や幼虫の数を数えるお手伝いをしました。夏に群舞するホテルを見ると、地道な作業が報われたようで、うれしくなります。

あのホテルたちを守りたい!

(20才・学生ボランティア・男性)

昔は子供を連れて、少し前は孫を連れてホテル館に夏ごとに行きました。いつか、ひ孫を連れていきたい。

ホテル館を廃止しないでください。ホテルが見られる板橋区に住んでることに誇りなんですよ!

(75才・女性)

毎年凄い行列なので、行かずじまいでしたが…去年、頑張って並んで、初めてホテル館に行きました。小学5年の時にキャンプで見たホテル以来、50年振りの虫!

夢の世界に迷い込んだよう! 感動しました! もっと前から行けばよかった!!

(62才・女性)

館長さんの昼夜を問わずの世話をする姿! 生きものに対する慈しみの心に感動して25年間お手伝いしてきました。

ホテル館は板橋区の宝、私の心の糧です。

(65才・ボランティア・男性)

板橋区ホテル生態環境館 (板橋区高島平4丁目)

1989年 旧温室植物園にてホテルの飼育をスタート
(福島県大熊町よりゲンジの卵300個栃木県栗山村からヘイケの卵700個を頂いて)

1992年 温室植物園閉館のため移動を余儀なくされ、現在の地(学童保育所跡地の廃屋利用)で再スタート。
ホテルの生息環境、水、土、共生生物まで総合的に考えた"阿部方式"で、試行錯誤と実験を繰り返して、生態水槽およびそれをスケールアップした"せせらぎ"を作った。
「ホテルの累代飼育システム及び方法」特許取得。これによって日本の115か所と韓国のホテルを再生させた。
土壌・水質改良の技術とともに年間300件以上の問い合わせ、相談に応じてきた。

毎年 6月と7月にホテルの夜間公開を実施、約1万人が訪れている。

板橋区

ホタル館、閉鎖の危機

板橋区ホタル生態環境館

独自のホタル繁殖施設を有する生態環境館が、閉鎖の危機に瀕している。区は現在、事業を引き継いでくれる団体を探しているが、「相手を見付けることが難しい」といふ声が上がっている。

区によると、ホタルの飼育は1989年に開始。緑と水辺の再生事業の一環として、「環境指標昆虫」であるホタルが生息できる環境をつくり、生態系や生物多様性の大切さを理解してもらおうと政策の目的を掲げている。

同館では土壌改良し、水道水を浄化して、ホタルが世代交代できるようにする「累代飼育」が特徴で、館長の阿部重男さんは「江戸川でも水槽でも、ホタルが生息できる環境を作ることが出来る」と語る。全面的に技術が使われ、01〜07年に約1千万円の特許料を納めている。

同館の運営は正職員1人と専任用・再雇用がランニングコストなどによって担われ、年間管理費は4千万円程度。施設は7年築の建物で老朽化が進み、用途地域は「第一種中高層住居専用地域」に該当するため改修が難しいという。区環境課は「生態系や生物多様性の大切さを体験できる施設として有効」としていたが、区全体としては施設の老朽化や技術継承の難しさ、財政事情などから、外部の行政機関も随筆で廃止の方針を決定。現在、担い手となる民間セクターなどを探しているが、見つかっていない状況にある。区としては全面的に撤退する方針で、「施設や経費的な支援、委託などは考えていない」と言う。また、飼育技術の特許については、区に残したい考えを示している。

外部機関では「区職員



区によると、ホタルの飼育は1989年に開始。緑と水辺の再生事業の一環として、「環境指標昆虫」であるホタルが生息できる環境をつくり、生態系や生物多様性の大切さを理解してもらおうと政策の目的を掲げている。

同館では土壌改良し、水道水を浄化して、ホタルが世代交代できるようにする「累代飼育」が特徴で、館長の阿部重男さんは「江戸川でも水槽でも、ホタルが生息できる環境を作ることが出来る」と語る。全面的に技術が使われ、01〜07年に約1千万円の特許料を納めている。

同館の運営は正職員1人と専任用・再雇用がランニングコストなどによって担われ、年間管理費は4千万円程度。施設は7年築の建物で老朽化が進み、用途地域は「第一種中高層住居専用地域」に該当するため改修が難しいという。区環境課は「生態系や生物多様性の大切さを体験できる施設として有効」としていたが、区全体としては施設の老朽化や技術継承の難しさ、財政事情などから、外部の行政機関も随筆で廃止の方針を決定。現在、担い手となる民間セクターなどを探しているが、見つかっていない状況にある。区としては全面的に撤退する方針で、「施設や経費的な支援、委託などは考えていない」と言う。また、飼育技術の特許については、区に残したい考えを示している。

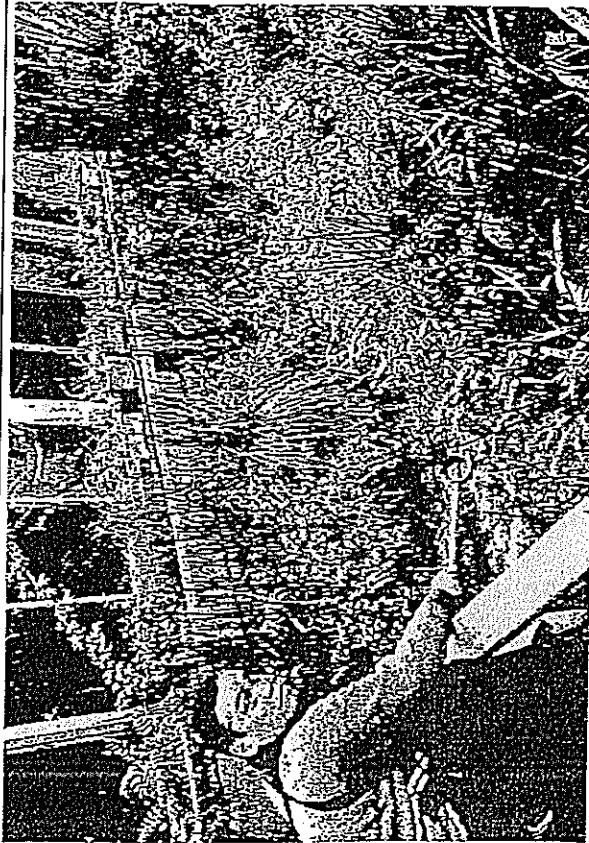
外部機関では「区職員

板橋区の「ホタル生態環境館」(高島平4丁目)が閉鎖の危機に瀕している。施設の老朽化とホタルの飼育技術の継承が難しいとして、区は2015年度までに事業を廃止する方針を固めているからだ。区は現在、事業を引き継いでくれる団体を探しているが、「相手を見付けることが難しい」といふ声が上がっている。

廃止方針に存続訴える声

度。施設は7年築の建物で老朽化が進み、用途地域は「第一種中高層住居専用地域」に該当するため改修が難しいという。区環境課は「生態系や生物多様性の大切さを体験できる施設として有効」としていたが、区全体としては施設の老朽化や技術継承の難しさ、財政事情などから、外部の行政機関も随筆で廃止の方針を決定。現在、担い手となる民間セクターなどを探しているが、見つかっていない状況にある。区としては全面的に撤退する方針で、「施設や経費的な支援、委託などは考えていない」と言う。また、飼育技術の特許については、区に残したい考えを示している。

外部機関では「区職員



再現した「せせらぎ」と阿部さん。カニやメダカなどの生物たちとともにホタルが育っている。14日

阿部重男館長(右)は「行政機関で廃止の通告を受けたことにより、土壌で継続してくれたいのはいかなるものか」と問題視。「(区)の所管課が飼育の運営、予算の問題、口を挟むことが出来ない」と懸念していたと述べ、区の責任を指摘している。

阿部重男館長(右)は「行政機関で廃止の通告を受けたことにより、土壌で継続してくれたいのはいかなるものか」と問題視。「(区)の所管課が飼育の運営、予算の問題、口を挟むことが出来ない」と懸念していたと述べ、区の責任を指摘している。

阿部重男館長(右)は「行政機関で廃止の通告を受けたことにより、土壌で継続してくれたいのはいかなるものか」と問題視。「(区)の所管課が飼育の運営、予算の問題、口を挟むことが出来ない」と懸念していたと述べ、区の責任を指摘している。

阿部重男館長(右)は「行政機関で廃止の通告を受けたことにより、土壌で継続してくれたいのはいかなるものか」と問題視。「(区)の所管課が飼育の運営、予算の問題、口を挟むことが出来ない」と懸念していたと述べ、区の責任を指摘している。

都政新報社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-23-1 TSSビル
(総務・広告) 03-5330-8781
(企画・広報) 03-5330-8784
(編集) 03-5330-8785
(印刷) 03-5330-8788
(フアクラス) 03-5330-8808
購読料 月1,680円(税込)
毎週火・金曜日発行
ただし、祝日は休刊
©都政新報社 2013

都政新報

ホタル館の灯消えそう

「幼虫確認2匹」板橋区廃止へ動き

ホタルを卵から成虫まで飼育する東京都板橋区の「ホタル生態環境館」が廃止の危機にひんしている。運営主体の区が、存廃を決める判断材料として館内の生息数調査を実施したところ、

幼虫がわずか2匹しか確認されず、区は廃止に向けて動きだしている。しかし、調査手法に対する疑問の声も出ており、区民や関係者は存続を強く求めている。(村松権主筆)

飼育員、調査に疑問 区民存続陳情も

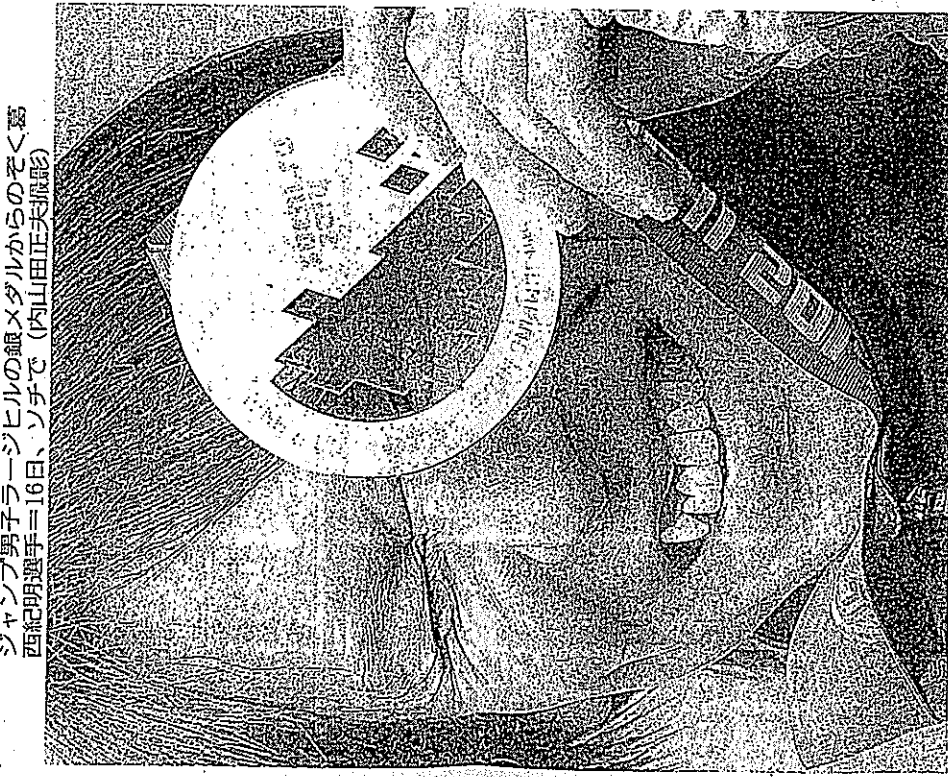


ホタルを飼育する温室内の阿部さん(東京都板橋区のホタル生態環境館で)

区の委託業者が先月下旬に実施した生息数調査では、温室にある約二十匹のせせらぎに入り、二十七カ所で幼虫をネットに追い込んだ。体長約二センチ程度の大きなゲンジボタルの幼虫二匹のみが捕獲され、生息数は二十三匹と推測された。ゲンジボタルの幼虫はゼロで、餌になる巻き貝のカワナシの総数もわずか約九百六十四匹とされた。「幼虫は数万匹いる」とするホタル館側の見解と大いに異なる結果となった。ホタル館の存続問題が表面化したのは昨年一月。老朽化と飼育技術継承の難し

さを理由に、区が「廃止も含めた施設のあり方を検討する」と方針を示した。今回の調査結果について区資源環境部の山崎智通部長は「こんなに少ないとは思わなかった。決定に影響を与える」と説明。

葛西選手に銀



ジャンプ男子ラージヒルの銀メダルのそと(内山田正夫撮影) 西紀明選手=16日、ソチで

伝説第2章見えた?

「用途地域の制限で施設の改築はできず、財政的に移設も難しい」と廃止の方向性を示す。一方、区職員として同館でホタルを飼育してきた阿部宣男さん(56)はこの時期は一歩に満たない幼虫が

東京都板橋区のホタル飼育 1989年に区職員の阿部宣男さんが、福島県大熊町などで採取したゲンジボタルとヘイケボタルの卵を区施設の温室植物園(現・熱帯環境植物館)に放して以降、卵からかえった成虫が再び卵を産む世代交代が25年続いている。93年には新設されたホタル生態環境館に飼育場所を移し、毎年6～7月には成虫が乱舞するようになる。年3万人ほどが見学に訪れていたが、施設の老朽化で2013年度から予約制になった。

多い。人が流れ込むと石の下などに隠れた幼虫は逃げ、捕獲は難しいと調査に疑問を呈す。ホタルの専門家からも「調査方法の問題があるのでは。カワナシは土の中などで繁殖している可能性もある」とホタル飼育関係者などの声が上がると、区側は「国が定めた手法に基づいて実施した」としている。ホタル館存続を訴える区民は昨年十一月、区議会に陳情を提出したが、委員会で結論が出ず、今月に入り再提出した。十九日の区民

ンルティックスキ・ジャンプ男子個人ラージヒルのメダル授与式が十六日、五輪公園メダルプラザで行われ、冬季五輪の日本勢では最年長メダリストとなった四十一歳の葛西紀明選手に銀メダルが授与された。(田中聡)

環境委員会で審議される。区の調査後、阿部さんはホタル館の担当から外されて辞表を提出。施設管理業者も変更され、館内で飼育を手伝ってきたボランティアの活動も止められた。ボランティアの一人は「区の調査や対応は廃止が前提だと批判する。ホタル研究者でホタル館運営にも協力した山岡誠、九州女子大学学教授(60)は「二十三区内でホタルを飼育している施設はない。廃止は大きな損失だ」と話している。

漁船転覆 1人不明
銚子沖、心肺停止
十七日前九時二十五分ごろ、千葉県銚子市の銚子港沖で、三人乗りの漁船が葉丸が転覆、一人が行方不明になった。銚子海上保安部によると、二人は救助されたが、うち一人が心肺停止状態という。同保安部によると、行方不明の男性は七十代とみられ、付近の海上を捜索している。

アタがあり、十分に利いていなかったことが判明した。事故は十五日前午後半ごろに元住吉駅で起き、乗客十九人が軽いけがをした。雪の降った十四日、近くの綱島駅や大倉山駅でも午後十時以降、十八、二十五のオーバーランが相次いでいた。東急の電車には、車輪にブレーキをかける制輪子(ブレーキシュー)に雪が固着しない「耐雪ブレーキ」と呼ばれる装置が備わっているが、東急は十分に機能しなかった可能性を指摘している。

☆宮城県石巻市の商店街で十六日、東日本大震災後の復興を担う男女二人の街ぐるみの結婚式が開かれた。写真。

☆二人は、街ぐるみを導く一般社団法人「IS HINOMAKI 2.0」の代表理事で松村毅さん(60)と石巻市出身の渡辺享子さん(60)と埼玉原上尾市出身。東京工業大学院で都市計画を専攻していた

創るよろこび、愛でる楽しみ。

初めての方も安心。どなたでも、無理なく作れます。

おひなさま 木目込人形・押絵

初回無料体験教室 参加募集中

2月末日まで月～金曜 平日毎日開催 ※材料費のみ別途かかります。

女優、歌手 麻丘めぐみ 2012年10月から起用



れ。こです。

小誘拐未遂 区職員再逮捕

刃物を突きつけ、両手は手錠をかけた。また、所持していたバックを示して「この中に入れ」と脅して連れ去ろうとしたとされる。女児が抵抗したため、収野容疑者は手錠を残したまま車で現場を逃げた。

としたりなど容疑を認め、収野容疑者は、足立区によると、収野容疑者の自筆からは、女児を対象としたなど書意が読み取れた。

雪で非常ブレーキ低下?

東横線追突 オーバーランも続発

疑者は二〇一二年に入庁。勤務態度に問題はなかったという。

オーバーランのため、指令室の指示を受けた後編組車は約六百メートルで、最も制動

1月27日生態調査及び2月7日引継ぎ
記録映像

作成 永石 貴也

2014年1月27日

突然板橋区資源環境部環境課立ち合いで行われた(株)自然教育研究センターによるホテル生態環境館調査の「生態調査」記録映像①



(午前9時30分頃)

永石「コチラの方って業者さんとか?」

井上課長「そう、プロの人」

永石「どういう業者さんですか?」

井上課長「だから、そうゆう調査を業務としてる人」

永石「じゃあ、生物の...」

井上課長「マクロベントス法というらしいですよ。」

永石「という会社ですか?」

井上課長「いや、調査方法。」

永石「会社自体は何て言う会社なんですか?」

井上課長「会社はまだいいじゃないですか、まだ結果が出ないから結果が出てからで。」

「マクロベントス法」は海の底生物を計測する方法であり、川が生息場所であるホテルの調査には適さない。



(午前10時30分頃)

永石「スポットで計測しないと幼虫は小さいから死んじゃう。」

山崎部長「どれくらいの大かさなんですか?」

永石「1mmくらい」

山崎部長「それは卵が孵化したばかりの頃でしょ?」

永石「にしてもスポットじゃないとやばいんじゃないですか?」

山崎部長「だって、今は大きいんですよ。」

山崎部長「二月、三月は上陸準備するような時期でしょ。」

原田(存続を求める会会長)さん「まだ一月だよ」

山崎部長「だってもうこれは1cmくらいですよ。」

山崎部長のこの見解から1cm未満の幼虫は幼虫とみなさずに調査の対象にしてない。

2014年1月27日

突然板橋区資源環境部環境課立ち合いで行われた(株)自然教育研究センターによるホタル生態環境調査の「生態調査」記録映像②



(午後3時20分頃)

永石「さっき見つけたホタルさんの幼虫ってこれですか?」

自然教育研究センター「これです」

永石「死後一か月なんですか?」

自然教育研究センター「一か月以内だと私は思います」

永石「腐敗具合から大体推測出来るんですか?」

自然教育研究センター「そうですね、見た目の水の吸収具合とか臭いとかですね」

水の流れの中にいる生き物なら一か月もすれば死がいは、水に溶けるはずである。なのに、死がいの死亡推定をしているこの業者は専門家なのだろうか。



せせらぎですくった生き物を、業者は全て真空パックに入れて、封をしてしまっている。これでは、生き物が無事なのだろうか。不安である。



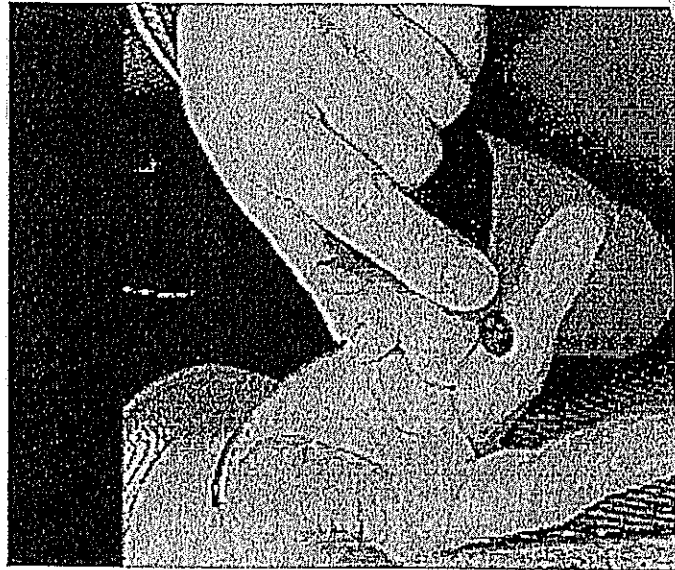
ホタルは水がキレイでないとき生きるのが難しい。ホタルが窒息するせせらぎに、業者が足を踏み入れてしまえばせせらぎの水が茶色く濁ってしまった。それよりも踏みつけた土の中にいるホタルの幼虫は流されてしまったと思われる。

2014年2月7日

板橋区資源環境部環境課立ち合いで行われた(株)自然教育研究センタースタッフへの引継ぎ



阿部「すごい、立派なゲンジじゃない。いるじゃない、ほら」
ポランテイア「いるじゃないですかー。ゲンジですよ、あれ」
自然教育研究センター「へー」



阿部「まだいるじゃない、ほらオチビちゃん」
ポランテイア「コチラの会社が捕ったんですよ」
阿部「そうそう。これはね、ゲンジのメスだ。もうこの時には卵を作ってるから、少〜し」
自然教育研究センター「え、もうここから卵を作ってるんですか」
阿部「もうここから卵を作ってるから、成虫からじゃ遅いんだよ。幼虫の段階で卵を作っていくから。で、毒腺っていうのを出すからここから」
ポランテイア「毒腺って知ってます？」
阿部「いいいにおいするだろ」
自然教育研究センター「ほおー」
ポランテイア「オス・メスって分かります？」
自然教育研究センター「いやーまだ判断つかないですね。あーでも何か発光器の」
阿部「違うだろ、今は幼虫の段階なんだぞ。教えるよ。で、これはもう立派なゲンジボタルのメス。今のはね。」

ホテルの累代飼育の特許について、区及び本人の収入額

年度	種類・料金		件数	特許実施料	本人収入額
13年度	生態水槽	200,000円	1件	200,000円	100,000円
	せせらぎ	1,200,000円	0件	0円	
14年度	生態水槽	200,000円	1件	200,000円	905,000円
	せせらぎ	1,200,000円	3件	3,600,000円	
15年度	生態水槽	200,000円	5件	1,000,000円	345,000円
	せせらぎ	1,200,000円	0件	0円	
16年度	生態水槽	200,000円	2件	400,000円	465,000円
	せせらぎ	1,200,000円	1件	1,200,000円	
17年度	生態水槽	200,000円	2件	400,000円	465,000円
	せせらぎ	1,200,000円	1件	1,200,000円	
18年度	生態水槽	200,000円	7件	1,400,000円	425,000円
	せせらぎ	1,200,000円	0件	0円	
19年度	生態水槽	200,000円	2件	400,000円	185,000円
	せせらぎ	1,200,000円	0件	0円	
合計	生態水槽	200,000円	20件	4,000,000円	2,890,000円
	せせらぎ	1,200,000円	5件	6,000,000円	
	—		25件	10,000,000円	—

※ 平成20年度以降は、実績が無い

※ 東京都板橋区職員の職務発明等に関する規則に基づき、発明者本人に支出済み

診 断 書

氏名 駒野 ひとみ 殿

531 年 5 月 27 日生 57 才

病 名 右肩打撲

2014. 1. 30. 上記受傷

治療終了に約10日月、経過を
要らず見込みである。

上記の通り診断致します

平成 26 年 / 月 30 日

東京都板橋区高島平1丁目69番8号

医療法人
社団明芳会

高島平中央総合病院

医師 齋藤 計太

電話 (3936) 7 4 5 1 番 (代表)

診断書

資料

32

住所： 東京都板橋区蓮根 1-1-22-201

氏名： 阿部 宣男 殿 男性

生年月日： 昭和 30年 12月 5日 58才

診断名： 精神疲労状態、不眠症

上の者、上記状態のため、本年2月24日より療養して治療を行っている。
本日診察したところ、精神は安定しておらず、胃腸症状等が加わっていた。
この状態での復職は難しいため、本年3月29日より同年5月31日までの療養継続を要する。
<以下余白>

以上のとおり診断する。

平成 26年 3月 14日

沖縄県那覇市牧志 2-16-45

TEL 098-860-9571 FAX 098-862-8815

モモクリニック

院長 門馬康二

